

14.5-17イ



\*1200501211372\*

滿鐵調査資料 第八十六編

滿洲に於ける日本取引所

南滿洲鐵道株式會社

庶務部調査課



始





凡 例

大東銀行 寄贈本

一、滿洲には現在九箇所の取引所がある。關東廳取引所六、民營取引所三が之である。本編は之等九取引所の現状を出来るだけ詳細に記述せんと試みたものである。

一、從つて理論、政策には多く觸れない事とした。只本編が夫等の誘出に役立てば幸甚である。

一、尙在滿日本取引所に一瞥を加ふれば足る人は卷末に附する所の一覽表を参照されたい。



一、主なる参考書左の如し  
取引所要論（長滿欽司氏）、改正日本取引所論（横山一郎氏）、取引所講話（河合良成氏）、關東廳取引所講話（宮内虎雄氏）、大連建値問題（當課）、内地取引所關係法規の改正と在滿洲日本取引所（當課）、關東廳統計書（關東廳）、關東廳施政二十年史（關東廳）、大連商議月報（大連商工會議所）、滿洲經濟時報（同社）、尙本編を草する上に種々便宜を與へられたる各取引所及信託の諸氏、並びに關東廳殖産課吉松博氏、大連五品澄川友敬氏に感謝の意を表す。

凡 例



14.5-173

滿洲に於ける日本取引所

目次

第一章	緒言	一
第二章	沿革	三
第三章	取引所の組織及び擔保制度	一一
第一節	組織	一一
第一款	總說	一一
第二款	官營取引所	一一
第一款	總說	一一
第二款	内部組織	一一
第三款	商議員會及び相談役	一五
第四款	民營取引所	一七
第一款	總說	一七
第二款	設立	一八

凡例

一、本編の擔當者 齋藤征生

昭和三年十月

二

庶務部調査課



第三項 役員……………二二

第二節 擔保制度並びに附屬信託會社……………二一

第一款 總說……………二一

第二款 關東廳取引所……………二四

第三款 民營取引所……………三九

第四章 取引所の監督及び税……………四三

第一節 取引所の監督……………四三

第二節 附屬信託會社の監督……………四五

第三節 取引所税……………四七

第一款 總說……………四七

第二款 取引所營業税……………四八

第三款 取引税……………四九

第一款 關東州内……………四九

第二款 南滿洲鐵道附屬地内……………五〇

第四款 取引所信託業税……………五二

第五章 取引所に於ける賣買取引……………五五

第一節 賣買取引の従事者……………五五

第一款 取引人の要件及免許……………五五

第二款 取引人の種類及數……………五八

第三款 免許料、入場料及び身元保證金……………六八

第四款 取引人の監督……………七一

第五款 取引人組合……………七四

第二節 賣買取引の場所及時……………七六

第三節 賣買取引の種類……………八二

第一款 關東州取引所に依る取引所……………八二

第二款 關東廳取引所其他……………八四

第四節 賣買取引の方法並びに取引物件……………八五

第一款 關東廳取引所……………八五

第一項 現物取引……………八五

第二款 先物取引……………九五

第二款 民營取引所……………一〇一

第一項 大連株式商品取引所……………一〇一



第二項	安東取引所	一一二
第三項	滿洲取引所	一一四
第五節	證據金及手数料	一一六
第一款	證據金	一一六
第一項	賣買證據金	一一六
第二項	委託證據金	一二六
第二款	手数料	一二六
第六節	賣買取引の建値	一三六
第七節	賣買取引の整理及決済	一四八
第一款	計算整理	一四八
第二款	決済	一四九
第八節	違約處分及び賠償	一七八
第六章	結言	一八四
附錄		
其一	關東州取引所法規	一

1.	重要物產取引市場に關する件	一
2.	關東廳取引所規則	一
3.	取引擔保會社取締規則	七
4.	關東州取引所令	一〇
5.	關東州取引所規則	一八
6.	關東州取引所稅規則	二五
其二	各取引所及信託會社各期營業成績表	二九
其三	各取引所年別出來高表	四四
其四	在滿日本取引所一覽表	四四



# 滿洲に於ける日本取引所

## 第一章 緒言

會つて「公許の賭博場」として世の擯斥を買つた取引所は、やがて「必要なる害悪」として蔑視せられつゝも世の容るゝ所となり、而して止む所を知らざる經濟社會の發展は、遂に今日の如く取引所をして經濟上必要缺ぐ可からざる一機關となし了つたのである。然し乍ら願れば世界に於ける取引所二百年の發達史こそ恰も猶太民族のその如く涙ぐましき壓迫と屈辱の連續史であつた。或は一七三三年英國に於けるサー、ジョン、バーナード條令となり、或は佛國に於ける革命後の壓迫となり、米國に於ても一八六四年の金貨投機條例あり、比較的順調なる發展をなせりと言はれる獨逸に於てすら彼の一八九七年の取引所法中投機取引の制限となつたのである。俾近なる例を我國に求めても、明治十三年の金銀貨賣買取引の禁止布告あり、又明治三十五年の勅令第一五八號あり、更に眼を東三省に轉ずるならば或は民國十五年天合盛銃殺事件の如き、或は哈爾濱に於ける官憲の相場酌上の如く、吾人は今尙原始時代に於けるが如き官憲の壓迫と干渉とを見出すのである。然し乍ら之等の壓迫に抗しつゝ、之等の迫害と戦ひつゝ取引所は年々逐ふて進展して行つたのである。こは一面に於て抑へても抑へても抑へ切れない所の人間の射倖心が手傳つてゐるかも知れない、然し經濟社會の發達が必然的に取引所の發達を誘致した事は何人も否めないであらう。思ふに取引所の機能は一にして止まらず、最早や今日に於ては一日として缺ぐ可からざる重要な機關と目されるに至つてゐる。而



も經濟界の發展は日を逐ふて著しく國民經濟は正に世界經濟の域に溶合せんとしてゐる。而して世界が物質關係に於て完全なる分業状態に立到る時、取引所は益々顯著にその機能を發揮するに到るであらう。

翻つて我滿洲を見る。而してそこに見出さる可き商業界にせよ工業界にせよ、その他あらゆる經濟界が大豆その他の特産物を原動力として廻轉しつゝあるかの如き觀がある。げに特産物は滿洲の生命である、それを培ふ事によつてそれを世界に廣める事によつて滿洲の光輝は益々發揮せられる事であらう。而して滿洲の特産物をして今日の地位にまで築き上げたるは、他に種々の原因もあるかも知れないけれど、經濟界全體に對してなせる寄與と共に取引所の一貢獻であると信じて疑はない。之茲に不肖を願ず敢て不備拙文なる本編を上梓する所以である。

## 第二章 沿革

ポーツマス條約の結果、日本は關東州の租借權及び南滿洲鐵道とその附屬利權とを露西亞より繼承した。次で明治四十年南滿洲鐵道株式會社設立せらるゝに及んで、我國人の滿洲の企業に注目するもの漸く多く、特産物の輸出、綿糸の輸入、その他雜貨の販賣に従事する爲大連に渡來するもの日に多きを加ふるに至つたが當時大連は我邦人に取つては全くの處女地にして商取引の機關の如き殆んど皆無の状態であつた。その後特産物輸出業者の同業組合設置せらるゝに及んで益々取引機關の必要を痛感し、明治四十一年五月二日の同組合例會に於て、大連埠頭構内に滿洲重要物産取引商人集會所設立の案を樹て、組合以外の同業者及び華商の贊同を得て滿鐵埠頭事務所に對し建築物の一部借入を請願したのである。當時の埠頭事務所長相生由太郎氏は快く之を承諾し、十月新穀の出廻りより倉庫の一角約二十坪の使用を許したのであるが之滿洲に於ける特産物取引所の濫觴である。然るに案の如く同所を利用せんとするのは日々百人を超へ、幾何もなくして狹隘を感ずるに至つたので同業組合は再び相生氏に對し事情を述べて適當なる場所の貸與方を請願した。是に於て同氏は會社重役とも相談の結果倉庫なる名義の下に一家屋を建築し、明治四十二年一月四日より取引市場として使用せしめ後大正二年九月一日まで之の状態が続いたのである。

その當時に於ける取引は別に確立したる規約なるものなく、又法律的制裁等もなく只商慣習を基礎とする一種の不文律の下に圓銀建を以つて取引したのであるが大した故障もなく可成り順調に進捗した様である。

然るに明治四十三年三月頃より市場の状態漸次發達し、取引高も日々多きを加ふるに至り、時に一部の華商埠頭の集會所又は小崗子等に於て別の相場建取引を開始するものあり、折角之迄順調に發達したる該集會所内の相場に變調



を來し、延いては大連の特産市場を攪亂すべき恐れがあつたので組合側は協議の上關東都督府に對して同集会所を滿洲重要物産市場として公認せられ、尙他に同種ものを設置し能はざるが如き取締法規を設けて之を保護せられん事を出願したのである。

之より先都督府としても、取引の圓滿を期し、秩序ある發展を誘致する爲適當なる取引機關を設置すべき必要を認め、右出願によつて刺戟せらるゝ所あり、いよ／＼官營取引市場經營に關する調査を開始したのである。然るにその年六、七月頃に至り都督府は新に滿洲重要物産の取引状態に關する調査を開始したので、之を開いた組合側に於ても好機逸すべからずとなし、副組合長相生由太郎氏外二名の評議員旅順に白仁民政長官を訪ひ、重要物産取引の現状を説明し尙先般請願せる所の埠頭に於ける集会所に對し、重要物産市場としての保護を與へられん事を再び切願したのである。

右の請願に對しても都督府側からは何等の返答はなかつたけれど翌明治四十四年五月に至り白仁長官來連し、組合側と種々懇談の結果官設重要物産取引市場を新設する事に決し、その經營方法はすべて組合側の意見に一任する事になり、六月三日都督府側と組合側との第一回正式交渉開催され、都督府側からの提出議案に基いて相互に意見の交換をなし、更に翌日の會合に於て多少原案を修正する所あり茲に大連取引所設立の基礎を作るに至つたのである。

明治四十四年六月二十二日に至り關東都督府は府令第十三號を以つて「大連重要物産取引市場規則」を發布した。右規則中には單に職制商議員制の規定あるのみにて賣買受渡その他の内容に關しては未だ決定する所なく、従つて該規則は官憲の手によつて從來の現物市場を經營する事を意味するもので、先物取引に關しても何等觸るゝ所がなかつたのである。然るにその後同年八九月の頃より取引人の中に思惑空賣買をなすもの生じ、その傾向は漸次濃厚となり

つゝあつたので組合としても種々研究の結果、四十五年一月に至り期賣買に對し斷然立合中止を命じ、一部の者に對して集会所の出入を禁止するに至り一時漸くその終熄を見たのであるがその後に至り埠頭集会所散會後奥町附近に於て期賣買をなすものを生ずるに至つた。

是に於て組合としても到底該行爲を根本的に絶滅する事は不可能であると言ふ見解の下に、寧ろ此際同市場を普通の取引所とし先物賣買を公許するに如かずとなし、右の旨を都督府に對し具陳したのである。都督府としても事情止むを得ずとなし、之を普通の取引所となす事に決し、大正二年二月十四日勅令第六號「關東州内ニ設立スル重要物産取引市場ニ關スル件」が公布せらるゝに至つたのである。

## 勅令第六號

朕關東州内ニ設立スル重要物産取引市場ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ公布セシム

關東州内ニ設立スル重要物産取引市場ニ於ケル取引ノ方法及擔保ニ關シテハ關東都督ノ定ムル所ニ依ル（大正四年勅令五四號により改正せらる）

## 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右勅令に依り取引所の賣買取引に關する法律上の根據初めて定まり、同年三月十五日府令第七號により「大連重要物産取引所規則」發布され、四十四年の府令第十三號に代り、尙六月十一日の府令第十五號に依り同規則施行規程公布され賣買受渡その他取引の内容に關する事項が規定せられたのである。然し乍ら同取引所は官營であるから賣買に對し擔保の責に任ずる事が出來ない。仍て別に擔保の責に任ずべき民營の會社を必要とし、當局とも種々懇談の結果



同年六月十九日に至り大連重要物産取引所に於て擔保清算の責に任ずべき大連取引所信託株式會社の設立を見、茲にすべての點が完備したるを以て、大正二年九月一日より業務を開始したのである。之蓋し滿洲に於ける日本側取引所の嚆矢である。

然るに右大連重要物産取引所は開所以來成績良好にして一般經濟界に貢獻する所尠からず、依つて奥地に於ける特産物の大集散地たる開原及長春に同一の取引所を設立すべきの議起り大正四年以來諸準備に着手し、同年四月勅令第五十四號を以つて大正二年勅令第六號中に「關東州内」とあるを「關東州及南滿洲鐵道附屬地内」と改正しその効力の範圍を擴張したのである。

次いで大正五年二月府令第一號を以つて「關東都督府取引所規則」を公布して從來の「大連重要物産取引所規則」に代へ、大連、長春、開原皆之に據る事となつた。同月府令第二號を以つて「開原取引所規則」同じく三號を以つて「大連重要物産取引所規則」同三月第八號を以つて「長春取引所規則」が夫々公布せられた。而して開原は二月十五日より、長春は四月四日より、業務を開始したのであるが、此處に注意すべきは之の兩取引所に對して錢鈔取引を附設した事である。之滿洲に統一せる通貨なく各地によりてその事情を異にし、又その取引の如きも極めて亂雜にして相場に一定の基準なるものなく、特産物の取引に關しても極めて不便であつた爲是に錢鈔取引を附設し兩々相俟つてその機能を發揮せんとしたのである。而して開原は開所以來一箇月目の三月十五日より、長春は開所と共に立會を開始した。一方大連に於ける錢鈔取引は以前より華商が公議會に集合して金票、鈔票、小洋錢の賣買取引をなしつゝあつたが大正三年二月以來正隆銀行の代表者と中國商人が官許を得て大連錢業公所を設立し、章程を設けて現物及び先物取引をなすに至つた。然るに前述の如く開原及び長春に錢鈔取引開始せらるゝに至り寧ろ此の例にならつて取引所

に於てなすを適當となし、大正六年五月十八日府令第九號を以つて「大連重要物産取引所錢鈔取引規程」公布され、その附則により六月一日より同規程は施行され、従つて大連錢業公所は任意解散しその會員の多くは免許料を免ぜられて錢鈔取引人となつたのである。之より大連重要物産取引所は重要物産の外に錢鈔取引を兼營する事となり益々機能を發揮するに至つた。

次で大正八年二月六日關東都督府は府令第六號を以つて「大連取引所規程」を公布し、從來の「大連重要物産取引所規程」及び「大連重要物産取引所錢鈔取引規程」を廢止した。従つて取引所も大連取引所と改稱するに至つた。

公主嶺、四平街その他沿線主要地に於ても特産の出廻り漸次増加し完全なる取引機關を要求しつゝあつたが、當時多くは支那側の商務會内に取引所類似の市場あるのみにて賠償制度その他完備せず従つて不便を感じる事甚だしく此の頃より地方官民合同して各地に取引所設置運動を起すに至つた。關東廳としても産業發達を助長し經濟界の進展に資せん爲各所を調査の結果、大正八年八月廳令第三十八號を以つて「四平街及公主嶺取引所規程」を、同十月廳令第五十一號を以つて「鐵嶺取引所規程」を、同十二月廳令第六十五號を以つて「奉天、遼陽及營口取引所規程」を夫々公布し、公主嶺は八年十月より四平街及鐵嶺は十一月より、遼陽は九年八月より、奉天及營口は同十月より夫々業務を開始したのである。

然し乍らその後に至り戦後の反動により財界は漸次不況となり加ふるに日本側取引所設置に刺戟されて支那側にて交易所を開設するあり、又滿鐵の混合保管制度の實施さるゝありて大連、開原の兩取引所を除けばその他のものは市場振はず殊に鐵嶺、遼陽、營口取引所の如き最も甚だしく、大正十二年以來は殆んど取引皆無の状態に陥り大正十三年十月末日限り遂に廢止さるゝの餘儀なきに至つたのである。



重要物産及錢鈔の取引所は以上の如く官營取引所によつて略整備したのであるが一方滿洲財界の發展と共に簇出せる諸會社の株式及輸出入品の取引機關如何と言ふに、大正六年十二月大連株式同業組合なるもの組織され株式現物市場開始の許可を得て立會をなし、又大正八年五月滿洲證券信託會社も同様の特權を得て取引をなすつゝあつたが、之等は何れも現物のみを賣買にして先物の取引を許されず、且つ正式の取引所に非ざるが故に不完全なるを免れず、剩へ當時の會社資本狀況を見るに社數二四八資本總額七千九百一十一萬餘圓(大正八年八月現在、關東廳調、滿鐵を除く)にして、之等證券の運用如何は財界の消長に多大の影響を及ぼす爲證券市場の中樞機關として株式取引所を設立すべき必要を認め、大正八年六月二十三日大連市有志二十名より右の旨の出願あり、次で八月小泉策太郎氏外數十名より同様の出願あり、此等兩派は其後一致して運動を續けたのであるが同年十二月十三日勅令第四九四號「關東州取引所令」發布せらるに至り、關東廳に於ても之に基きて同月二十四日廳令第六十七號を以つて「關東州取引所規則」を公布し翌二十五日資本金一千萬圓株式會社組織の大連株式商品取引所の設立發起を認可し、翌九年二月十日更にその設立を免許したのである。而して小泉策太郎氏初代の理事長に就任し、三月十日より愈々業務を開始した。然し乍らその後財界の不況に遭遇し、尙内部に紛糾等もありて未だ所期の目的を達せず今日に及んでゐる。上場物件は關所當時株式、綿糸、麻袋の三であつたが大正十年十一月一日より綿布の賣買を開始し、越えて昭和二年十二月一日より麥粉を上場するに至つた。

奉天に於ても殆んど時を同うして即ち大正八年九月(二十三日)證券の現物市場として資本金二百萬圓を以つて奉天信託株式會社なるもの設立せられ専ら株式の賣買に従事してゐたが、翌九年十月(十五日)補助機關たりし奉天商事株式會社を資本金三百萬圓より百二十萬圓に減資して合併し資本金總額を金三百二十萬圓に増加した。然し乍らその後

襲來せる財界の變動に逢ひ一時は事業を停止するの外なき状態に立至つたのであるが大正十年三月(十五日)公認市場の認可を受けて純然たる取引所組織に改め、商號も株式會社奉天商品證券交易所と改め従来の證券の外に米穀外五種商品の市場認可を得て同六月(二十日)より再び證券部の市場を開始したのである。

その後大正十二年一月(十日)に至り滿洲取引所と改稱し財界の頹勢と共にあへぎつゝありしが、十三年七月十六日より米穀市場を開始し以つて今日に至つてゐる。

安東に於ては大正七年十月の交、組合組織の下に安東信託公所なるもの生れ錢鈔の取引に従事してゐたがその後八年十一月に至り安東證券商品信託公所資本金二百萬圓を以つて設立され同市場を繼承したのであるが、更に九年十二月に至り同所を買収し之を基礎として資本金二百五十萬圓を以つて安東株式商品取引所が設立された。之即ち現在の安東取引所であつて翌十年一月十日在安東領事の免許を得て同二月十五日より業務を開始した。

次で大正十二年十月行政移管の結果關東廳の管轄に屬する事となり、翌十四年六月商號を現在の如く安東取引所と改め現在に至つてゐる。尙最近昭和三年六月一日に至り株式、錢鈔の外に粟を上場して益々發展の途上に向ひつゝある。

此の他大正十年の所謂中間景氣を利用して幻の如く現れ、次で襲來せる深刻なる財界の不況に泡沫の如く消え去つたものに株式會社哈爾濱取引所がある。同所の設立は曾つて大連株式商品取引所に關係せる森上卯平氏の計畫せる所であつて、その動機は主として設立による株式のプレミアム獲得にあつたと言はれてゐるが、大正九年頃から種々調査を開始し當時哈爾濱に於て認可を得て取引所類似の營業をなすつゝあつた哈爾濱信託會社を買収し、その營業の範圍を擴張し日支合辦の取引所を設置すべき具體案を樹て大正十年三月外務省に設立認可を申請したる所越えて五月認



可の指令に接した。然し乍らその後種々の障礙あり、又猛烈なる支那側の反對に逢つて一時停頓の形であつたがその後に至り支那側との諒解もなり一方東京に於ても小泉氏中心となつて種々運動の結果設立準備も整ひ、十一月初旬資本金一千萬圓の四分の一拂込を了し、十二月十一日哈爾濱日本居留民會公會堂に於て無事創立總會も擧ぐるに至つたのであるがいよいよ業務を開始したのは翌十一年七月二十二日であつた。

開所當時は特産、錢鈔、株式、商品の中株式のみ上場したのであるが、出來高の如きも一日平均五千株を突破し八月附屬株式信託の設立後は一日一萬乃至二萬株の出來高を示し、越えて十二月二日よりは新に麻袋をも上場し大いにその前途を囑望されてゐたのであつたが、財界不況の襲來と共に尙一面經營宜しきを得ず、大正十二年四月頃より漸次難局に立ち十一月一日以降は兩市場共休止するの餘儀なきに至り、次いで十二月十日臨時株主總會を開催して資本金を五百萬圓に半減し、翌十三年九月二十二日臨時株主總會に於て遂に解散の假決議をなし、十月十八日定時株主總會に於て正式に解散を議決した。顧みれば十一年七月より翌年十月まで立會をなせるは僅か一年半に足らず誠に泡沫會社に過ぎざりしを遺憾に思ふものである。

### 第三章 取引所の組織及び擔保制度

#### 第一節 組織

##### 第一款 總說

取引所を經營主體によつて區別すれば之を二つに大別する事が出来る。一は即ち官營取引所であり他は即ち民營取引所である。民營取引所は更に株式會社組織と會員組織に分ち得るのであるが、滿洲に於ては特殊の事情の爲官營取引所即ち關東廳取引所の設立せらるゝもの多く全數の三分の二即ち六箇所を占めてゐる。他の三箇所は盡く株式會社組織による民營取引所にして未だ會員組織の取引所は設立を見ないのである。

##### 第二款 官營取引所

##### 第一項 總說

取引所の經營主體として何者が最も適當であるかと言ふ事は學者間に種々議論の有る點であるが、取引所が經濟社會全般の公共施設であると言ふ事を認める限り、その經營主體が官廳その他の公共團體であると言ふ事に對し反對は唱へられない筈である。然し乍ら日本内地は言ふまでもなくその他各國に就いて見るに、獨逸及伊太利に於て商業會議所が直接取引所の管轄に當つてゐる外殆んどすべてが會員又は株式會社組織であつて官營の取引所なるものを聞か



ないのである。之多くは設立の沿革によるものと思はれるが滿洲に於ては第二章に於て述べたるが如く、設立の當初に於て市場を統一する爲直接關東都督府の監督を要し、更にその市場は日支兩國人を初めその他外國人によつて利用され、而かもその多數を占むる中國人が他國官憲を信ずる事厚く、依つて彼等に對する威令の關係からも官營となすを要したるが如き理由により官營の端を發したるものと思はれるがその後漸次發展して今日に及び、向井博士をして理想的なる制度であると言はしめるに到つたのである。

### 第二項 内部組織

關東廳取引所は率直に言へば官廳である、而してその役員、使用人は官吏、囑託員、雇員等である。従つてその費用は關東廳經費の一項目として支出され、而してその収入は免許料、入場料、營造物貸下料等の如き營業收入に非るものなる事勿論である。試みに昭和元年度に於ける關東廳の取引所關係收支を擧ぐれば左の如くである。

收 入		支 出	
營造物貸下料	一八、〇七二・一三	事務費	三三、四二一・一四
取引所收入(免許料、入場料)	二六、二四〇・〇〇	修繕費	九、三三三・九六
雑收入(特許料を含む)	二六九、四九六・八七	旅費	六、〇三六・四七
物品拂下代	九八九・六四	給與	一三四、六〇二・〇二
		雜費	一八、九一三・九五
計	三三四、七七二・六四	計	二〇二、二九七・五四
		差引收入超過	一一二、四七五・一〇

備考 營造物貸下料は取引所建物内の空室を取引人組合、取引人事務所その他に貸與せる使用料金、雑収入の大部分をなすものは附屬信託會社より納入する特許料である。

次にその收支状態を各取引所に就いて見れば左の如くである。

取引所名	收 入	支 出	差 額
大 連	一五七、四九三・一三	七四、九六六・四四	(+) 八二、五二六・六九
奉 天	二、一三〇・〇〇	二二、八二八・九七	(-) 二一、六九八・九七
開 原	八五、五七五・九一	三三、六二四・四二	(+) 五一、九五一・四九
四 平	一〇、八六三・六四	二二、八九八・八三	(-) 一一、〇三五・一九
公 主 嶺	四八、三七七・七四	一三、六七六・二八	(+) 三五、七〇一・四六
長 春	一〇、三三三・二二	一三、九〇二・六〇	(-) 三、五七〇・三八
計	三三四、七七二・六四	二〇二、二九七・五四	(+) 一一二、四七五・一〇

備考 奉天、長春、四平街が支出超過の状態にあるはその特許料を奉天にては全免、長春にては半減(普通は賣買手数料収入の二割)せる爲にして、四平街は業績不振による。

借取引所の内部には所長、副所長、主事、書記、検査員等の所員を置き、所長は關東長官の命を受け所務を總理し所員を指揮監督するものであつて各取引所に必ず之を設けなければならない。副所長は所長を輔佐し所務を掌理するものであつて必要に應じて之を置く事を得る定めである。(現在大連取引所のみ)主事は上司の命を承け所務を分掌するものにして之亦必要なる取引所のみ設ける規定で、現在の所大連、開原兩取引所のみである。書記は上司の命を受け所務に従事し、検査員は上司の命を受け取引物件の検査に従事するものである。(關東廳取引所規則第二條、第三



條以下單に何條と言ふは關東廳取引所規則也)此の他各取引所に商議員會を設け、尙土地の情況によつては相談役を置く事をも得るのである。

取引所に於ける所長の權限は甚だ廣範に恒つて行使され、日本内地に於て商工大臣の權限に屬するが如き事項も所長の裁決によつて決し得るものが少くない。左に所長の權限及び職務に屬する主なる事項を擧ぐれば、

- 一、取引人の免許及其代理人の許可並に取消の權(第十三條、第十五條、第二十七條、第二十八條)(日本内地に於ては商工大臣の權限に屬す。取引所法第十條、第十一條ノ二、第二十七條)
- 二、取引人の帳簿書類及物件を検査し又は文書の提出を命し得るの權(第二十六條)(日本内地にては商工大臣の權限取引所法第二十八號)
- 三、左の各號の一に該當すると認むる時は、市場の立會の全部又は一部を停止し若は賣買數量を制限し、又は取引人の賣買を差止め若は入場を制限し得るの權(第二十九條)

1. 相場の昂低不穩當なる時、又は不穩當なる昂低を生ずべき處ある時。

2. 取引人が不穩當なる賣買をなし、其の他故意に市場を紊す行爲を爲し又は爲さむとする時。

3. 賣買證據金の徴收に支障ありと認むる時。

4. 前各號の外公益上必要ありと認むる時。

四、取引所に於て爲したる賣買取引に關しその關係者間に起りたる紛議に付雙方合意の上申請ありたる時は別に定むる所に依り仲裁制定を行ふの權。(第三十條)

尙「關係者間」と言ふ時には取引人相互間及取引人と委託者との兩様の意義を含むものとの解釋が付く譯であるが

現在の所多くは取引人間の紛議に就てのみ所長之が仲裁の任に當つてゐる様である。而して前項の仲裁制定に對しては異議を述ぶる事は出来ない。(第三十條の二項)

五、信託會社の業務監督權(取引擔保會社取締規則第一條、第十條、第十一條、第十六條)

六、取引人組合規約に對する認可權(第二十五條)

七、公定相場を公示すべきの義務(第十條)

八、取引人又は委託者より賣買取引に關し證明の申請ありたる時は無償にて之を證明すべきの義務(第十一條)

尙所長は(一)取引人の免許廢業及死亡、(二)取引人の免許の取消、(三)取引人の營業の停止及其解除、(四)代理人の許可及代理權の消滅、(五)市場の開閉時間及休止、(六)立會の停止及其解除、(七)其他必要と認むる事項に關しては之を市場に公示しなければならない。

### 第三項 商議員會及び相談役

關東廳取引所には所長及び商議員を以つて組織する商議員會なるものがある。右は取引所の諮問機關にして商議員は商工業に關し學識又は經驗ある者の中より關東長官之を任命し、その數は十名以内にして任期は三箇年間である。商議員會は日本内地取引所に於ても法規改正以來その設置を見たのであるが、その組織權限等に就いてはかなり趣を異にしてゐる。尙民營取引所の商議員會に就いても此處に一括して述ぶるを便利とする故左に略述するが、關東州取引所法規中には商議員會なる規定なく、只その營業細則中取引人組合なるものを規定して取引所の諮問機關としてゐる。尙滿洲取引所にはその定款中明かに商議員會なるものを規定してゐる。今之等を表示して内地取引所に於ける商



議員會に比較すれば左の如くである。

組 織	組 織	組 織	組 織
日本内地取引所	關東廳取引所	滿洲取引所	大連及安東取引所
一、役員たらざる會員又は取引員の互選したるもの全員 の十分の一以上の員數を要す 全員百名を超える時は超過員數に付別段の定めをなす事を得 二、役員は互選したるもの、前者の數は後者の數を下る事を得ず、會長一人、副會長若干人を置き之等は商議員中より選舉す。	一、所長 二、商工業に關し學識又は經驗あるものに就き關東長官之を命ず。十名以内任期三箇年 三、相談役も出席し意見を述べたる事を得。	一、仲買人 二、商工業に關し學識又は經驗あるものの中に付理事會の決議により理事長之を推選す。 任期二箇年	大連及安東共營業細則により取引人組合に諮詢す。
限 權	限 權	限 權	限 權
一、資本金、會員、取引員、商議員會又は賣買取引に關する定款の変更 二、業務規程の変更 三、會員又は取引員の加入又は處分 四、市場の臨時閉閉又は立會停止 五、上場物件の銘柄又は廢止 六、賣買取引の標準物の決定又は廢止 七、賣買手数料に關する事項 八、賣買證據金に關する事項 九、賣買取引の違約に關する事項	一、取引人の免許及其取消に關する事項 二、賣買取引の方法及其の履行に關する事項 三、費用の徴收に關する事項 四、仲裁判定に關する事項 五、その他重要な事項	一、仲買人の申請又は除名に關する事項 二、賣買取引上重大なる紛争に關する事項 三、仲裁判定に關する事項 四、賠償責任履行に關する事項 五、營業上に關する諸規定の編成又は改廢 六、賣買手数料率及仲買人口錢率の決定及變更に關する事項 七、その他必要と認むる事項	一、賣買取引の種類又は方法を變更せむとする時 二、賣買手数料を變更せむとする時 三、營業細則を變更せむとする時 四、臨時に市場を休止せむとする時 五、臨時に受渡期日を變更せむとする時 以上の諸點は兩所共通にして此の他 安東、受渡規程を變更せむとする時
法 方 定 決	法 方 定 決	法 方 定 決	法 方 定 決
一、開會 議事に關與し得る商議員の過半數の出席を要す但し前記三、四、八、九の事項にして臨時急施を要するものに付いては定款の定むる所により商議員の互選する總代の過半數 二、議決 出席商議員の過半數を以つて決す 可否同數の時は議長の決する所による			大連、新に賣買物件の定期取引を開始せむとする時 取引人組合の意見を徵す。

尙取引所規則第六條により、土地の情況によりては相談役を置く事が出来る。相談役は取引所の重要事務に參與し且つ取引所の事務に付意見を所長に開申する事を得、又商議員會に出席して意見を述べ得る權限も附與されてゐる。

### 第三款 民營取引所

#### 第一項 總 說

滿洲には現在三箇所の民營取引所があるが、前述の如く各れも株式會社組織である。而して大連株式商品取引所は



當初より關東州取引所令に準據して設立せられ、安東取引所は設立の當初に於ては日本法に準據し領事館登記によつて設立せられたのであるが、大正十二年十月民團の撤廢と共にその行政を滿鐵に移管したるにより關東廳の管轄に屬する事となり、大正十四年二月正式に關東長官の命令に接し従つて關東州取引所令に準據する事となつた。只滿洲取引所は奉天十間房にあり、その所在地は滿鐵附屬地外にして特に之に準據する旨を示さざる限り關東州取引所令の適用を受く可きではない。而してその定款、營業細則には何等右の旨を明示する所なく且つその規程の如きも關東州取引所令に準據せる旨を認め得ず、さりとて全然日本法に據れりとも思はれざる故に以下滿洲取引所に就いてはすべて定款による事とする。

## 第二項 設立

日本内地に於ける取引所法規は從來より取引所の數を制限し、同種の取引物件に對してはその取引所數を一地區内に一箇所と制限して今日と雖もその方針を取りつゝある。此の點に就いては滿洲に於ても同方針であつて、關東州取引所令第一條及第三條關東廳取引所規則第一條等により、關東長官が經濟上許可すべきもの（關東州取引所）又は必要なりと認むるもの（關東廳取引所）に限りて設立を許可しその濫設を抑へてゐるのである。設立の手續に關し關東廳取引所にありてはその規則第一條により關東長官が必要と認むる地に直ちに設立し得、各職員を任命し民營取引所に於ける定款營業細則にも相當すべき該取引所規程を發布すれば足るのであるが、株式會社組織の取引所を設立せむとする時は發起人は發起認可申請書に定款、營業細則及左の事項を記載したる書面を添附して所轄民政署長又は警務署長を経由して之を關東長官に差出さなければならぬ。（州取引所規則第一條）

一、發起人各自の引受く可き株式の數

二、資本使用の概算及收支の見込

三、賣買取引すべき物件の其の地方に於ける集散の狀況及取引所に於ける賣買の見込

四、取引所の地區

而して右發起の認可を受けたる後、發起人が株式の總數を引受けたる時は商法第二百二十四條に定めたる調査終了の後、若し發起人が株式の總數を引受けざりし時は創立總會終結の後、總役員は設立免許申請書に左の書類を添附し所轄民政署長又は警務署長を経由して之を關東長官に差出すのである。（同第二條）

一、定款及營業細則

二、株主名簿

三、検査役の報告に關する裁判ありたる時は其の決定の寫本

四、創立總會の決議録

而して右設立免許の申請は、發起の認可を受けたる後六箇月以内になさなければならぬ。又設立の免許を受けたる後一年内に業務を開始しなければ免許は其の效力を失ふ。（同第三條）その資本金に就いても最低額の制限あり、即ち第五條に「取引所ノ資本金ハ百萬圓以上トス」と規定し、尙關東長官は必要と認むる時は資本金の變更又は株金の拂込を命ずる事が出来る。（同第二項）尙取引所はその十分の一に相當する營業保證金を供託しなければ業務を行ふ事が出来ない、勿論營業保證金は有價證券を以つて代用する事が出来る。取引所の免許年限は十箇年である但し出願により關東長官は之を更新し得る。（州取引所令第四條）而してその更新を出願せむとする時は免許年限滿了前三月以上六



月内に所轄民政署長又は警務署長を経由してその願書を關東長官に提出すれば良いのである。

以上發起認可の申請、設立免許の申請及免許年限等に關しては内地取引所法規と軌を一にしてゐるが、只資本金の制限に關し、内地に於ては十萬圓以上とし、その半額以上にして少く共十萬圓の拂込を終りたる後でなければ業務を行ひ得ない（取引所令第一條）のに反し、關東州取引所法規に在りては同規則第五條に於て資本金の最低額を百萬圓としその拂込に對しては何等制限はない。

然し乍ら商法の定むる所により少く共四分の一即ち二十五萬圓の拂込を了せざれば營業を開始する事が出来ないから、各れにしても日本内地取引所より資本金の大なる可きを要求してゐる。蓋し經濟界發達の程度、從つて信用の狀態日本内地に及ばざるを以つてかく規定せられたものと思はれる。尙關東長官は必要と認むる時は資本金の變更又は株金の拂込を命ずる事が出来るが、此の點に就いては内地法規と同様である。

以上述べたる所は株式會社組織に就いてのみであるが、關東州取引所令第六條は「取引所ハ會員組織又ハ株式會社組織トス」と規定し、明に會員、株式兩組織を併用してゐるのであるが、その法規中會員組織取引所の設立に關しては何等規定する所がない。蓋し關東州取引所法規がその當初より大連株式商品取引所を設立する爲にのみ發布せられたる觀あると、更にその當時に於て會員組織設立の豫想なく、又その機運到れる時は州取引所令第五十條によつて必要規則を發布せんとせるものゝ如く思惟せらる。

右の他關東州及び滿鐵附屬地外に設立せらる可き取引所は、特に關東州取引所法規に據る旨明示しなければ日本法により所管領事の認可、免許を受けて設立するのである。

### 第三項 役員

民營による取引所は各れも一種の社團法人である。法人であ以上取引所としてもその活動の爲に意思、執行、監督三機關を有せなければならぬのは他の法人と變りはない。而して意思機關たる株主總會（會員總會）に就いては他と異なる所はないが、執行機關たる理事長及び理事、監督機關たる監査役即ち之等役員に就いては法律又は定款を以て制限する所が多い。即ち關東州取引所令第二十條以下に於て取引所の取引人との間に資金の供與、損益の分配其他取引人の營業に付き特別の利益關係を有する者を制限し、取引人を兼ねる事を得ざらしめ、又他の取引所の役員を兼任する事を防いでゐる。而して定款に於てはその持株の數を制限してゐる。現在三箇所共一百株以上を有する株主中より選任する旨定款に定めてゐる。

役員の数には法規には理事長一人、理事二人以上、監査役若干人とその最少限度を定むるのみで他は各取引所の定款に譲つてゐる。蓋し各々資本及び土地の事情その他によりその人數を一定すべきでないからである。定款によれば大連及安東は等しく理事長一名、理事八名以内、監査役五名以内となつてゐるが實際に於ては理事長一名、理事三名、監査役二名となつてゐる。但し安東に在りては常務を統辨する爲理事中より一名の常務理事を互選してゐる。滿洲取引所に在りてはその定款に於て理事八名以内、監査役五名以内と規定し理事長一名は株主總會の決議により理事中より選任する事になつてゐる。現在理事長一名、理事五名、監査役一名である。役員任期も内地法規と同じく關東州法規に於ても二年以内と定め、大連、安東共それによりその定款中「役員ノ任期ハ二箇年トス」る旨明記してゐるが、只滿洲取引所に於ては定款第二十九條に「理事ノ任期ハ三年監査役ノ任期ハ二年トス」る旨規定してゐる。此の點明かに



日本法にも關東州法規にも據らざるものである。尙以上の役員は關東長官の認可を経なければ無効である事は言ふまでもない。之日本内地法の精神と同じく取引所が經濟上必要なる機關であると共にその經營の如何によつては大いに弊害を供ひ得るから、嚴重にその役員を吟味し公共機關としての機能を充分發揮せしめん爲である。但し滿洲取引所役員の任免はその監督官廳たる奉天總領事の認可を受けてゐない。

次に役員職務であるが、理事長は外に對してはその取引所を代表し内に對しては諸般の業務を總括する。理事は理事長を輔佐し尙常務に當る爲互選により常務理事を選任し得る。安東の定款によれば常務理事一名にして實際上にも現在一名の常務理事が就任してゐる。大連に於ては常務理事若干名と規定し實際上には現在就任してゐない。滿洲取引所に於ては之を専務理事と稱する事になつてゐるが現在なし。右の理事長及理事は理事長議長の下に理事會を開催し重要な事項を議定するのであるが業務の必要に應じてはその決議により相談役若干名を置く事も出来る。因みに理事長及理事は就任の日に其の所有にかゝる同所株式一百株を監査役に供託しなければならぬ、而して退任の場合には諸報告が株主總會の承認を得たる後でなければ右の株式は返戻されない。以上は取引所が一私法人としての役員職務であるが、前述の如く取引所は公共的機關であるから普通の營利會社の重役と異り、單に自己の會社の爲めのみならずその公共機關たるの實を發揮すべく努力しなければならぬのである。

## 第二節 擔保制度並びに附屬信託會社

### 第一款 總 說

取引所に於て締結せられたる賣買取引の違約より生ずる損害を賠償するや否やにより、擔保制度と無擔保制度の二つに分つ事が出来るのであるが無擔保制度の下に於ける賣買方法は相對賣買にして而もその取引人たるや資力信用大なるものでなければ到底圓滿に行はるゝ事は至難であるから、現在に於ては英米等の如く對人信用の著しく發達したる國を除けば殆んど行はれてゐない。殊に我國の如く對人信用發達せず取引人の質に於ても優良ならざる國に於ては望む可くもない事である。而も舊取引所法第二十二條は強制擔保制度すら命じてゐたのである。勿論夫は左の二根據の下に制定せられたるものであつて我國の實狀には最も適してゐたと言へるかも知れない。

- 一、經濟界に於ける對人信用の不足せる事
- 二、賣買取引を便利確實ならしむる事である。

然し乍ら右は株式組織のものにのみ適用し會員組織に就いては飽迄對人信用を發揮せしめようとしたのであるが、前述の如き對人信用の不足は反つて株式組織のものを獎勵し會員組織取引所の設立を防げる結果と成り了つたのである。然るにその後會員組織論者中に強制擔保制度は單に取引所を相手とするのみにて相手方の信用を顧る必要なく、従つて不當の投機を誘致するものであるとの説を爲すものあり、當局に於ても之に賛し強制擔保制度を改めて任意擔保制度となし、尙會員組織の取引所を獎勵せんとする見地から現時の信用狀態に鑑みて會員組織取引所にも一律に右の規定を適用する事となつたのである。(取引所法第二十二條)

翻つて關東廳取引所を見るに、日本内地及び民營による取引所に反し清算所擔保制度にして、關東廳の特許を受けたる信託會社が附屬して擔保の任に當つてゐる。而してその制度に對しては明示はないが後述の如く一種の強制擔保制度を採用してゐると言つても差支へない。次に關東州取引所令に據る取引所であるが、右は同令第三十七條の規定



により明に強制的に擔保の責を命ぜられてゐる。

## 第二款 關東廳取引所

既に述べたるが如く關東廳取引所そのものは官廳に類するものであり、その従事員は従つて官吏である以上清算擔保に關する業務を營む事は不可能であるから、擔保會社が各取引所に附屬してゐる譯である同會社は關東廳取引所規則第十七條により關東長官の許可を得て設立するものであつてその特權に對し特許料として賣買手数料收入の二割を關東廳に納入してゐる。但し長春は大正十年の大缺損により半減し、奉天は大正十一年以來引續く缺損により全免してゐる。(右特許料の實收額は第三章第三節第四款取引所信託業稅の項に表示す)

借之等擔保會社の擔保制度を見るに取引所規則第十七條は身元保證金及賣買手数料を差入れしむ可き事のみを規定し、取引人に對し如何なる責任を負ふ可きかには觸れずして各取引所規程に譲つてゐる。而して各取引所規程は先物取引に就いては各々その附屬する信託會社に擔保契約を締結する事を命じてゐる。但し大連、開原、長春に於ては競賣買の方法による先物に限り奉天に於ては先物はすべて競賣買の方法により、而して先物に限り擔保する定めであるから従つて競賣買による先物となり、四平街及公主嶺には賣買の方法に關する制限なし。(大連取引所規程第十八條、開原取引所規程第十二條、長春取引所規程第十一條、四平街及公主嶺取引所規程第二十一條、奉天取引所規程第二十一條)更に各信託會社はその定款中に各取引所に於て成立したる取引の履行を擔保する旨を規定して居り、事實に於ても各取引所信託會社は必ず取引の履行を擔保すべき立場にあるから、結局に於て強制擔保制度なりと言ふ事を得るのである。然し乍ら右は内地取引所に於ける違約賠償とは多少その趣を異にしてゐる。その相違點として左の三點を

挙げ得る様である。

- 一、内地取引所は取引所自身擔保及清算の任務に當つてゐるが、當取引所に於ては取引所自身賠償の義務を負ふのではなくして之を附屬信託會社に委託して行はしめてゐる。
- 二、内地はすべての取引に對して賠償義務を有してゐるけれ共當取引所は先物殊に競賣買の先物に限つて居る(四平街及公主嶺には此の制限なし)その結果相對賣買の方法による先物取引に對しては信託會社は違約の責任を負はないのであつて只清算及受渡の事務を行ふに止まり、従つて責任も亦その範圍内に限られてゐる。
- 三、内地の場合に於ては取引所自身が違約による損害の賠償に就いて無限に責任を負ふに反し、當取引所信託會社の賠償義務は取引人と信託會社間に締結せられたる擔保契約の効力として之を行ふに過ぎぬ。然し乍ら實際に於ては兩者相等しい様である。

此處に注意すべきは各信託會社はその擔保業務に關して例外を認めてゐる事である。即ち大連取引所信託會社の擔保及清算業務規程第五十七條によれば

- 一、非常の事變ありと認むる時
- 二、相場に非常の變動あり又は其の處ありと認むる時
- 三、賣買取引狀況不隠なりと認むる時
- 四、證據金の差入不能と認むる時

の場合に於ては大連取引所長の認可を経て同會社は先物取引の擔保をなさざる事がある旨を定めてゐる。他の信託會社に於ても略同様の規程を設けて擔保契約の締結から免れてゐる。



第三章 取引所の組織及び擔保制度

尙信託會社は前述の擔保業務を營む爲には營業保證金を供託しなければならない。その額は關東廳の命令により定まるものであつて各所その事情によつて之を異にし、内地取引所及他の民營取引所の營業保證金の如く一定の割合があるのではなからぬ。

各信託會社の營業保證金及資本金を擧ぐれば左の如くである。

會社名	資本金	拂入額	營業保證金
大連取引所信託會社	金 一五、〇〇〇 <small>千円</small>	六、〇〇〇 <small>千円</small>	六〇〇 <small>千円</small>
大連取引所錢鈔信託會社	同 五、〇〇〇	一、二五〇	一五〇
奉天取引所信託會社	同 五、〇〇〇	五〇〇	一五〇
開原取引所信託會社	同 二、〇〇〇	八七五	一五〇
四平街取引所信託會社	同 五、〇〇〇	一二五	七五
公主嶺取引所信託會社	同 五、〇〇〇	三七五	七五
長春取引所信託會社	同 一、〇〇〇	二五〇	七五

但し奉天取引所信託會社は關東廳の指令により營業保證金は現在七萬圓也

次に各信託會社の業務を見るに、「取引擔保會社取締規則」はその第二條に左の如く規定してゐる。

取引擔保會社ハ左ニ掲グル業務ニ限リ之ヲ營ムコトヲ得

- 一、其ノ取引所ノ賣買取引ノ清算事務及證據金徵收事務ノ取扱ヲ目的トスル業務
  - 二、其ノ取引所ノ賣買取引ノ違約ヨリ生ズル損害ニ付賠償ノ責ニ任ズルコトヲ目的トスル業務
  - 三、其ノ取引所ノ取引人ニ對シ其ノ取引ニ要スル資金ノ融通ヲ目的トスル業務
- 右に依れば信託會社はその本來の業務たる擔保清算の業務の外その取引所々屬取引人に對して資金の融通を爲す事

を得る、之蓋し信託會社の名稱の起れる原因にして取引人に對しては一種の金融機關の機能を有するのである。而して各社共營業細則中に資金融通規程なるものを設けそれに則つて業務を營んでゐるのであるが、被融通人は同所取引人に限り、その融通に對しては返済を確保する爲左の範圍により擔保物件を徵收してゐる。

- 一、取引所取引物件に對し南滿洲鐵道株式會社（所によつては國際運輸株式會社のものを含む）の發行する倉荷證券
- 二、取引所の錢鈔取引の物件たる金票、鈔票及奉天票（又は官帖）
- 三、國債、地方債及關東長官の指定したる有價證券

右の擔保物件に對する融通割合は時價の八掛以内であつて、時價低落による擔保不足に對しては隨時増擔保を徵收してゐる。期間は一箇月以内にしてその形式は多く約束手形及貸付契約書に依つてゐる。利率はその地方に於ける銀行利子を斟酌して同取引所長の認可を受けて之を定むるのであるが概して銀行利子より日歩二三厘方の低率にあり二錢五厘乃至三錢である。

今大正十五年（昭和元年）度及び昭和二年度に於ける各取引所信託會社の資金融通狀況を見れば左の如くである。

一、大連取引所信託株式會社

大正十五年（昭和元年）

月別	金			銀		
	貸付	回収	残高	貸付	回収	残高
一月	越高 七四二九 <small>円</small>	六五	九三三五 <small>円</small>	越高 三、四六六 <small>円</small>	三、〇〇〇 <small>円</small>	六八二四 <small>円</small>
二月	一	三三三五	七〇四九	二八九二 <small>円</small>	一、六二〇 <small>円</small>	六、八〇〇 <small>円</small>

第三章 取引所の組織及び擔保制度



第三章 取引所の組織及び擔保制度

金		銀	
月別	勘定	月別	勘定
貸付	回高	貸付	回高
三月	70,000	三月	1,050,000
四月	70,000	四月	1,140,000
五月	70,000	五月	1,230,000
六月	70,000	六月	1,320,000
七月	70,000	七月	1,410,000
八月	70,000	八月	1,500,000
九月	70,000	九月	1,590,000
十月	70,000	十月	1,680,000
十一月	70,000	十一月	1,770,000
十二月	70,000	十二月	1,860,000
計	840,000	計	18,600,000

昭和二年

金		銀	
月別	勘定	月別	勘定
貸付	回高	貸付	回高
一月	86,930	一月	1,140,000
二月	86,930	二月	1,230,000
三月	86,930	三月	1,320,000
四月	86,930	四月	1,410,000
五月	86,930	五月	1,500,000
計	434,650	計	6,600,000

金		銀	
月別	勘定	月別	勘定
貸付	回高	貸付	回高
六月	5,000	六月	1,050,000
七月	5,000	七月	1,140,000
八月	5,000	八月	1,230,000
九月	5,000	九月	1,320,000
十月	5,000	十月	1,410,000
十一月	5,000	十一月	1,500,000
十二月	5,000	十二月	1,590,000
計	30,000	計	10,080,000

大正十五年(昭和元年)

二、大連取引所錢鈔信託株式会社

金		銀	
月別	勘定	月別	勘定
貸付	回高	貸付	回高
一月	3,905	一月	1,050,000
二月	3,905	二月	1,140,000
三月	3,905	三月	1,230,000
四月	3,905	四月	1,320,000
五月	3,905	五月	1,410,000
六月	3,905	六月	1,500,000
七月	3,905	七月	1,590,000
計	23,430	計	10,080,000

第三章 取引所の組織及び擔保制度



第三章 取引所の組織及び擔保制度

月別	勘		銀	
	付	回	付	回
八月	40,000	49,600		
九月	26,000	26,800		
十月	22,000	23,600		
十一月	9,200	10,400		
十二月	26,500	24,000		
計	124,200	128,800		

昭和二年

月別	勘		銀	
	付	回	付	回
一月	55,900	15,000		
二月	26,700	23,900		
三月	19,000	15,500		
四月	29,600	28,600		
五月	26,000	33,400		
六月	24,200	37,400		
七月	17,800	21,400		
八月	53,400	39,600		
九月	36,300	33,600		
十月	33,300	32,800		
十一月	33,500	30,900		
十二月	33,500	30,900		
計	333,500	330,900		

月別	勘	銀
十一月	33,500	18,400
十二月	15,200	10,500
計	280,300	28,900

大正十五年(昭和元年) 三、開原取引所信託株式会社

月別	勘		小	
	付	回	洋	票
一月	10,000	10,000	10,000	10,000
二月	10,000	10,000	10,000	10,000
三月	10,000	10,000	10,000	10,000
四月	10,000	10,000	10,000	10,000
五月	10,000	10,000	10,000	10,000
六月	10,000	10,000	10,000	10,000
七月	10,000	10,000	10,000	10,000
八月	10,000	10,000	10,000	10,000
九月	10,000	10,000	10,000	10,000
十月	10,000	10,000	10,000	10,000
十一月	10,000	10,000	10,000	10,000
十二月	10,000	10,000	10,000	10,000
計	120,000	120,000	120,000	120,000

第三章 取引所の組織及び擔保制度

月別	勘		銀	
	付	回	付	回
一月	10,000	10,000	10,000	10,000
二月	10,000	10,000	10,000	10,000
三月	10,000	10,000	10,000	10,000
四月	10,000	10,000	10,000	10,000
五月	10,000	10,000	10,000	10,000
六月	10,000	10,000	10,000	10,000
七月	10,000	10,000	10,000	10,000
八月	10,000	10,000	10,000	10,000
九月	10,000	10,000	10,000	10,000
十月	10,000	10,000	10,000	10,000
十一月	10,000	10,000	10,000	10,000
十二月	10,000	10,000	10,000	10,000
計	120,000	120,000	120,000	120,000



第三章 取引所の組織及び擔保制度

計	一七五,000	一五五,000	三三〇,000	計	三,五七五,000	三,八七五,000	一一,〇〇〇
---	---------	---------	---------	---	-----------	-----------	--------

昭和二年

月別	金		勘		月別	小		月別	洋		勘	定
	貸	付	回	收		貸	付		回	收		
一	越				一							
二	高	三三〇,〇〇〇			二							一三,〇〇〇
三		四〇,〇〇〇			三							一三,〇〇〇
四		四六,〇〇〇			四							一三,〇〇〇
五		四三,〇〇〇			五							一三,〇〇〇
六		四三,〇〇〇			六							一三,〇〇〇
七		四三,〇〇〇			七							一三,〇〇〇
八		四三,〇〇〇			八							一三,〇〇〇
九		四三,〇〇〇			九							一三,〇〇〇
十		四三,〇〇〇			十							一三,〇〇〇
十一		四三,〇〇〇			十一							一三,〇〇〇
十二		四三,〇〇〇			十二							一三,〇〇〇
計		三,〇〇,〇〇〇	二,五七五,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	計							一三,〇〇〇

四、四平街取引所信託株式会社  
大正十五年(昭和元年)

月別	金		勘		月別	小		月別	洋		勘	定
	貸	付	回	收		貸	付		回	收		
一	越				一							
二	高	三三〇,〇〇〇			二							一三,〇〇〇
三		四〇,〇〇〇			三							一三,〇〇〇
四		四六,〇〇〇			四							一三,〇〇〇
五		四三,〇〇〇			五							一三,〇〇〇
六		四三,〇〇〇			六							一三,〇〇〇
七		四三,〇〇〇			七							一三,〇〇〇
八		四三,〇〇〇			八							一三,〇〇〇
九		四三,〇〇〇			九							一三,〇〇〇
十		四三,〇〇〇			十							一三,〇〇〇
十一		四三,〇〇〇			十一							一三,〇〇〇
十二		四三,〇〇〇			十二							一三,〇〇〇
計		三,〇〇,〇〇〇	二,五七五,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	計							一三,〇〇〇

第三章 取引所の組織及び擔保制度



月別	金		小洋	
	付	回	付	回
一	越 高	六、三〇〇	八、〇〇〇	四、四〇〇
二	一、七〇〇	四、九〇〇	六、九〇〇	三、九〇〇
三	一、七〇〇	三、三〇〇	六、七五〇	三、五〇〇
四	四、〇〇〇	八、七〇〇	高、六〇〇	三、八〇〇
五	七、五〇〇	一、三〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、八〇〇
六	三、〇〇〇	三、三〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇
七	六、九〇〇	九、〇〇〇	一〇、三〇〇	一〇、七〇〇
八	一、三〇〇	一、四〇〇	七、七〇〇	三、〇〇〇
九	五、一〇〇	九、六〇〇	四、六〇〇	六、七〇〇
十	一、三〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
十一	一、三〇〇	七、〇〇〇	三、〇〇〇	一、四〇〇
十二	一、三〇〇	七、〇〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇
計	一、七〇〇	一、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇

五、公主嶺取引所信託株式会社  
大正十五年(昭和元年)

月別	金		小洋	
	付	回	付	回
一	越 高	一、五〇〇	一、八〇〇	四、四〇〇
二	一、五〇〇	一、六〇〇	一、〇〇〇	六、五〇〇
三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
四	三、〇〇〇	一、三〇〇	八、〇〇〇	七、五〇〇
五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
六	六、八〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇
七	一〇、七〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇
八	六、一〇〇	三、五〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇
九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
十	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十一	七、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
十二	一〇、七〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、七〇〇
計	一、七〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇







第三章 取引所の組織及び擔保制度

月	五	六	七	八	九	十	十一	十二	計
貸	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
付	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
回	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
收	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
残	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
高	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
月	一	二	三	四	五	六	七	八	九
別	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
貸	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
付	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
回	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
收	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
残	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
高	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

七、奉天取引所信託株式會社

昭和二年

月	一	二	三	四	五	六
別	一	二	三	四	五	六
貸	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
付	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
回	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
收	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
残	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
高	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

月	七	八	九	十	十一	十二	計
別	七	八	九	十	十一	十二	計
貸	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
付	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
回	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
收	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
残	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
高	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

第三款 民營取引所

關東州取引所令第三十七條第一項は「株式會社組織の取引所ハ賣買取引ノ違約ヨリ生ズル損害ニ付賠償ノ責ニ任ズベシ但シ現物取引又ハ延取引ノ違約ヨリ生ズル損害ニ付テハ定款ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得」と規定し明に強制擔保を命じてゐる。之は内地舊取引所法第二十二條と同一の法文（只彼は直取引と言へるに之は現物取引と言へる差のみ）であつて全くその精神を踏襲せるものである。内地取引所法はその後の改正によつて任意擔保制度を採用するに至つたが同改正も可成り遠き將來に備へる爲であつて現在に於ては株式組織の殆んど全部が擔保の責に任じてゐるから結局同様ではあるが、滿洲に於ける經濟界の現状よりすれば内地の改正に追隨せず依然として強制擔保を命ずるが萬全の策であると思はれる。

而して之等取引所に於ける擔保責任の範圍は第三十七條第一項但書によつて定款中に定めるのであるが安東及び滿



洲取引所に在りてはその定款中に於て明かに現物及延を除外し定期(先物)のみに限つてゐるが大連株式商品取引所の定款第三十六條は「本所ニ於ケル賣買取引ノ違約ヨリ生ズル損害ニ付テハ營業細則ノ定ムル所ニ依リ賠償ノ責ニ任ズ但シ現物取引及延取引ニ付テハ賠償ノ責ニ任セザルコトアルベシ」と規定し現物及延に對しても擔保責任の範圍を擴張し得る譯であるが、實際に於ては開所以來現物違約の例を生ぜず、従つてその場合に逢着してゐないが取引所側としては現物及延はその責任から除外し之に對しては取引人組合に於て擔保の責に任じてゐる。尙現物及延取引に對しては清算事務をも取引所自身は行はずして、大連株式商品取引所には株式部現物及延取引の清算機關として株式會社第二大連株式信託會社(資本金五十萬圓拂込十二萬五千圓)附屬し、商品部には大連商品信託株式會社(資本金百萬圓拂込二十五萬圓)が附屬してゐる。滿洲取引所には滿洲取引所信託株式會社(資本金七十四萬圓拂込十八萬七千九百六十圓)が附屬して清算事務を執つてゐるが、商信が一、清算事務二、該部に屬する取引人への資金融通三、前各項に附隨する一切の行爲のみを營業の目的となすに反し株信に於ては前項の他有價證券の賣買及有價證券に關する信託業務、社債並に株式の募集引受の二項目を加へ信託業本來の業務を兼營し、滿洲取引所信託會社に至つてはその定款第二條により

一、有價證券並商品の賣買及之に關する信託業務

二、株式會社滿洲取引所に於て成立したる直取引及延取引の清算事務を爲すこと

三、株式社債の募集並に引受

四、一般金融業

五、動産及不動産賣買の仲介並に管理及之に附帶する業務

六、前諸項に附帶する一切の業務

と規定し、取引所附屬の信託會社と言ふよりも寧ろ一般信託會社にしてその營業課目の一として滿洲取引所の直及び延取引の清算を取扱つてゐると言ふ可き性質のものである。安東取引所に於ては附屬清算會社なく、取引所自身現物及延の清算事務も行つてゐる。而して取引人の資金融通に關しては安東商事金融株式會社(資本金百萬圓拂込二十五萬圓)が主として之に當つてゐる。

參考迄に昭和二年度に於ける商品信託の資金融通狀況を示せば左の如くである。

大連商品信託株式會社資金融通月別明細表

月別	貸付		回収		月末残	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
元、十二月	六	六九,九〇〇	一四	六四,四二五	七	五三,二四六
一 月	六	七四,四〇〇	一四	六三,八三〇	六	六三,八三〇
二 月	五	五九,八三三	六	五〇,四五〇	六	五九,一七六
三 月	六	四九,九八五	一〇	六四,五六〇	六	四八,四六〇
四 月	七	三九,〇〇〇	七	四九,三六五	五	四八,四九六
五 月	六	四八,五五〇	六	三九,七五〇	六	四三,九一六
六 月	六	四六,六四八	二七	四〇,三五九	六	三五,二八〇
七 月	六	四三,〇〇三	三三	四二,七〇八	七	三七,五七九
八 月	二	五三,〇六二	一五	四四,四九七	六	四三,四三〇



第三章 取引所の組織及び擔保制度

合 計	九 月	十 月	十一 月
一、五〇	三〇	一六	二五
七〇九、六三六	六三三、四三三	九三、八二八	九九、四九六
一、五〇	二五	二〇	二七
六九三、八四八	四三〇、六三三	八七、六四九	九三、〇六八
一、五〇	一〇	二六	二〇
七〇九、六三六	六三三、四三三	九三、八二八	九九、四九六

四二

備考 貸付高の口数より回收高の口数の多きは内入金を一口として計上したるに依る

借取引所が上述の擔保業務を営む爲には言ふまでもなく營業保證金を供託しなければならない。その額は日本法が「資本金ノ二十分ノ一ニ相當スル」金額なるに反し、關東州取引所令は「資本金ノ十分ノ一ニ相當スル營業保證金」の供託を命じてゐる。蓋しその精神は資本金最低額の制限と同一であると思はれる。尙資本金なる語は此の場合公稱資本金を指稱するものである事は關東廳當局も認むる所であるが、實際上に於ては左表の如く種々の事情により行はれてゐない。

取引所名	公稱資本金	拂込額	營業保證金
大連株式商品取引所	一〇、〇〇〇千圓	二、五〇〇千圓	二五〇千圓
安東取引所	一、五〇〇	六二五	三五

滿洲取引所に於ても資本金三百二十萬圓拂込額八十萬圓に對し四萬圓の營業保證金を奉天總領事館に供託してゐる。

第四章 取引所の監督及稅

第一節 取引所の監督

取引所の監督主義に二あり、一は英米に於けるが如き自由主義であり、他は大陸諸國及び我國に於けるが如き干渉主義である。滿洲に於ける取引所監督も當然干渉主義を採用し關東長官之が監督の任に當つてゐる。而して取引所監督に干渉する主なる法規を擧ぐれば

- 一、關東州取引所令
- 二、關東州取引所規則
- 三、關東廳取引所規則
- 四、關東州取引所稅規則

の四にしてその他關東廳取引所に就いては各取引所規程、附屬信託會社に對しては取引擔保會社取締規則等あり、關東廳は之等を用いてその監督の完からん事を期してゐる。關東廳取引所に於ては所長直接之が任に當つてゐるが既に所長の權限の項に於て大略述べたから此處には民營取引所の監督に就き主なる事項を述べる事とする。

一、關東長官は取引所又はその役員、會員若は取引人の行爲が法令に違反したる時、公益を害すと認むる時又は公衆の安寧に妨害ありと認むる時は取引所又はその役員、會員若は取引人に對し左の處分をなす事が出来る。(關東州取引所令第四十六條)



1. 取引所の解散
  2. 取引所の停止
  3. 取引所の一部の停止又は禁止
  4. 役員の解職又は停職
  5. 會員又は取引人の營業停止又は除名
- 二、關東長官は必要と認むる時は官吏吏員を派して取引所又は其の會員若は取引人の業務、帳簿、財産其の他一切の物件の検査又は監督上必要な處分を爲さしむる事が出来る。而して此の場合に於ては取引所の役員、會員又は取引人は物件を提供し質問に應答しなければならない。(同第四十七條)
- 三、關東長官は必要と認むる時は取引所の定款を改正せしめ又は其の決議の取消若は其の處分の停止禁止取消を爲す事が出来る。(同第四十八條)
- 四、取引所任意の解散は關東長官の認可を受けなければならない。(同第四十九條)
- 五、取引所は左の書類を作成して遲滞なく關東長官に差出さなければならない。(規則第二十七條)
1. 毎月相場表
  2. 毎月賣買表
  3. 毎期の財産目録、貸借對照表、損益計算書及事業報告
  4. 毎期末現在株主及其の持株
  5. 毎期末現在取引人表

等であつて設立及繼續の免許、役員の認可、手数料率の認可等は言ふまでもない事である。尙滿洲取引所に在りては前掲の各項に對し奉天總領事の監督を受けてゐる。

## 第二節 附屬信託會社の監督

關東廳取引所に附屬する信託會社はその性質一般の商社會社と異り、その取引所に於ける先物取引を擔保するものであるから一度放漫不正に流るゝ時はその影響する處頗る大なるを以つて關東廳に於ても「取引擔保會社取締規則」なるものを設け嚴重に之を監督してゐる。

今その内容を見るに一般的監督は取引所長に之を爲さしめ、左の各項に就きては關東長官直接監督認可し又は報告を爲さしめてゐる。

### 一、一般的監督

1. 營業範圍の制限
2. 擔保會社役員又は使用人の取引所の取引に關係する事の禁止、但し關東長官の許可あれば此の限でない。
3. 法定積立金の外純益金の一割以上を積立つ可き命令、尙右積立を爲し得ざる時又は積立金を支出せんとする時は關東長官の許可を受けねばならない。
4. 擔保會社に對し監督上必要な命令又は處分を爲すの權限(此の權限は取引所長にも與ふ)
5. 擔保會社又は其の役員若は使用人の行爲が法令、定款、業務規程、資金融通規程又は前掲の命令若は處分に違反したる時、又は公益を害すと認むる時は一、會社業務の一部又は全部の停止又は禁止二、役員又は使用人の解



職又は停職の處分を爲す事がある。

6. 隨時その所屬員を派して會社の業務、帳簿、財産その他一切の物件を検査せしめ得。(此の權限は取引所長にも與ふ)

二、許可又は認可を爲すべき事項

1. 會社の設立
2. 定款及びその變更
3. 業務規程並びに資金融通規程及びその變更
4. 役員の就任及解任
5. 利益金の處分
6. 先物取引人より徴收する手数料、現金及有價證券の利用及保管方法、並びにその變更

三、提出又は報告を爲さしむべき事項

1. 決算期毎に財産目録、貸借對照表、損益計算書及事業報告書の提出
2. 毎月の資金融通状況を翌月五日迄に報告
3. 左の場合には遅滞なく事由を具して報告
  - 一、賣買取引の違約を生じた時及其賠償をなしたる時
  - 二、役員其の任期中に於て死亡したる時
  - 三、會社又は役員其の業務又は職務に關し訴訟の當事者と爲りたる時又は其の判決ありたる時

四、其他會社の業務に重大なる關係ある事件發生したる時

### 第三節 取引所税

#### 第一款 總說

取引所税は分ちて二と爲す事が出来る。一は取引所の營業收益を客體とし、取引所自體に賦課せらるゝ取引所營業税であり、他は取引所に於て行はるゝ賣買取引を客體として取引所に於て取引を行ふ者に課せらるゝ所の取引税である。尙關東廳取引所に附屬する信託會社に對して課せらるゝ取引所信託業税(關東州外に於ては特許料)も寧ろ取引所税の一種であると思考するを以つて此處に論ずる事とする。

抑も現行取引所税の基本税則は大正八年十二月十五日勅令を以つて發布せられたる「關東州取引所令」の第四十二條乃至第四十五條に規定されてゐるが、同二十日の關東廳令第六十六號は勅令の施行期日を同二十四日よりとし税則に關する條項は之を翌年三月一日まで延期する旨規定したのである。然し乍ら翌九年三月一日の期限は到來せるも關東廳は何等右に關する施設を爲さず、同月十九日に至り漸く廳令第八號を以つて「關東州取引所税規則」を公布し其の日より實施されたのである。越えて四月十一日關東廳は廳令第二十五號「大正八年十二月關東廳令第六十六號中「大正九年三月一日ヨリ施行ス」ヲ「關東州ニ在リテハ大正九年三月十九日ヨリ施行シ南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ別ニ其ノ施行期日ヲ定ム」ニ改ム」を公布し、三月一日より十九日に到る期間の歸結を明かにし、滿鐵附屬地を同規則適用範圍から除外してゐる。而して其の後今日に至るも何等同令の施行期日に就いて規定せられてゐない、けれ共同地



方には満鐵の公費制度ありて取引税と同一性質の課税をなしつゝある。

### 第二款 取引所營業税

取引所營業税の納税主體は株式會社組織の取引所であり、その客體は同取引所が營業をなすによつて生ずる收益である。課税標準は其の取引所に於て行はるゝ賣買に對する手数料收入金額であつて定期なると現物なるとを問はない。税率は右金額の百分の十五にして取引所をして毎月の賣買手数料收入を翌月十日迄に民政署に申告せしめ、民政署は之に應じて課税額を決定し其月中に徴收するのである。現在に於て其の適用を受けつゝあるは大連株式商品取引所一箇所のみにして實施以來の金額消長を見れば左の如くである。

大正九年度	五二、五六七圓
大正十年度	一五六、一二七
大正十一年度	六四、一一六
大正十二年度	一七、二一〇
大正十三年度	六、七六二
大正十四年度	六、五七九
昭和元年度	一一、八四二
昭和二年度	九、五四二

(圓位未満四捨五入)

### 第三款 取引税

#### 第一項 關東州内

取引税の納税主體は取引所に於て賣買取引を行ふ取引人であり(但し現物又は國債のみを取扱ふものには課税せられず)その客體は取引所に於て行はるゝ賣買取引の中期(先物)市場に於て行はるゝものである。只現在行はれては居ないけれ共定期取引に於ても國債の賣買取引に就いては取引税を課せぬ事になつてゐる。蓋し内地に在つても有價證券の取引所に於ては株式の取引のみ盛んに行はれ、國債は殆んど顧みられない所から取引所に於ける國債の賣買取引を盛ならしめ以つてその流通を計る爲に國債の取引税を免除せる精神と同一である。課税標準は日本内地に於ては大正十一年法規改正に當つて實物の授受が盛んに行はるゝ事を奨勵し、以つて取引の堅實化を計る爲に轉賣買戻に就いても之を課税標準の中に加ふる事とせるに反し、關東州に於ては依然として轉賣買戻を除外してゐる。税率は賣買各約定金高に對し左の如く定められてゐる。

第一種 地方債證券社債券	萬分の一・五
第二種 有價證券	萬分の三
第三種 商 品	萬分の二
第四種 錢 鈔	十萬分の一

但し爰に言ふ賣買約定金高とは取引の一計算區域内(前日の後場と當日の前場)に於ける賣買總數量を以つて總價格



第四章 取引所の監督及税

五〇

を除して得たる平均價格を單位として計算したる約定金高を言ふ。  
而してその課税標準の申告（毎月分を翌月十日迄）納税告知書の交付並びに税金納付（翌月末日限り）等は大連株式商品取引所に於ては取引所にて取纏め取扱つてゐるが、大連取引所に於ては取引人個々に納付してゐる。  
税法實施以來の税金額は左の如くである。

大正九年度	一七五、八三二 <sup>甲</sup>
大正十年度	一八七、二三六
大正十一年度	一八八、二四七
大正十二年度	一〇九、七七九
大正十三年度	九九、二六二
大正十四年度	一一九、四五九
昭和元年度	一一五、四九一
昭和二年度	八九、二〇七

（圓位未満四捨五入）

第二項 南滿洲鐵道附屬地内

「關東州取引所税規則」が州内のみ適用されてゐる事は前述の如くであるが、滿鐵附屬地内に在る各取引所に就いては滿鐵會社公費制度に同一性質の賦課税目がある、即ち雜種割中の先物取引なるものが夫である。

右規程は従前に於ては各取引所別々に定められ（長春は大正五年七月、開原は六年三月、公主嶺及四平街は八年十月、鐵嶺は八年十一月）其の率も各所によりて稍相違してゐたのであるが、昭和三年三月二十八日社則第二十九號を以つて之を改正し、四月一日を施行期日として各取引所一律に之を適用する事にしたのである。従つて之により従前其の規程のなかつた奉天も四月一日より適用を受ける事となつた。（但し昭和三年度は便宜上半額のみを課す）長春取引所に於ける錢鈔取引は市場不振にして全然出來高のない日も少くないので、その振興策の一として取引人組合より本年二月二十九日附を以つて先物取引に對する公費賦課を全免されん事を滿鐵當局に請願し、三月十四日附右許可となり現在賦課されてゐない。安東に於ける錢鈔取引もその取引物件銀平銀にして、公費規則中に銀平銀が未だ規定せられてゐないから適用されてゐない。その賦課標準は各賣買約定高に對して之を爲し、賦課率は左の如くである。

大豆、小麥、高粱、粟、大麻子其他雜穀	賣買約定高一車に對し	金	二	錢
豆 粕	同 一千枚に對し	金	二	錢
豆 油	同 百匁に對し	金	二	錢
錢鈔先物取引				
吉林官帖建				
金 票	賣買約定高一千圓に對し	金	四	厘
鈔 票	同	金	四	厘
小洋銀	同 一千元に對し	金	四	厘

第四章 取引所の監督及税

五一



小洋銀建	賣買約定高一千圓に對し	金 四 厘
金 票	同	金 四 厘
鈔 票	同	金 四 厘
吉林官帖	同 一千吊に對し	金 一 厘
金 建	賣買約定高一千圓に對し	金 四 厘
鈔 票	同	金 四 厘

(但し此處に言ふ小洋銀とは小洋票の意にして所謂奉天票なり)

而してその徴收方法は毎月分を翌月五日迄に各附屬信託會社より滿鐵地方事務所公費係に申告し、それによつて賦課額を決定し各信託會社を通じて徴收するのである。今各年度に於ける實際收入金額を擧ぐれば左表の如くである。依つて以つて各取引所に於ける各取引物件の榮枯盛衰を覗ふに足る事と思ふ。

第四款 取引所信託業税

本税は言はゞ關東州内に於ける官營取引所附屬の信託會社即ち大連取引所信託會社及び大連取引所錢鈔信託會社に對する關東廳特許料の別稱である。創立當初に於ては沿線官營取引所と同じく特許料の名目の下に納税してゐたものであるが、大正九年四月廳令第二十一號を以つて取引所信託業税が新設せられた。その初め年税を以つて定められ税率は錢鈔信託業に在りては手数料收入額の千分の二百、その他千分の三百五十であつたが大正九年六月に至り廳令第四十四號を以つて従來の年税を月税に改め、次いで大正十年二月廳令第四號を以つて錢鈔信託業とその他のものとを

關東州外官營取引所取引税(雜種劑先物取引)年度別表

年度	現在ナシ		現在ナシ		現在ナシ		現在ナシ		現在ナシ		現在ナシ	
	大豆小	大豆大	大豆小	大豆大	大豆小	大豆大	大豆小	大豆大	大豆小	大豆大	大豆小	大豆大
大正六年												
大正七年												
大正八年												
大正九年												
大正十年												
大正十一年												
大正十二年												
大正十三年												
大正十四年												
昭和元年												
昭和二年												



鈔票 同 同 金四厘  
 吉林官帖 同 一千吊に對し 金一厘  
 金建 賣買約定高一千圓に對し 金四厘  
 鈔票

(但し此處に言ふ小洋銀とは小洋票の意にして所謂奉天票なり)  
 而してその徴收方法は毎月分を翌月五日迄に各附屬信託會社より滿鐵地方事務所公費係に申告し、それによつて賦課額を決定し各信託會社を通じて徴收するのである。今各年度に於ける實際收入金額を擧ぐれば左表の如くである。依つて以つて各取引所に於ける各取引物件の榮枯盛衰を覗ふに足る事と思ふ。

#### 第四款 取引所信託業税

本税は言はゞ關東州内に於ける官營取引所附屬の信託會社即ち大連取引所信託會社及び大連取引所錢鈔信託會社に對する關東廳特許料の別稱である。創立當初に於ては沿線官營取引所と同じく特許料の名目の下に納税してゐたものであるが、大正九年四月廳令第二十一號を以つて取引所信託業税が新設せられた。その初め年税を以つて定められ税率は錢鈔信託業に在りては手数料收入額の千分の二百、その他千分の三百五十であつたが大正九年六月に至り廳令第四十四號を以つて従來の年税を月税に改め、次いで大正十年二月廳令第四號を以つて錢鈔信託業とその他のものとを

關東州外官營取引所取引税(雜種對先物取引)年度別表

年 度	種 別		年 度														
	類 別	種 別	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年				
現在ナシ	穀豆小洋	類 別															
	類 別	類 別															
現在ナシ	穀豆金鈔	類 別															
	類 別	類 別															
現在ナシ	開	類 別															
	類 別	類 別															
現在ナシ	四平街	類 別															
	類 別	類 別															
現在ナシ	公主嶺	類 別															
	類 別	類 別															
現在ナシ	長春	類 別															
	類 別	類 別															
計	穀豆金鈔	類 別															
	類 別	類 別															
計	穀豆金鈔	類 別															
	類 別	類 別															
總計	穀豆小洋	類 別															
	類 別	類 別															

備考 港帖トハ留紙幣ニシテ先物取引雜種對先物取引ノ千留ニ付四厘ナリ。單位ノ圓



年度	小規模		中規模		大規模		西平街		公主嶺		長春		計
	課税額	税率	課税額	税率	課税額	税率	課税額	税率	課税額	税率	課税額	税率	
大正五年	10,000	1%	20,000	1%	50,000	1%	10,000	1%	20,000	1%	30,000	1%	130,000
大正六年	12,000	1%	25,000	1%	60,000	1%	12,000	1%	25,000	1%	35,000	1%	157,000
大正七年	15,000	1%	30,000	1%	75,000	1%	15,000	1%	30,000	1%	45,000	1%	195,000
大正八年	18,000	1%	35,000	1%	90,000	1%	18,000	1%	35,000	1%	50,000	1%	236,000
大正九年	20,000	1%	40,000	1%	100,000	1%	20,000	1%	40,000	1%	60,000	1%	280,000
大正十年	25,000	1%	50,000	1%	120,000	1%	25,000	1%	50,000	1%	75,000	1%	345,000
大正十一年	30,000	1%	60,000	1%	150,000	1%	30,000	1%	60,000	1%	90,000	1%	420,000
大正十二年	35,000	1%	70,000	1%	180,000	1%	35,000	1%	70,000	1%	105,000	1%	505,000
大正十三年	40,000	1%	80,000	1%	210,000	1%	40,000	1%	80,000	1%	120,000	1%	600,000
大正十四年	45,000	1%	90,000	1%	240,000	1%	45,000	1%	90,000	1%	135,000	1%	705,000
計	300,000	1%	600,000	1%	1,500,000	1%	300,000	1%	600,000	1%	900,000	1%	3,900,000

同一の税率に依り賦課する事となり、その税率には従来銭鈔信託に適用せる手数料収入の千分の二百即ち二割を徴収する事に定められたのである。今各年度に於ける各信託の特許料及び大連に於ける取引所信託業税の實收額を見れば左の如くである。

官營取引所信託會社特許料(信託業税)

年度	大連	奉天	開原	四平街	公主嶺	長春	計
大正二年	10,000	8,000	1,000	1,000	1,000	1,000	23,000
大正三年	12,000	10,000	1,500	1,500	1,500	1,500	28,000
大正四年	15,000	12,000	2,000	2,000	2,000	2,000	35,000
大正五年	18,000	15,000	2,500	2,500	2,500	2,500	43,000
大正六年	20,000	18,000	3,000	3,000	3,000	3,000	50,000
大正七年	25,000	20,000	3,500	3,500	3,500	3,500	60,000
大正八年	30,000	25,000	4,000	4,000	4,000	4,000	71,000
大正九年	35,000	30,000	4,500	4,500	4,500	4,500	83,000
大正十年	40,000	35,000	5,000	5,000	5,000	5,000	95,000
大正十一年	45,000	40,000	5,500	5,500	5,500	5,500	107,000
大正十二年	50,000	45,000	6,000	6,000	6,000	6,000	120,000
大正十三年	55,000	50,000	6,500	6,500	6,500	6,500	134,000
大正十四年	60,000	55,000	7,000	7,000	7,000	7,000	149,000
計	500,000	400,000	50,000	50,000	50,000	50,000	1,950,000

第四章 取引所の監督及税



第四章 取引所の監督及税

昭和元年	△ 一四三、六〇〇		共 四、四、九、九二	七、六、四、六〇	四、七、三、四〇	六、七、二、六〇	三、四、七、〇、〇〇
二年	△ 二、七、四、八、〇〇		八、七、九、九〇	八、四、六、二〇	四、三、三、三〇	六、三、七、八〇	三、五、六、八、三〇

五四

備考 △印ハ取引所信託業税トス

奉天ハ大正十五年以來全免、長春ハ大正十年以來半減(一割)也

## 第五章 取引所に於ける賣買取引

### 第一節 賣買取引の従事者

#### 第一款 取引人の要件及免許

取引所に於て賣買取引に従事する者は言ふまでもなく取引人である。而してその取引人たるや一定の資格あるものが免許を受け、嚴重なる監督の下に賣買に従事するのであつて取引人たるの條件を示せば左の如くである。

##### 一、關東廳取引所

- 關東廳取引所取引人とならんとする者は左の各號の一に該當せざる事を要する。(規則第十四條) 即ち
1. 取引所に於て賣買取引する物件の取引又は製造を目的とする營業所を取引所々在地に有せざる者
  2. 婦女又は未成年者
  3. 關東廳取引所規則により刑罰を受けたる後三年を経過せざる者
  4. 資産信用の不確實なる者

##### 二、關東州取引所法規による取引所

- 大連株式商品及安東取引所の取引人たらんとするものは左の各號の一に該當せざらん事を要する。即ち
1. 婦女又は未成年者

#### 第五章 取引所に於ける賣買取引



2. 復権せざる家資分散者及破産者
3. 關東州取引所規則又は關東州取引所令に依り除名せられ除名の日より三年を経過せざる者
4. 關東州取引所規則に依り刑に處せられたる者にして刑の執行を終り又は其の執行を受くる事なきに至りたる日より三年を経過せざる者
5. 短期一年以上の懲役若は禁錮以上の刑に處せられ刑の執行を終り又は其の執行を受くる事なきに至りたる日より三年を経過せざる者
6. 資産信用の不確實なる者

右を内地取引所の會員及取引員と比較するに、内地に於ては無能力者ならざる女子は取引所の會員又は取引員となり得るに反し滿洲に於ては之を禁止してゐる。又内地取引所法が「帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる會社」に非ざれば會員又は取引員となる事を得ざるに反し滿洲に於ては國籍による制限は全然なく、支那人及びその他外國人と雖も自由に取引人たり得るのである。否寧ろ夫等の方が多數を占めてゐる現状にある。次に法人取引人であるが内地に於ては大正十一年の法規改正に際して初めて之を認めたのであるが、滿洲に於ては當初より法人取引人を認めてゐたのである。關東廳取引所に在りて同規則第十三條に、滿洲取引所に在りては營業細則第二條に夫々明文を以つて記載されてゐる。只關東州取引所令には何等之に對する規定なくその第十二條に「會員の資格、除名及脱退並取引人の資格、免許失效及免許取消に關しては關東長官之を定む」とあり、従つて法人取引人（又は會員）を許すや否やは全く關東長官の權限内に在る譯であるが、而かも關東州取引所規則には何等法人取引人に關する規定はない。只關東州取引所たる大連株式商品取引所の定款第五章第三十條の二項及び安東取引所定款第五章第三十一條の二項に夫々明かに法人

取引人を認むる趣旨を擧げその出願手續を記載してゐる。而して右の定款は必ず關東長官の認可を要するものであるから、結局に於て關東州取引所に於ても法人取引人を認めて居ると言へるのである。上述の法人取引人に關しては内地取引所に於けるが如き資格に對する制限なくその免許不免許は一に關東長官（又は取引所長）及在奉天領事官（奉天取引所の場合）の權限に屬してゐる。次に之等取引人の免許出願手續を述べれば

一、自然人に在りては

1. 關東廳取引所 願書に取引人の種別を記し、履歷書、資産表を添へ取引人組合の手を経て所長に提出し免許を受ける。尙支那人の取引人に在りては、その商店組織多くは匿名組合に類似し經營者の他に財東と稱する出資者があるからその財東にも保證書を差入れしめて居る。
2. 關東州取引所 願書に履歷書及資産調書を添へ取引所に提出する、取引所はそれに意見書を添附して關東長官に提出し免許を受ける。
3. 滿洲取引所 願書に賣買の種類を記載し履歷書及資産調書を添へ紹介人二名を立て取引所に出願し、取引所は其の實狀を調査し商議員會及仲買人組合に諮詢し、意見を添付して在奉天領事官に進達し免許を受ける。

二、法人に在りては

1. 關東廳取引所 願書に定款及財産目錄を添付し所長に出願する。（取引人組合あれば之を経由する事自然人に同じ）
2. 關東州取引所 關東州取引所規則に一般的規定として願書に履歷書資産調書を添へ取引所を経由して關東長官に差出すを命ずるのみ。大連株式商品、安東取引所の定款により、願書に定款、決算報告その他必要な書類を



附し取引所を経て關東長官に進達する旨規定あり。

3. 滿洲取引所 願書に定款及貸借對照表を添へ又共同出資者なる時は其の出資者の氏名及出資關係を詳記したる書面を添へ各代表者の履歷書を附して取引所を経て在奉天領事官に進達する。

以上に依り取引人は免許を受けるのであるが、關東廳取引所に在つては免許料及入場料を納付しなければ賣買取引を爲す事が出来ず、更に取引所指定の期間内に納付しなければ免許を取消され關東州取引所に於ては取引所が取引人免許狀の送付を受けたる時は其の旨を本人に通知して免許料に相當する收入印紙を貼用したる請書（後取引所より關東長官に差出す）及身元保證金を差出さしめたる後に之を交付するのであるが、取引人出願者が取引所が免許狀の送付を受けたる日から十五日以内に請書及身元保證金を差出さなければ其の免許は效力を失ふ。

尙一旦取引人の免許を受けたる者と雖もその後に至りて失格したるもの、或は不正の手段によりて免許を受けたるものが發見せられたる時又は民營取引所に於て取引人が役員に就任したる時に於て該取引人が除名又は免許取消の處分を受けるのは言ふまでもない事である。

### 第二款 取引人の種類及數

各れの取引所に於ける取引人も自己の計算を以つてすると他人の計算を以つてするとを問はず賣買取引を爲し得るから、此處に言ふ種類とは右の如き本質的の性質に依る種類でなくして取引物件による區別及取引の種類による區別である。

關東廳取引所に於ては重要物産取引人及錢鈔取引人の二種に分ち尙土地の情況に依つては現物取引のみを行ふ取引

人を置いてゐる。而して之等取引人の數に就いては何等制限を設けてゐないが大連株式商品及安東取引所に於ては關東州取引所令第十七條に準據し定款中に制限規定を設け、滿洲取引所に於ても極めて尨大ではあるが兎に角定款を以つて制限してゐる此等に於ける取引人の種別及制限數を見れば左の如くである。

大連 株式商品		安東 取引所		滿洲 取引所	
第一部 株式取引人	三十名以内	錢鈔株式部 取引人	八十名以内	商品先物	三百以内
第二部 麻袋取引人	同右	商品部 取引人	百五十名以内	同 現物	同 右
第三部 綿糸布取引人	同右	尙商品部は一般取引人、絲繭取引人、絲繭現物取引人、穀物取引人、穀物現物取引人、人糞取引人、人糞現物取引人、肥料取引人、肥料現物取引人、糖取引人、糖現物取引人、油取引人、油現物取引人、豆取引人、豆現物取引人、米取引人、米現物取引人、小麦取引人、小麦現物取引人、大麦取引人、大麦現物取引人、粟取引人、粟現物取引人、高粱取引人、高粱現物取引人、雜糧取引人、雜糧現物取引人、其他取引人、其他現物取引人	同 現物	同 現物	同 右
第四部 麥粉取引人	同右	同 現物	同 現物	同 現物	同 右
第五部 砂糖取引人	同右	同 現物	同 現物	同 現物	同 右

尙關東廳取引所及滿洲取引所に在りては取引所に於て賣買取引に従事せしむる爲代理人を置く事が出来る。勿論代理人に對しては所長の許可を受けなければならない。代理人の數の制限に關しては滿洲取引所に在りては賣買の一種類に付三名以内とし、大連取引所に於ては重要物産部一人に付十二名以内、錢鈔部十名以内と制限してゐる外其他の取引所に於ては法規上何等制限してゐない。關東廳取引所に於て現在場に立つて賣買取引に従事してゐるものは多くは之等代理人にして殊に邦人取引人に於て然りである。

参考の爲各取引所創立以來の取引人國籍別移動表を示せば左の如くである。

各取引所取引人移動表

年 度	取 引 所	大 連	奉 天	開 原	四 平 街	公 主 嶺	長 春	大 連 五 品	安 東	滿 洲
	重 要 物 産	錢 鈔								







同 三 年 上	昭 和 二 年		同 十 五 年		同 十 四 年		同 十 三 年		同 十 二 年	
	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上
外中日	外中日	外中日	外中日	外中日	外中日	外中日	外中日	外中日	外中日	外中日
四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三
中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日
四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三
中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日
四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三
中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日
四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三
中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日
四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三
中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日
四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三
中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日
四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三
商株	商株	商株	商株	商株	商株	商株	商株	商株	商株	商株
四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三
米株	米株	米株	米株	米株	米株	米株	米株	米株	米株	米株
四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	四 五 三 三 六 三 六 三 六 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三	三 七 三 三 七 三 三 七 三 三

備考 一、日は日本人、中は中國人、外は其他の外國人を指す  
 一、大連重要物産に於ける長は長期取引人、短は短期取引人

短期取引人は大正七年末、或は長期となり、或は廢業す。  
 一、安東取引所に於ける日は日本内地人、其他は鮮人及中國人を指す。  
 一、滿洲取引所に於ける日は日本人のみにして株は株式、米は米穀仲買人なり。  
 一、大連株式商品取引所の株は株式、商は商品取引人也、昭和二年下以來商品取引人の増加せるは新たに麥粉上場せられたるに依る。  
 尙参考の爲沿線二、三取引所に就いて日支兩國取引人國籍別取引高を見れば左表の如くである。

一、奉天取引所

單位 千圓

期 別	取 引 高		日 本 人	中 國 人	合 計	日 本 人	中 國 人	合 計
	金 票	小 洋 票						
大正 九 年 上 半 期	二 元 〇 元	七 八 七	二 六 一 七 〇	五 八 六	二 六 七 五			
同 下 半 期	一 七 〇 元	一 六 一 七 〇	一 六 一 七 〇	二 〇 六 七 五	二 〇 六 七 五			
大正 十 年 上 半 期	一 〇 七 五	七 三 〇	一 〇 七 五	二 四 五	二 四 五			
同 下 半 期	七 二 七	一 九 六	七 二 七	二 四 五	九 二 〇			
大正 十 一 年 上 半 期	一 七 〇 元	四 三 五	一 七 〇	七 三 五	二 四 五			
同 下 半 期	五 七 四	一 五 四	五 七 四	七 三 五	二 四 五			
大正 十 二 年 上 半 期	五 七 四	一 五 四	五 七 四	七 三 五	二 四 五			
同 下 半 期	一 二 六	一 三 九	一 二 六	八 六 七	二 四 五			
大正 十 三 年 上 半 期	一 一 〇 五	三 三 四	一 一 〇 五	一 四 九	二 六 五			
同 下 半 期	九 五 七	三 〇 三	九 五 七	一 四 九	二 六 五			
大正 十 四 年 上 半 期	二 四 〇 二 七	七 一 七 三	二 四 〇 二 七	三 二 八 三 〇	三 二 八 三 〇			



第五章 取引所に於ける賣買取引

年度別	日本		中國	
	大豆	高粱	大豆	高粱
同 下半年	二四、七七	一四、七三	三九、五〇	三〇、五〇
大正十五年 上半年	三〇、〇三	三五、六〇	五〇、六五	四〇、六五
昭和元年 下半年	一〇、四八	一七、〇四	一七、〇四	一七、〇四
昭和二年 上半年	一八、〇三	一五、三〇	三三、二八	二〇、六六
同 下半年	二四、一九	二九、一〇	六二、五九	三三、
合計	一七〇、二四	一〇、六五〇	二八二、六四	一六三、

二、四平街取引所

單位 大豆、高粱、粟 千圓

年度別	日本		中國	
	大豆	高粱	大豆	高粱
大正八年 下	一、七五四	三六	一、六〇〇	三九
同 九年 上	二、三二五	二〇六	二、二七九	四三
同 九年 下	二、七六	三〇六	二、七五	六六
同 十年 上	二、九三	三〇七	二、九〇	七三
同 十年 下	四、九八	五〇七	五、〇六	一七四
同 十一年 上	一、〇三二	八三三	一、〇〇四	二七〇
同 十一年 下	一、九三六	一、三三〇	一、八六九	二八〇

三、公主嶺取引所

單位 大豆、高粱 千圓

期 別	大豆		高粱		金 票		鈔 票	
	買	賣	買	賣	買	賣	買	賣
何十二年 上	二、八七二	二、七五〇	一、〇四七	一、〇四七	二、八三三	二、八三三	二、八三三	二、八三三
何十二年 下	四、九八	四、九八	一、〇四七	一、〇四七	六、四〇〇	六、四〇〇	六、四〇〇	六、四〇〇
同十三年 上	二、七五〇	二、七五〇	一、〇四七	一、〇四七	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇
同十三年 下	二、七五〇	二、七五〇	一、〇四七	一、〇四七	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇
同十四年 上	二、七五〇	二、七五〇	一、〇四七	一、〇四七	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇
同十四年 下	二、七五〇	二、七五〇	一、〇四七	一、〇四七	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇
同十五年 上	二、七五〇	二、七五〇	一、〇四七	一、〇四七	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇
同十五年 下	二、七五〇	二、七五〇	一、〇四七	一、〇四七	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇
昭和二年 上	二、七五〇	二、七五〇	一、〇四七	一、〇四七	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇
昭和二年 下	二、七五〇	二、七五〇	一、〇四七	一、〇四七	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇
同三年 上	二、七五〇	二、七五〇	一、〇四七	一、〇四七	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇
同三年 下	二、七五〇	二、七五〇	一、〇四七	一、〇四七	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇

第五章 取引所に於ける賣買取引







第五章 取引所に於ける賣買取引

合 計 (買)	五、三六〇	五、七六六	三、五五〇	三、三三三	五、三三〇	三、〇〇〇	一、九三〇	一、六〇〇	七、二〇〇	三、六六六	九、六六六	六、六六六
	五、六三三	五、八三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三

六八

第三款 免許料、入場料及び身元保證金

取引人の免許を受けたものは免許料、入場料（關東廳取引所）及身元保證金を納付しなければならない。免許料は關東廳取引所に在りては初めより一種類に付き百圓とし若し兩者を兼營する場合は二百圓、開原及長春に於ける現物のみを取扱ふ取引人は二拾圓と定め現在に於ても同様であるが、關東州取引所に於ては當初取引人の質を制限すると云ふ意味から非常に高率にして一千圓を課したものであるが、大正十四年三月十八日に至り廳令第八號を以つて三百圓に低下し、次で昭和二年七月三十日廳令第四十三號を以つて百圓となし關東廳取引所と同一の率に改正したのである。内地取引所に於ける免許料が十一年の改正により取引員地位向上の見地から百圓を三百圓に引上げたのに比すれば逆行の形であるけれども、關東廳取引所の取引人よりは百圓を徵收するに民營取引所のみ三百圓を徵收する事は蓋し不當であつたかも知れない。滿洲取引所仲買人免許には免許料はない。次に入場料は關東廳取引所に於て定むる所にして取引人又は代理人より一人に就き一年又は未滿に就き六圓を徵收してゐる（大連取引所を除けば兩業兼營の場合にても差支へなし）。而して入場料納付と同時に入場章を交付し、之を携帯しなければ入場を許されず又他人へ貸與及讓渡する時は其の入場章は無効として褫奪される。尙之を破損又は紛失した場合は金二圓を納付せしめて再交付に應じてゐる。滿洲取引所に於ては代理人の入場に就いてのみ一年六圓の入場料を徵收し同取引所の収入としてゐる。上述の免許料及入場料は勿論關東廳地方費收入の一部をなすものにして各年度に於ける兩者合計金額を擧ぐれば左の如

くである。（單位圓）

大正二年	五、一三三	大正十年	三五、七六四
大正三年	五、八八八	大正十一年	二八、二七四
大正四年	七、三九五	大正十二年	二二、二四四
大正五年	一一、八四七	大正十三年	二二、七二〇
大正六年	一三、五四五	大正十四年	二二、三三〇
大正七年	一九、九九二	昭和元年	二六、二二四
大正八年	五六、三四八	昭和二年	
大正九年	五三、三三六		

次に身元保證金は關東廳取引所に在りては關東長官の認可を経て各取引所信託之を定め同社に納入せしめてゐる。關東州取引所に在りては取引所令第十五條により五千圓を下る事を得ず、尙株式会社組織に在りては資本金の千分の五以上にして關東長官の指定する金額を下る事を得ず、若し其の千分の五が五千圓未滿なる時と雖も五千圓は兎に角納めなければならぬ。又資本金の額が二十萬圓を超える時は其の超過金額に付ては關東長官は其の定むる別段の率に依り身元保證金の額を指定し得る定めである。右の準則により大連株式商品、安東共其の定款により身元保證金の額を定めてゐるのであるが、今各取引所に於ける先物取引人身元保證金の實際額を見れば左の如くである。

大連取引所	重要物產取引人	鈔票	四千圓
	錢鈔取引人	同	四千圓
奉天取引所	錢鈔取引人	金	二千五百圓
	但當分ノ内		

第五章 取引所に於ける賣買取引

六九



第五章 取引所に於ける賣買取引

現在無ケレ共同右

重要物産取引人	金	二千圓
開原取引所 鈔錢取引人	金	二千圓
重要物産取引人	金	二千圓
兼營取引人	金	三千圓
四平街及公主嶺取引所——開原取引所ニ同ジ		
長春取引所 重要物産取引人	金	一千五百圓
錢鈔取引人 一級(殘玉制限六十萬圓)	金	二千五百圓
二級(殘玉制限四十萬圓)	金	二千圓
三級(殘玉制限三十萬圓)	金	一千五百圓
兼營取引人 一級(重要物産殘玉制限五百車)	金	二千五百圓
二級(同)	三百車) 金	二千圓
三級(同)	二百車) 金	一千五百圓
大連株式商品取引所 各部共	金	一萬圓
(但シ商品各部ニ在リテハ近々五千圓ニ下ゲルトノ議有リ)		
安東取引所 錢鈔株式部取引人	金	六千五百圓
商品部取引人	金	六千圓
兼營取引人	金	一萬二千五百圓

滿洲取引所 證券部	金	一萬五千圓
但當分ノ内	金	二千五百圓
商品部	同	二千五百圓

尙右の身元保證金は必ずしも現金たるを要せず當該取引所又は信託會社の承認したる預金證書又は有價證券を以つて代用し得る。その代用價格は取引所又は信託に於て之を定め、該證書又は證券が記名式なる時は本人名のものに限り且つ何時にても處分し得可き委任狀を添付せしめる。取引所又は信託は同代用證券が値下りその他により金額に不足を生したる時は其の指定期間内に現金又は更に代用證券を差入れしめるのである。尙前述の現金を以てする身元保證金には利子を附し代用證券に利札あるものは其支拂期に於て、本人の請求により之を交付すべき事は勿論である。

第四款 取引人の監督

取引人の質及其の行爲如何は市場の盛衰に重大なる關係を有するが故に内地に於ても相當嚴重に之を取締つてゐるのであるが、滿洲に於ても關東廳は取引所法規に於て取引所は其の定款中に取締規程を設けて各その監督に當つてゐる。

關東廳取引所に在りては主として取引所規則中に監督事項を規定しその主なる事項は取引人は賣買取引に關し帳簿を備ふる事を要し、其等の帳簿書類に對する所長の検査を拒む事を得ず、又免許取消の事項として左の各規程を設け即ち

1. 不正の手段に依り取引人の免許を受け、又は取引人にして當該取引物件の取引又は製造を目的とする營業所を取引所在地以外に移し、若くは資金信用の不確實になつた様な場合



2. 取引所の指定せる期間内に免許料又は入場料を納付せざるか、若しくは指定の期間内に身元保証金を差入れざるか或は正當の事由なくして一年以上引續き賣買取引に従事せざる者
3. 取引人又は其の代理人の行爲が取引所規則又は賣買取引に關する規定に違反し、又は取引所の秩序を紊し、若しくは信用を害すると認むる時は、其の入場を差止め、營業の停止を命じ、若しくは免許を取消し、又は代理人の解任を命ずる事を得

更に取引人のみならず一般人にも適用し得るのであるが、左の如き場合を擧げその一に該當する者は一年以下の徵役、禁錮又は二百圓以下の罰金に處せらるゝのである。

1. 取引所の先物取引と同一又は類似の取引を目的とする市場を開き、又はその市場に於て取引を爲したる者
2. 取引所に依らずして、取引所に於て賣買取引する物件に付差金の授受を目的とする行爲を爲したる者
3. 取引所に於ける相場の変動を圖る目的を以て虚偽の風説を流布し、偽計を用ひ又は暴行若は脅迫を爲したる者
4. 取引所に於て賣買取引する物件の取引に従事せざる者を濫に勧誘して先物取引の委託を受くる事を常業とする者
5. 取引人にして委託を受けたる先物取引に付取引所に於て賣買を爲さずして之を爲したると同一又は類似の計算を以て委託者に對し其の決済を爲したるもの。

次に關東州取引所に於ても帳簿作製の義務及び之が検査を拒み得ないのは同様にして、尙取引所令第十六條に基き取引所は其の定款中に各場合を列擧し、其の一に該當する時は取引人の營業を停止し、又は千圓以内の過怠金を課し若は關東長官の認可を受けて之を除名する事になつてゐる。試みに大連株式商品取引所の定款(第三十二條)に就いて之を見れば左の如くである。

1. 正當ノ事由ナクシテ引續キ貳箇月以上本所ニ於テ賣買取引ヲ爲ササル者、又ハ賣買取引極メテ僅少ナル者
  2. 關東州取引所規則第十條第一項ノ規定(失格條項)ニ依リ取引人タル資格ヲ失フヘキ裁判ノ言渡ヲ受ケタル者
  3. 取引人ニシテ身元保證金、賣買證據金、賣買手數料、本所ガ代納シタル税金若ハ賣買差損金其他ノ計算金ノ納入ヲ怠リタル者又ハ過怠金ヲ本所ノ定メタル期間内ニ納付セサル者
  4. 取引人其身元保證金若ハ賣買證據金ニ付裁判所ヨリ拂渡差止ノ命令ヲ受ケタル場合ニ於テ本所ノ指定ニ從ヒ指定期間内ニ相當ノ金額ヲ納入セサル者
  5. 取引人其身元保證金若ハ賣買證據金ニ付租稅滯納處令ニ依リ又ハ租稅滯納處分ノ例ニ依リ差押ヲ受ケタル者
  6. 受渡ヲ履行セサル者
  7. 自己ノ所有セサル有價證券ヲ以テ身元保證金ニ代用シタル者
  8. 前各號ニ掲ケタル外取引所ニ關スル法令、定款、營業細則若ハ本所ノ承認シタル取引人組合ノ諸規約ニ違反シ、其他取引人タルノ信用ヲ傷ケ又ハ本所ノ秩序ヲ紊スト認ムヘキ者
- 本所カ二週間以内ニ於テ指定シタル期間内ニ前項第三號乃至第五號ニ依リ營業ヲ停止セラレタル者カ相當ノ金額ヲ本所ニ差入レサルトキ、又ハ前項第七號若ハ第八號ニ依リ營業ヲ停止セラレタル者カ其違反ノ事實ヲ阻却スルニ相當ナル處置ヲ爲ササルトキハ本所之ヲ除名ス。
- 更に關東州取引所規則第二十九條は取引人に對する罰則を規定し左の各號の一に該當する者は一年以下の徵役、禁錮又は二百圓以下の罰金に處する事としてゐる。即ち
1. 關東長官の認可なく、取引人にして支店、出張所其他何等の名義を以てするとを問はず、其の本店以外の場所



を以て賣買取引の取扱をなす場所と爲したる者又は定期取引の委託の代理、媒介又は取次を營業と爲したる者

2. 取引所に依らずして定期取引と同一若は類似の取引を目的とする市場を開き又は其の市場に於て取引を爲したる者

3. 取引所に依らずして取引所の相場に依り差金の授受を目的とする行爲を爲したる者

4. 取引所に於て賣買取引する物件の取引に従事せざる者を濫りに勧誘して定期取引の委託を受くる事を常業とする者

5. 取引所に於ける相場を偽りて公示したる者

6. 公示若は頒布の目的を以て虚偽の相場を記載したる文書を作成したる者又は之を頒布したる者

7. 取引人にして委託者に對し其の委託を受けたる取引に關し虚偽の通知を爲したる者

8. 取引人にして委託を受けたる取引所の定期取引に付取引所に於て其の賣付、買付又は受渡を爲さずして之を爲したると同一又は類似の計算を以て委託者に對し其の決済を爲したる者

尙滿洲取引所に於ても定款中に於て監督事項を規定し、或は仲買人の營業區域を制限し、或は取引所以外の市場に於てする競賣買に依る先物取引と同一又は類似の行爲を禁止し、又帳簿作成の義務及之が検査を拒み得ざるの義務等其の他の取引所に於けると略同様である。

### 第五款 取引人組合

取引人は營業上の秩序を保ち且つ取引人相互間の親睦を謀り以つて斯業の改良發達を企る爲取所人組合を組織しな

ければならない。關東廳取引所に在りては同規則第二十五條に依り組合規約及其の變更に關しては所長の認可を受く可きを要し、その他の取引所に於ては營業細則の定むる所により、各別毎に其の全員を以て取引人組合を組織し組合委員を選擧し且つ正副兩委員長を互選しなければならない。日常の組合事務は右正副兩委員長に於て之を行ひ、重大なる事項は組合總會に於て議決するのである。而して組合事務の重なるものは組合規約の施行、規約違反者の處分、取所人の風紀取締、市場の整理、代理人及使用人の取締、委託手数料及委託證據金、取引人の使用帳簿、取引所の咨問等に關する事項にして、其中取引所の承認を受けなければならない事項あり、大連株式商品取引所に於ける營業細則の規定を示せば左の如くである。

第四十九條 取引人組合ハ左ノ事項ニ付キ本所ノ承認ヲ受クヘシ

一、規約及受託契約準則ノ制定又ハ變更

二、委託手数料及委託證據金ノ決定又ハ變更

三、規約違反者ノ處分ノ決定

四、取引人ノ用ユル帳簿、委託註文書、賣買報告書及委託證據金受領書ノ様式

取引人組合ニ於テ委託證據金並其代用有價證券ノ種類及代用價格ヲ設定又ハ變更シタルトキハ之ヲ本所ニ届出ツヘシ

尙大連株式商品及安東取引所に於ては商議員會の設置なく、取引所は重要事項に關しては關係取引人組合に諮問する。其の諮問事項に關しては商議員會の項に述べたるが如くである。

次に現存する取引人組合を見れば左の如くである。



大連取引所	大連取引所重要物産取引人組合
奉天取引所	大連錢鈔取引人組合
開原取引所	奉天取引所錢鈔取引人組合
四平街取引所	開原取引所取引人組合
公主嶺取引所	四平街取引所取引人組合
長春取引所	公主嶺取引所取引人組合
大連株式商品取引所	長春取引所取引人組合
	大連株式商品取引所株式取引人組合
	大連株式商品取引所株式現物取引組合
	大連株式商品取引所商品取引人組合
安東取引所	大連株式商品取引所商品現物取引組合
滿洲取引所	安東取引所錢鈔株式取引人組合
	滿洲取引所證券仲買人組合
	滿洲取引所米穀仲買人組合

### 第二節 賣買取引の場所及時

取引所は元よりその本質市場であるから取引所に於ける賣買取引は一定の時一定の場所に於て行はなければならない

ないの言ふまでもない事である。而して右の賣買取引をなす可き場所的設備、所謂市場を取引人に供給する事は取引所の義務である。その設備に關しては取引所の大小に依り多少相違はあるけれども共取引人又は代理人が立合をなす可き相當の廣さを有する土間あり、而してその立會場より一段高き中央の部に半圓形若しくは方形の高座を設けて取引所若しくは信託會社の係員其の他の出張に備へてゐる。立會場の後方には委託者及び一般觀覽者の席あり、高座後方の壁には當市場に於ける各物件の出來値及其他市場の相場を掲ぐべき木札あり。關東廳取引所に於ては各賣買を揭示すべき黑板を高座正面の立會場内に備へてゐる。尙取引所によつては取引物件により立會場を異にしてゐる所もある。大連取引所に於ける重要物産部と錢鈔部の如き、大連株式商品取引所に於ける株式部と商品部の如き（之は現在統一すべき大取引市場建築中なり）安東取引所に於ける株式錢鈔と商品部の如き夫れである。

次に立會時間であるが、取引所の相場が公定相場にして他市場に於ける相場に重大なる關係を有する以上、その相場を決定すべき取引所市場の閉閉は直ちに經濟上に影響を及ぼすものであるから、取引所市場の閉閉は各其の規程に従ひ休會せる場合の外は原則として之を開市し規則正しく行はなければならない。然し乍ら例外として

關東廳取引所に在りては所長は左の各號の一に該當すると認むる時は市場の立會の全部又は一部を停止し若しくは賣買數量を制限し又は取引人の賣買を差止め若しくは入場を制限する事を得る。（取引所規則第二十九條）

1. 相場の昇低不穩當なるとき又は不穩當なる昇低を生ずべき虞ある時
2. 取引人が不穩當なる賣買を爲し其の他故意に市場を紊す行爲を爲し、又は爲さんとする時
3. 賣買證據金の徴收に支障ありと認むる時
4. 前各號の他公益上必要ありと認むる時



關東州取引所に於ては（安東も略同一なるを以つて大連株式商品取引所の營業細則に依る）

一、左ノ各號ノ場合ニ於テハ市場ノ立會ノ全部又ハ一部ヲ停止スヘシ（第七條）

1. 相場ニ著シキ變動アルトキ又ハ著シキ變動ヲ生スヘキ處アルトキ

2. 賣買證據金ノ徵收ニ支障アリト認ムルトキ

3. 立會カ市場ノ秩序ヲ紊シ若ハ公益ニ害アリト認ムルトキ

二、左ノ各號ノ一ニ該當スルト認ムルトキハ本所ハ取引人ノ賣買ヲ差止メ又ハ入場者ヲ制限スヘシ（第八條）

1. 前條第二號又ハ第三號ノ事由アルトキ

2. 取引人ニシテ其身元保證金又ハ賣買證據金ニ付裁判所ヨリ拂渡差止ノ命令ヲ受ケタルモノニ付本所ニ於テ必要

アリト認メタルトキ

3. 取引人ヨリ本所ニ差出シタル小切手カ不渡トナリタルトキ

4. 取引人ニシテ取引税ヲ滯納シタルトキ

5. 取引人ニシテ定款第三十二條ノ規定（過怠金、營業停止及ヒ除名ヲ定メタル條項）ニ依リ處分ヲナスヘキ必要ア

リト認メタルトキ

6. 取引人ニシテ賣買取引若ハ其受託ニ關シ不正又ハ不穩當ノ行爲ヲ爲スモノト認ムルトキ

7. 關東州取引所令第四十條第二項ノ規定（吞行爲ヲナシタルモノニ對スル罰則）ニ依リ處分ヲ爲スヘキコト確定シ

タルトキ

尙滿洲取引所に在りては市場の開閉及休日は理事會の決議を経て取引所が定める事になつてゐる。

右は例外により休市する場合であるが其他定期的に休市する場合あり、即ち年首、年末、祭日、日曜日等であるが右を大連株式商品取引所に見れば

一、休業日

1. 年首（陽歴一日、二日、三日及五日の四日間）

2. 年末（陽歴三日間）

3. 大祭日祝日

4. 日曜日

二、立會を行はざる時

1. 年始初會及年末納會の各後場

2. 定期取引に在りては受渡日の前場及後場

3. 定期取引當限に限り其受渡日の前日後場

尙取引人中に支那人を多く含む關東廳取引所に在つては陰歴の年首年末は元より其の他支那側の大祭祝日にも休市してゐる。

立會を前場及び後場の兩場に分つ事は内地及その他に於けると異ならず。今各取引所に於ける立會時間の實際に就いて見れば左の如くである。



取引所名	立會場		備考
	前場	後場	
大連取引所 重要物産部	現物全部 九一一 先物 豆粕、豆油 九一〇・三〇 大豆 九・三〇一〇・三〇 高粱、包米 一〇・三〇一	一・三〇一・三〇 全部 一・三〇一・三〇	上掲の立會時間は四月より九月に至るものにして十月より翌三月までは各物件皆三十分後れである。 尙八月一日より三十一日に至る期間暑中休會として後場立會をなさず。
大連取引所 錢鈔部	現物 九一二 先物 九・三〇一二	一・二〇一・三〇 一・三〇一・三〇	八月一日より三十一日までは暑中休會として一時間短縮し後場 一・三〇一・三〇
奉天取引所	九・三〇一・三〇	一・三	
開原取引所	重要物産 一〇一・三〇	二・三・三〇	

錢鈔	九・三〇一・三〇	二・三・三〇	
四平街取引所	九・三〇一・三〇	二・三・三〇	
公主嶺取引所	九・三〇一・三〇	二・三・三〇	
長春取引所	重要物産 九・三〇一・三〇 錢鈔 九一一	重要物産、錢鈔共 一・三〇一・三	
大連株式 商品取引所	第一部(株式) 九・三〇一 第二部乃至第五部(商品) 九・三〇一	一・三〇一 一・三〇一	
安東取引所	株式錢鈔部 九・三〇一・三〇 商品部(粟) 第一節 一・三〇一 第二節 一一一	一・三〇一・三〇 第一節 一・三〇一 第二節 一一一	水曜、土曜に限り錢鈔後場は二・四五分まで何となれば水、土兩日は上海爲替市場午後休市場し従つて當市場の堅關係なきによる



滿洲取引所	株式部		
	現物 九・五五—	一・五五—	
	定期 一〇—	二—	
	米穀部		
	一〇・三〇—	二・三〇—	

### 第三節 賣買取引の種類

#### 第一款 關東州取引所令に依る取引所

法規改正以前内地取引所に於ける取引の種類は分ちて直、延及定期取引の三種とし、前二者は受渡即ち物と貨幣との授受を要件とし、定期取引（競賣買）に依るもの（限り）は物と貨幣の授受をなす代りに差金の授受により決済を完了し得る取引である。關東州取引所に於ける取引の種類は上述の舊内地法による取引の種類をそつくりそのまゝ移したのであつて、現物、延、定期と第一種の取引に對しては異なる名稱を用ゐてゐるけれども、性質及び作用に付いては全く直取引と同一である。即ち契約成立の日より起算して二日以内に受渡を爲す可き取引である。然し乍ら内地舊法が直取引に就いては差金取引を禁止してゐたにも拘はらず實際市場に於ける状況は差金及び日歩の遣取りによつて繰延べを爲し結局は差金取引に終りしものが多かつた如く、大連株式商品取引所に於ける株式直取引の現状は表面上に於ける取引所との關係は翌日決済をなすのであるが、その實株式信託會社が清算機關となり、差金及び日歩の授受によつ

てその取引關係をどこまでも繰延べてゐる。次に延取引は契約成立の日より起算し三日以上百五十日内約定の日に受渡をなす取引である。但し有價證券の延取引に就いては其の契約成立の日より一月内約定の日に於て受渡を爲す可き必要がある。従前大連株式商品取引所に於て三十日を期限とする株式の延取引が端株に就いて行はれてゐたが出來高も大して振はず、現在に於ては廢せられて現物取引の乙部となり主力株を上場物件とする甲部と相對してゐる。然し乍ら同商品市場は延取引のみを用ゐて取引を行つてゐる。而して同市場に於ては受渡期日を豫め月末と定めそれより溯つて百五十日目を新甫發會日と爲し、即ち受渡期日を先づ定め然る後に發會日を定めてゐる。安東市場に於ける延取引はその營業細則中に九十日を超える事を得ずと定めてゐるが現在行はれてゐない。

定期取引は三月内に於て取引所の定めたる限月による取引である。但し綿布綿糸及麻袋の定期取引は關東長官の認可を受けて六月内の限月に依るを得、有價證券は内地と同じく二箇月限である。現在大連株式商品取引所に於ては十五日、五日、二十五日を受渡日とする二箇月三期建の株式の定期取引あるのみにて商品は前述の如く全部延取引に依つてゐる。安東取引所に於ては商品、錢鈔、有價證券共に定期取引による賣買を行ひその期限及び受渡日は左の如くである。

受渡回数	定款上の限月期建	實際上の限月期建	受渡日
商品	毎月一回以上	三箇月以内—二期—六期	末 日
錢鈔	毎月二回以上	二箇月以内—二期—四期	十三、二十八日
有價證券	毎月一回以上	一箇月以内—二期—三期	十日、二十五日



## 第二款 關東廳取引所其他

關東廳取引所に於ける取引の種類は現物取引及び先物取引の二種に分れてゐる。現物取引はその性質直、延を併せたるものに略等しく、受渡期間を十日以内とする賣買取引である。但し賣買当事者の合意によりその期間は三十日迄は延長し得る事になつてゐる。先物取引は定期取引に等しく一定の限月内に於ける一定の期日に於て受渡をなすものであつて、その競賣の方法によるものは差金取引も行ひ得る取引である。而してその限月は重要物産に就いては開原取引所が三箇月以内なるを除けばその他の取引所に於ては四箇月以内の定めであるが各取引所共所長必要と認むる場合には之を六箇月まで延長する事が出来る。錢鈔先物取引の期限は大連取引所が四箇月まで許されてゐる他すべて三箇月以内の定めである。然し乍ら實際に於ては各所共二期建の一箇月限のみである。尙以上取引物件の受渡日共の他に就いては次節に述べる事とする。

以上の外滿洲取引所に於ける取引の種類は現物賣買及び先物賣買の二種に分れ、その性質は關東廳取引所に於ける現物及先物取引と略同一であつて現物賣買は差金取引を許さざる相對賣買にして受渡期間も十日以内であるが、只賣買当事者が取引所の許可を得て三十日を超えざる期間まで其の受渡を延長し得るのは商品部の取引に限られてゐて、商券部には之を許さない事になつてゐる。先物賣買は關東廳取引所に於ける先物取引と同一性質にして其の競賣に依るものは差金取引をなし得る。契約期限は商品部三箇月以内、證券部二箇月以内の規定であるが現在商品（米穀のみ）も株式と同じく二箇月限三期建を以て取引をなし、受渡日は兩者共奇数月十五日、偶数月五日、二十五日である。

## 第四節 賣買取引の方法並びに取引物件

## 第一款 關東廳取引所

關東廳取引所に於ける賣買取引の目的物件は、重要物産及び錢鈔である。重要物産とは大豆、豆粕、豆油、高粱等滿洲に於ける産物の大宗を指稱し、錢鈔とは金票（朝鮮銀行の發行する金券）鈔票（正金銀行の發行する銀券）小洋錢、奉天票、吉林官帖等を總稱するものであつて、かくの如き貨幣取引所は日本内地に在りては其の例を見ざる所である。以下各場合に就いて少しく詳述する。

## 第一項 現物取引

現物取引は其の當初より實物の受渡を目的とする取引であつて其の方法は相對賣買により、差金取引に終るを許されないものである。即ち個人對個人の間には賣買契約をなしその契約の履行に對しては他迄當事者が責任を持つ取引であつて、言はゞ日常の商取引を取引所の管轄内に於て爲す丈けの話である。

## 一、重要物産

重要物産の現物取引は各取引所共之を行ひ得る譯であるが、奉天取引所に於ては開所以來錢鈔のみの取引をなし重要物産は曾つて上場されたる事なく、公主嶺に於ては開所以來一、二回現物取引はあつたけれ共違約者を出せる爲爾來取引皆無の状態にあるを以て其他の取引所に就いて述べる。



先づ大連取引所に於ける現物取引は大豆、豆粕、高粱、小麥、豆油、包米其他雜穀に就き相對賣買によつて行はれ賣買を爲したるものは即日書面を以つて其の年月日、物件の種類、證券あるものは其の番號、數量、價額及賣買當事者双方の氏名又は番號を所長に届出でて其の契約を成立せしめるのである。而して期間十日以内に受渡を爲し得ざる時は双方合意の上所長の認可を受けて三十日以内の期間延長し得るのは前述した如くであるが、若し其の受渡の延期が買方の都合によつて爲されたる場合には延期々間内の保管料は勿論買方負擔である。

尙其の履行の責任は兩當事者に在り聊かも他人に影響を及ぼす所は無いから、當事者が合意の上ならば自由に解約を爲し得るが此の場合には其の旨所長に届出づる必要がある。又賣買當事者双方の責に歸す可からざる事由に由つて受渡期間内に受渡を爲す事が出来ない場合は當事者双方より其の旨を所長に届出で、指揮を受けねばならない。尙賣買物件の滅失毀損に就いて、例へ其の原因が賣方の責に歸す可からざる事由であつても賣方がその物件を代表する證券を買方に交付せざる以前であるなら、其滅失毀損は賣方が之を負擔すべきである旨規定してゐる。此の場合賣方は其契約を解除する事を得るのであるが、買方が賣買價額にて引渡を要求したる時は勿論此の限りでない。違約に關しては後述するとして、右以外の事項は従前の慣習により慣習なき場合は所長の定むる所に依つてゐる。

開原取引所に於ては取引所の市場以外に馬車糧豆現物市場(馬車物)及び市中現物市場(火車物)があり、取引所々屬の取引人が賣買取引に従事する外、馬車糧豆現物市場に在つては準現物取引人として所長の免許を受け馬車宿の店員が賣買の仲介を爲してゐる。取引物件は大豆、高粱、雜小豆、蘇子(荏胡麻)、麻子(葶實)、包米(玉蜀黍)、吉豆(文豆)、稻子(水稻粳)、粳子(陸稻粳)、小麥、粳米豆(小手亡)、芝麻、大米、小米(粟)、粳米、蕎麥等にして呼値の單位は稻子が百斤なるを除けば他は一支斗の値段である。而して一斗の斤量は馬車物に於ては

大豆普通品約三十三斤八分、高粱普通品約三十四斤、火車(汽車)物取引に於ける一斗の斤量は慣習に依り左の如くである。

大豆三十一斤、高粱三十一斤、小豆三十五斤、包米三十斤、蘇子二十二斤、麻子二十三斤、小麥三十二斤、小米三十五斤、芝麻二十五斤、粳米豆三十四斤

而して以上の物件が現物又は見本により相對賣買の方法によつて取引されるのは勿論であつて、馬車糧豆は田舎から馬車に積んで持出して來たものを取引所の管轄下に於て直接取引を爲すもので、其の契約成立に就いて買方のみより取引所に報告してゐる。其の建値は大豆、高粱に就いては呼値の時には慣習上昂文を以つて建て受渡に際しては一定の換算率により(六月前後七吊二百文を奉小洋一圓とせり)奉票を用ひてゐる。其の受渡は慣習により即日之を實行し、受渡用の量器は取引所の許可を得たるものを使用する事になつてゐる。市中現物即ち火車物は取引所に届出づる事もなく純然たる市中現物として取引人が賣買に従事してゐるのであつて、其の建値は大正十五年頃まで奉天票を用ひてゐたのであるが相場の變動甚だしき爲漸次金銀建に改まり、現在に於ては大豆混合保管物は金、普通物は銀、高粱、包米は銀、小豆は金が夫々用ひられてゐる。

四平街取引所に於ては曾つて「現物取引細則」なるものを設け大豆、豆粕、豆油、高粱、粟其他雜穀に就いて現物取引を行つてゐたのであるが、出來高殆んど無く種々の不便ありし爲め、同地の日華特産商聯合會を現物市場の延長と認め、同會の規約により會員間に於て賣買取引を爲さしめてゐる。取引所の現物取引人も本年三月以來盡く廢業して聯合會の會員と爲り現物賣買に従事してゐる。同會は現在會員百餘名あり。四平街驛に専用線及び保管倉庫をも有し、四平街特産界の爲に大いに貢獻しつゝあり。同會の規約中賣買に關するものを抄録すれば左の如くである。



### 四平街日華特産商聯合會規約

#### 第一章 總 則

第一條 本會ハ四平街日華特産商聯合會ト稱ス  
 第二條 本會ハ四平街ニ於テ特産物營業ニ従事スル日華兩商人ヲ以テ組織シ同業ニ従事スルモノハ必ス本會ニ加入スルモノトス

第三條 本會ノ事務所ハ四平街附屬地内ニ置キ必要ニ應シ支部ヲ設置スルコトアルヘシ

第四條 本會ハ營業上ノ改善發達ヲ企圖シ會員ノ信用竝ニ福利増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第五條 本會ノ業務概目左ノ如シ

但シ關東廳取引所ニ於ケル業務ハ之ヲ含マズ

- 一、營業上ノ弊害ヲ根絶シ其改善及發達ヲ期スル事
  - 二、商品ノ鑑定及検査ヲ施行スル事
  - 三、本會員ノ營業ニ關スル紛議ノ仲裁ヲナスコト
  - 四、東西兩商務會ノ規定ヲ遵重シ嚴守セシメル事
  - 五、現物取引ノ完全ヲ期スル爲メ賣買ニ對スル仲介ノ勞ヲ採ル事
  - 六、仲買人(經紀)ノ取締及保護ヲナス事
- 第六條 本會員ハ會員外ト絶體ニ取引ヲナササルコト

但シ當地ニ店舗ヲ有セサル者トノ取引ハ此限りニアラス

第二章 加入及脱退 (略)

第三章 役員及職員 (略)

第四章 會 議 (略)

第五章 會 計 (略)

第六章 業 務 執 行

第四十二條 本會ハ現物取引上ニ關スル紛議ヲ未然ニ防止シ且ツ取引ノ安全ヲ保證スルタメ賣買當事者雙方ヨリ保證金ヲ本會ニ供託シ受渡シ完了ト同時ニ之ヲ返還ス

保證金割合左ノ如シ

每一車ニ對スル保證金

- 一、奉大洋 二百元 大豆、豆粕、高粱、包米、蕎麥、大麻子、小麻子、大麥、粳子、谷子等
  - 二、奉大洋 四百元 豆油、粟、芝麻、蘇子、粳子、大米、小麥、吉豆、小豆等
- 但シ半車未滿ノ小口物ニ對シテハ保證金ノ供託ヲ要セス

第四十三條 賣買成立シタル時ハ賣買雙方ヨリ前條ニ規定シタル保證金ヲ本會ニ供託スヘシ  
 但シ賣買當事者間ニ於テ合意ノ上ハ此限りニアラス

- 一、保證金ハ午前中賣買成立ノ分ハ午後ニ午後成立ノ分ハ翌午前中ニ休日ニ成立シタルモノハ翌午前中ニ納付スルコト

#### 第五章 取引所に於ける賣買取引



二、買手側ニ於テ保證金ニ該當スル麻袋ヲ即時相手側ニ提供シタル場合ハ麻袋ヲ保證金ニ準用シ買手側ハ別ニ保證金ノ供託ヲ要セス

三、保證金既納後買手側カ麻袋ヲ賣手側ニ提供シタル時ハ其麻袋ヲ保證金ニ準用シ既納保證金ヲ買手側ニ返還スルコトヲ得

第四十四條 賣買成立シタル時ハ電話又ハ規定ノ書式ニ依リ遲滞ナク本會ニ届出ツルモノトス

第四十五條 本會員カ當地ニ店舗ヲ有セサル會員外ノ者ト當地ニ於テ賣買成立ナシタル時本會員ハ其旨本會ニ届出テ規定ノ手數料ヲ本會ニ納付スヘシ

但シ此場合ニ於テ本會ハ取引上ノ紛議ニ關スル仲裁ノ勞ヲ採リ保證金ニ關スル責任ハ之ヲ負擔セス

第四十六條 糧石及豆粕、豆油ニ對スル賣買ハ當事者間ノ合意ニヨリ金洋兩建ヲ併用スルコトヲ得

第四十七條 粟取引ハ品質多種多様ニ亘リ紛議頻出シ易キニツキ總テ見本取引ヲ實行シ本會承認ノ見本袋ニ賣買兩者立會ノ上支那榭五合程度ノ見本ヲ差入レ封鎖封印ヲナシ本會ニ届出ヲナスヘシ

但シ雙方合意ノ上見本ヲ提出セサル時ハ品質ニツキ本會ハ其責ニ任セス

第四十八條 現物取引ニ對スル一般受渡シ期間ハ豆油以外總テ賣買成立ノ日ヨリ五日間以内ヲ以テ受渡シ完了ヲナスモノトス

不止得事由ニヨリ麻袋ノ提供遲延スルモ賣買當日ヨリ四日間ヲ越ユル事ヲ得ス

但シ賣主ハ麻袋提供日ヨリ四日間以内ニ受渡シ完了ヲナスモノトス

天災其他不可抗力ニ依リ生シタル遲延ハ亦此限リニアラス

第四十九條 本會ハ賣買成立ノモノニ對スル受渡シ完全ヲ期スル爲メ仲介ノ勞ヲ採ルモノトス

一、賣手側ハ商品又ハ證券ヲ本會ニ提出シ本會ハ買手側ヨリ代金受領ト同時ニ該商品又ハ證券ヲ交附シ其代金ヲ更ニ賣手側ニ交附シ受渡シ完了ヲナスモノトス

二、本會ハ驛貨物課及國際運送會社ヨリ買主ニ代リ證券ヲ受取ルモノトス故ニ買主ハ證券受取ノ委任狀ヲ豫メ本會ニ提供シ置クモノトス

但シ賣買當事者合意ノ上ハ此限リニアラス

第五十條 糧石受渡シニ付テ驛出シヲ要スルモノハ麻袋詰ヲナシタル當日直ニ驛構内ニ搬出スルコトヲ原則トス  
當日中ニ搬出シ能ハサルモノハ翌日買手立會ノ上再検査ヲナシ搬出スルコト

但シ検査ノ際故意ノ不正行爲ヲ發見シタル場合ハ損害金ノ拾倍ニ相當スル代金ヲ賣手ヨリ徵收シ買主ニ交附ス

第五十一條 賣買成立後萬一受渡シ不能ニ依リ生シタル損害ハ保證金ヲ以テ充當シ尙不足アル場合ハ更ニ追徵シ相手方ニ交附ス

但シ前項ニヨリ解決シ能ハサル事件ハ本會規定ノ仲裁法ニ依リ裁決スルモノトス

第五十二條 賣買成立ニ對シテ賣買雙方ヨリ一車毎ニ奉票三角ヲ手數料トシテ本會ニ納付スルモノトス

第五十三條 本會員ハ一般商用ニ使用スル印鑑ヲ本會ニ届出テ置クモノトス

第五十四條 品質改善ノ趣旨ヲ以テ受渡物件中ノ土砂夾雜物混入程度ヲ左ノ通り限定ス

但シ限量以上ノ土砂夾雜物混入シアルヲ發見シタル場合ハ東西兩商務會ニ於テ規定シタル罰則ニ基キ同商務會之カ處分ヲナス外第六十三條ニ規定シタル過怠金ヲ徵收ス



第五章 取引所に於ける賣買取引

- 一、大豆ハ一袋ニツキ二斤以内トシ混合保管ニ合格スルモノヲ標準トス
- 二、高粱包米ハ一袋ニツキ一斤半以内トス
- 三、蘇子麻子吉豆小豆ハ一袋ニツキ三斤以内トス
- 四、胡麻ハ一袋ニツキ二斤以内トス
- 五、蕎麥ハ一袋ニツキ五斤以内トス
- 六、大麥ハ一袋ニツキ五斤以内トス
- 七、小麥ハ一袋ニツキ三斤以内トス
- 八、四洗沿線ノ蘇子及麻子ハ一袋ニツキ四斤以内トス
- 九、粳米大米粟ハ土砂混入ナキモノトス
- 十、四洗沿線ノ到着貨物ニシテ規定以上ノ土砂夾雜物ノ混入ヲ發見シタル場合ハ直チニ規定ニヨリ處罰セス製撰ノ上受渡ヲナス事

故意ニ混入シタル場合ハ此限りニアラス

第五十五條 本會ハ經紀ノ取締リ及保護ヲナスコト

第五十六條 本會專屬經紀タラントスル者ハ四平街在住商人ニシテ確實ナル者一名以上保證人ニ立テ其保證狀ヲ本會ニ提出申込ヲナスヘシ

本會ハ申込者ニ對シ徽章ヲ交附ス該徽章ヲ帶セサル者ニ對シテハ本會員ハ絶體ニ取引ノ仲介ヲ依頼セサルコト

第五十七條 本會專屬經紀ノ承認ヲ得タルモノハ手数料トシテ本會年度替リ毎ニ奉票五元ヲ本會ニ納付スヘシ

第五十八條 經紀ニ對スル賣買仲介口錢ヲ左記ノ通りニ定ム

- 一、糧石及豆粕一車ニツキ奉票壹元五角ヲ賣買雙方ヨリ支給スルコト
- 二、豆油一車ニツキ奉票三元ヲ賣買雙方ヨリ支給スルコト
- 三、金對小洋票壹千圓ニツキ奉票五角ヲ賣買雙方ヨリ支給スル事
- 四、小口物ニ對シテハ五十石以下一斗ニツキ五厘五十石以上ハ一口奉票一元ヲ賣買雙方ヨリ支給スル事
- 第五十九條 經紀ノ不正怠慢又ハ其ノ他ノ不良行爲ヲ發見シタル會員ハ其旨本會ニ報告スヘシ
- 第六十條 經紀ニシテ不當ノ手数料ヲ強要シ又ハ偽價吃價其他不正行爲ヲナシタルモノハ徽章ヲ取上ケ其旨本會員ニ報告ス

第六十一條 本會員ハ前條ニ定メタル以上ノ仲介口錢ヲ支給スルコトヲ得ス

第六十二條 經紀カ徽章ヲ紛失シタル場合共申出ニヨリ徽章ノ再交附ヲナシ實費ヲ徴收スルモノトス

第七章 違約處分

第六十三條 本會員ニシテ左ノ條項ニ違反シタル者ハ評議員會ノ決議ニヨリ金壹百圓以上金參百圓ノ範圍内ニ於テ過

怠金ヲ徴收シ情伏重キ者ハ除名ス

- 一、本會規定ニ違反ノ行爲アリタルトキ
- 二、本會ノ總會又ハ評議員會ノ決議ニ違反シタルトキ
- 三、本會ノ體面ヲ汚シ又ハ本會ノ平和ヲ害スルカ如キ行爲アリタルトキ
- 四、其他不正ノ行爲アリタルトキ

第五章 取引所に於ける賣買取引



- 第六十四條 違約處分ハ評議員會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ行ヒ其事實ヲ明記シタル處分書ヲ作製シ之ヲ違約者ニ送達ス
- 第六十五條 違約處分ニ不服アルトキハ處分書ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三日以内ニ異議ノ申立ヲナス事
- 第六十六條 異議ノ申出テアリタルトキハ總會ニ於テ之ヲ裁決スルモノトス
- 第六十七條 本總會ノ裁決ニ對シテハ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス
- 第六十八條 違約者ハ處分決定ノ日ヨリ三日間以内ニ過怠金ヲ納付スルモノトス
- 第六十九條 支店又ハ出張所ノ違約行爲ハ其本店ニ於テ責ヲ負フモノトス
- 第七十條 除名處分ヲシタルトキハ其事由ヲ明記シ他地方ノ同業團體ニ報告スルモノトス

第八章 仲 裁 (略)

第九章 解散及清算 (略)

次に長春取引所に於ける現物取引の物件は

取引物件	呼 値 の 單 位	賣 買 單 位
大豆、高粱、小麥	一支石(三五五斤)	一車
包 米	一支石(三五〇斤)	同
粟、小 豆	一支石(四〇〇斤)	同

にして鈔票建により見本による相對賣買を行つてゐる。賣買の慣習は兩當事者が先づ見本により賣買の豫約を爲し然る後に院内に行つて實物を見、見本と相違ない事を確めて契約を結び買方は翌日夕迄に全金額前拂するのである。之は好景氣時代の慣習に依るもので買方に取つては非常に不利なる條件である。若し不信なる賣方に逢ふ場合には受

渡以前に於て其の目的物件を取換ふるが如き事無きを保し難きを以つて、現今取引人間には右の方法を改善せんとするの議がある。

二、錢 鈔

錢鈔現物取引は各取引所共其の取引物件、賣買方法等に關しては従前の慣習に依り、之無きものは所長の定むる所により賣買を行ふ事になつてゐるが現在錢鈔現物取引の行はれてゐる所は大連取引所のみであつて其の他に於ては取引所内の取引は行はれてゐない。大連に於ける錢鈔現物取引は鈔票對金票、鈔票對小洋錢に就いて相對賣買の方法に依つて行はれ、受渡は午後二時半以後の賣買に就いては翌日、前場及び後場二時半以前のものに就いては當日信託及び正隆銀行を通じて行はれてゐる。

第二項 先物取引

關東廳取競所に於ける先物取引は錢鈔に就いては銘柄賣買、重要物産に就いては標準物による格付賣買によつて行はるゝ事は現物取引と同様であるが、賣買の方法は各取引所規程の定むる所によれば左表の如くである。

所 名	種 別	
	重 要 物 産	先 物
大連取引所	大豆、高粱、小麥、包米、豆粕 豆油	競賣買(同所規程) 相對賣買(第十一條)
奉天取引所	競 賣 買 (奉天遼陽及營口取引所規程第十條)	競 賣 買 (同上 第三十五條)



開原取引所	競賣又は見本賣買並びに相對賣買 (同所規程第五條)	商慣習に依る (同上第八條第三項)
四平街取引所	何等規定なし依つて關東廳取引所規則と同じ	同上
公主嶺取引所	同 右	同上
長春取引所	競賣又は見本賣買並びに相對賣買 (同所規程第四條)	從前の慣習に依るか、商議委員會の意見を徴し 所長之を定む (同上第二十二條)

然し乍ら實際に於ては、大連取引所に於ける豆油が相對賣買に依つて行はれる外其他は全部競賣買の方法に依つて賣買されてゐる。大連取引所に於ては從前豆粕及び豆油は大部分大連所在の油坊の生産にかゝり、従つて此等を競賣買とする時は、各取引人及當業者は十分に其の生産額を知り得るを以つて、之を利用して人為的に相場の変動を來さしむる危険があるとの理由の下に、豆粕に就いても相對賣買の方法に依つて取引を行つてゐたのであるが、大正十一年の夏頃豆粕の受渡に困難を生じ、其れを機會として競賣買制に変更せんとし、同年十一月六日大連取引所取引人組合臨時總會を開きて右を決議し、大連取引所及び取引所信託も之に同意し、信託會社及び取引所より關東廳に向け規定變更の申請を爲し大正十一年十一月十三日並びに十四日認可の指令に接し、十一月十四日後場の立會より三月十日限以後ものに就き實施する事となり、斯くて豆粕は競賣買制となり現在豆油のみが相對賣買に依つて賣買せられてゐるのである。

豆油以外の物件に對しては競賣買の方法に依る事前述の如くであるが、其の相場決定法は複式相場決定法を用ひ所謂歩み賣買である。内地株式取引所の短期清算取引も歩み賣買の方法を採用してゐるけれ共右は寄付及大引値段の決定に關しては特に値段の競合を爲さしめ市場掛員が其の氣配を察し擊拆によつて單式に相場を決定するに反し、關東廳取引所に於ては寄付より大引に至る迄即ち立會開始より終了時間に至るまで徹頭徹尾歩み賣買一本調子でやる點に於て相違がある。即ち立會時間に至れば係員が振鈴によつて立會の開始を報ずる、それと同時に各取引人(及代理人立會は殆んど支那人代理人によつて爲される)は市場に於て互に入り交り値段の競合を爲し、相手方を求めて契約を締結するのである。而して契約成立の都度其の當業者は市場備付の黑板面に買方の商號、賣方の商號、數量、呼値の順序で書き付けて行くと取引所の市場係員は一々之を場帖に寫し取つて行き賣買當事者の控帖と照合した上、間違の無いものは照合済の判を押し此處に賣買は正式に成立するのであつて、最初に成立せる約定値段及最後に成立せる約定値段が夫々寄付及び大引の値段となるのである。而して契約成立と同時に前述せる如く信託會社の定むる所に従ひ、擔保契約を締結したものと看做される。捺印をなしたものは其の立會終了後一時間以内に於て、賣買當事者双方が合意の上申請したる時は之を訂正し得るが、其他に於ては絶対に取消す事は出来ない。

茲に注意すべきは、開原、四平街、公主嶺等の如き奉天票を建値とする取引所に於て、制限値段取引なるものゝ行はれてゐる事である。元來價値の尺度たる貨幣は望む可くば一定不變なるものにして初めて其の機能を完全に發揮し得べきに數年來に於ける奉天票の如く朝騰暮落一に三省當局の一張一弛に依つて其の價値徒に變動する貨幣を建値とする所に在つては、奉票を以つて特産の價値を計ると言ふよりも寧ろ特産を以つて奉票の價値を計ると言つた方が適當な位である。従つて各取引人は奉票の騰落と、取引物件の相場變動と常に二重の危険に曝されてゐる譯であり、更に又信託會社は之等非常に懸隔せる相場の取引を盡く擔保してゐたならば従つて起る可き違約其他に依る損害を蒙る可きは明なる所である。於是信託會社は或る一定の値段を標準として夫より上下幾元以内は場帖に登録して契約を成



立せしめるが其の範圍外のもの對してはその取引を制限するの舉に出づるのである。今實際に就いて之を見れば一定の標準値段を前日の帖入値段に採り、其の制限の範圍は證據金によつてカバーし得る金額に基礎を置き、其の場の氣配を見て之を決定するのである。例へば開原取引所に於て前日の大豆帖入値段四〇元とするならば、而して一車に就き本證據金八百元、増證據金六千四百元、合計七千二百元を徴收してゐるとすれば、大豆一車は百五十八石五斗であるから、右の證據金は一斗に對して四元五角餘りのカバーになる譯である。依つてその範圍を上下する相場の變動は之を擔保するも、其れ以外に對しては制限を行ふ譯である。此の場合彌が上にも投機を好む連中は取引所及信託とは關係なく、相對に依つて其の契約を成立せしめ、所謂場外取引の一種を行ふ事は勿論あり得る譯であるが、近來餘り行はれてゐない様である。又右の制限値段取引も奉票の相場常なき時に多く行はれるので其の鎮靜を見る時に徒らに人爲的なるかゝる方法を探るのは勿論良くない事で、實際に於ても用ひない様である。尙奉票相場の變動甚だしく、場を制限しても到底收拾する見込なき場合には所長は其の權限によつて立會を停止すべきは前述せる如くである。次に各取引所に於ける取引物件及其の賣買單位、呼値の單位、受渡期日等を擧ぐれば左の如くである。

一、重要物産

取引物件	賣買單位	呼値の單位	受渡期日
大連取引所			
大豆	一車(滿鐵混保品)	百斤(大豆のみは) 百斤(容器を含む)	毎月末日
高粱	一車(四九、〇〇〇斤)	同	同
小麦	一車(四九、〇〇〇斤)	同	同

包米	一車(四九、〇〇〇斤)	同	毎月十四日
豆粕	一千枚(四六、〇〇〇斤)	一 枚	毎月十四日
豆油	五百函(二八、三五〇斤)	百 斤	毎月十四日

奉天取引所 (重要物産取引無し)

開原取引所

大豆	一車(四九、一三五斤)	一支斗(三二斤)	毎月十五日
高粱	一車(四九、一三五斤)	一支斗(三二斤)	毎月十五日
(豆) 粕	一千一百枚(五〇、六〇〇斤)	一 枚	毎月十五日

四平街取引所

大豆	一車(四九、〇二〇斤)	一支斗(三八斤)	毎月十五日
高粱	一車(四九、〇二〇斤)	一支斗(三八斤)	毎月十五日
粟	一車(四九、四五〇斤)	一支斗(四三斤)	毎月十五日
(豆) 粕	一千枚(五一、一五〇斤)	一枚(四六斤半)	毎月十五日

公主嶺取引所

大豆	一車(四九、〇二〇斤)	一支斗(三八斤)	毎月十五日
高粱	一車(四九、二八〇斤)	一支斗(三八斤半)	毎月十五日
(查) 高粱	一車(四九、二七五斤)	一支斗(三七斤半)	毎月十五日



第五章 取引所に於ける賣買取引

長春取引所

大豆	一車(四九、三五〇斤)	一支石(三五五斤)	毎月十五日
高粱	一車(四九、三五〇斤)	一支石(三五五斤)	毎月十日
(小) 麥	一車(四九、三五〇斤)	一支石(三五五斤)	毎月十一日

但し括弧内の取引物件は現在出来不申

二、錢 鈔

取引物件	賣買單位	呼値の單位	受渡期日
大連取引所	五千圓	百圓	毎月二十三日
鈔票(金圓建)			
奉天取引所	千圓	百圓	毎月二十四日
金票(奉票建)			
(鈔票)(奉票建)	千圓	百圓	毎月二十四日
開原取引所	千圓	百圓	毎月二十五日
金票(奉票建)			
(鈔票)(奉票建)	千圓	百圓	毎月二十五日
四平街取引所	千圓	百圓	毎月二十三日
(金票)(奉票建)			

(鈔票)(奉票建)	千圓	百圓	毎月二十三日	
公主嶺取引所	(金票)(奉票建)	千圓	百圓	毎月二十七日
(鈔票)(奉票建)	千圓	百圓	毎月二十七日	
長春取引所	鈔票(官帖建)	千圓	百圓	毎月二十八日
(金票)(官帖建)	千圓	百圓	毎月二十八日	
(鈔票)(金票建)	千圓	百圓	毎月二十八日	

但し括弧内の取引物件は現在出来不申。尙脱稿後四平街取引所は規程改正の上現大洋を上場する事となれり。

第二款 民營取引所

第一項 大連株式商品取引所

大連株式商品取引所に於ける取引物件は有價證券、麻袋、綿糸布、麥粉、砂糖の五品である。之蓋し同所が通稱大連五品取引所の名を以つて呼ばれる原因であらう。然し乍ら之の中砂糖は未だ取引を開始されてゐない。而して其の取引の大部分を占むるものは株式にして商品の取引は未だ寥々たるを免れない。

一、有價證券

第五章 取引所に於ける賣買取引



有價證券に於ける賣買單位は株式拾株、國債、地方債は額面千圓、其の呼値の單位は株式一株、國債地方債及社債は額面百圓若は最少額面であるが現在取引されてゐるのは株式のみである。

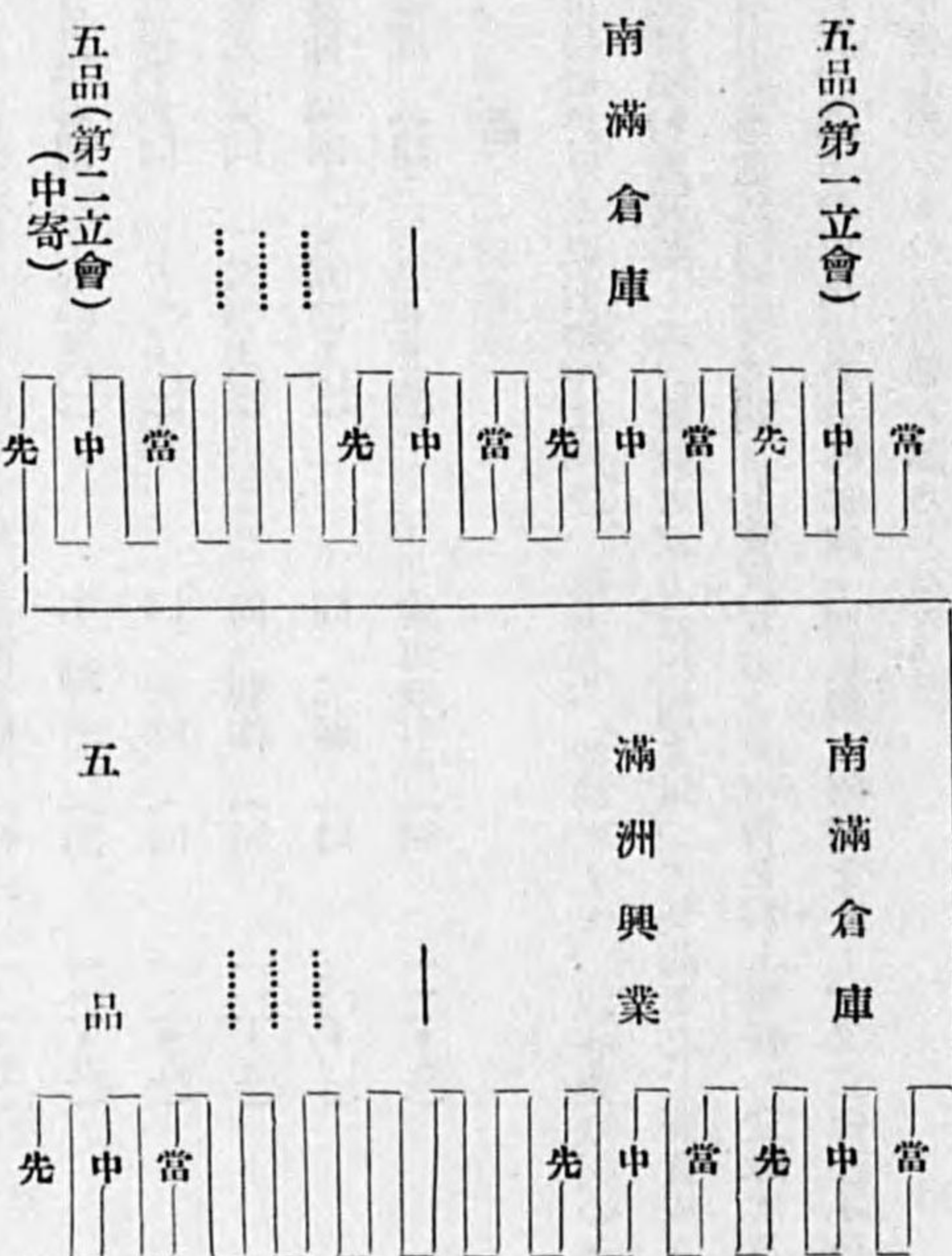
而して右株式は現物及定期兩種類に依つて賣買され各場に於ける立會は現物—定期—現物の順序となつてゐる。而して現物市場に於ける取引の方法は相對賣買の方法により契約を爲すのであるが、終始歩みによつて賣買を爲せば寄付指定客の注文多き時は右に副ひ兼ね、又取引人がお互にぐるになつて突飛なる寄付相場を作る恐れもある所から九月六日(三年)後場より寄付相場のみは「ムシ」賣買又は「セリ」賣買と稱する一種の競賣買に依る事となつた。之短期取引開始に對する前提である一般に見られてゐる。借右により賣買成立したる時は其の銘柄、賣買者の記號、取引の箇數、値段及受渡期日を市場係まで申告するのであるが現物に於ける賣買約定値段は五十錢刻みとしそれ以下の刻みは認めてゐない。而して右の現物取引が株式信託を清算機關として繰延べられてゐる事は前述した通りである。尙右現物取引は主力株を取引物件とする甲部と端株を取引物件とする乙部とに分れてゐるが、各其の銘柄は左の如くである。

甲部、當所株、商信(商品信託)株、新豆(大連取引所信託新)株、錢鈔(錢鈔信託)株、製氷新(大連製氷新)株  
乙部、正隆二新(正隆銀行)、滿洲丙新(滿洲銀行)、商業銀行、株式信託、周水土地、星浦土地、郊外土地、滿洲水産新、日華特産、不動貯金、東亞土木、大連火災、大株新、東株新、鐘紡新、開原取信、同新株、金福鐵路  
定期市場に於ける取引の方法は勿論競賣買により其の形式は摺合と板寄との折衷方法(又は附合せ方法と謂ふ)である。而して前後場共に各二節に分ち、第一節が寄付に當り第二節が大引に當るのであるが、當所株のみは各場三回の立會を爲す事になつてゐる。即ち第一節五品より始まり五品に終り第二節の最後に又五品を立會ふのである。従つ

て他の銘柄に就いては當、中、先共寄付、大引二つの相場より立たないに反し、五品のみは寄付、中寄、大引の三つの相場が立つ譯である。而して寄付、中寄の立會に對しては夫々第一節第一立會及第二立會と稱してゐる右の方法は大坂株式取引所に行はれてゐるものと略同様であつて之を圖示すれば左の如くなる。

第一節 (寄付)

第二節 (大引)



尙バイカイによる附出しも競賣買と認めて之を許してゐる。



定期市場に於ける銘柄を擧ぐれば左の如くである。

五 品 (拂込 一二・五)	南滿倉庫 (拂込 一二・五)	滿洲興業 (拂込 二五・〇)
東省實業 (同 五〇・〇)	不動産 (同 一二・五)	商品信託 (同 一二・五)
大連豆信 (同 五〇・〇)	同 新株 (同 一二・五)	大連錢鈔 (同 一二・五)
大連製氷 (同 五〇・〇)	同 新株 (同 一二・五)	滿 鐵 (同 一〇〇・〇)
同 新株 (同 五〇・〇)	同 二新 (同 三〇・〇)	滿洲製麻 (同 一七・五)
大連機械 (同 三七・五)	安東取引所 (同 一二・五)	滿洲取引所 (同 一二・五)

二、商 品

商品市場に於ける取引物件は麻袋、綿糸布、麥粉にして、現在延取引のみに依つて賣買されてゐる。従つて其の賣買の方法は相對賣買にして、賣買者双方は相對を以つて契約をなし賣買成立したる時は其の銘柄、賣買者の氏名又は商號、取引の箇數値段及受渡期日を賣買双方より申告を爲し場帳へ登録するのである。而して立會終了後一時間以内に於て賣買者双方の申出である時には一回に限り附替を許し、又立會終了後に於て爲したる賣買も翌日前場の立會開始迄に申告したるものは有効と認めてゐる。

取引物件中綿糸、麥粉に就いては延取引を甲乙兩部に分ち、各甲部及麻袋、綿布が其の期限百五十日以内なるに反し、綿糸乙部は六十日以内、麥粉乙部は四十日以内に受渡を爲さなければならぬ。而して之等の受渡期日は前述せる如く豫め月末と定め甲部に於ては丁度百五十日目が月末に當る様に發會を爲し、乙部に在りても麥粉が毎月二十一日を新雨發會日と定めてゐる如く受渡日が月末に該當する様に發會するのである。各物件の賣買單位、呼値の單位及

び賣買約定値段の單位(刻み)を示せば左の如くである。

物 件	賣 買 單 位	呼 値 の 單 位	刻 み 單 位
麻 袋	五捆(壹捆四百枚入)	一枚	一厘
綿 絲	五捆(壹捆四十五入)	一捆	十錢
綿 布	五 捆	一反	五厘
麥 粉	百袋(一袋四十九封度入)	一袋	一錢

尙各取引物件の銘柄は左の如くである。

一、麻 袋 (金建)

- 鐵筋新麻袋 (印度産)
- 青筋新麻袋 (印度産)

右を標準品とし左記品を受渡の代用に供さる。

大連滿洲製麻株式會社製品

鐵筋新麻袋 一枚に付金五厘格差金を附す

青筋新麻袋 同 右

上海東亞製麻株式會社製品

鐵筋新麻袋 印度産と同格但輸入免稅單附

青筋新麻袋 同 右

第五章 取引所に於ける賣買取引



二、綿糸 (甲部金建)

銘柄	右十六手	製造社名	所在地
扇面	右十六手	福洲紡績	大周水子
桃面	同	東洋紡績	大阪
日光	同	上海紡績	上海
藍鳳	同	日華紡績	同
金三馬	同	倉敷紡績	岡山縣
雙鹿	同	合同紡績	大阪
彩五星	同	富士瓦斯紡績	同
寶光	同	公太紡績 (鐘淵紡績)	上海
水月	同	內外綿	上海
銀月	同	同	青島
桂月	同	豐田紡績廠	金州
豐年	同	同	上海
銘柄	番手	製造社名	所在地
銀月	右十六手	內外綿	青島
金貨	同	大康紗廠	同
日光	同	上海紡績	上海
銘柄	番手	製造社名	所在地
仙桃	同	裕豐紗廠	上海
扇面	同	福洲紡績	大周水子
桂月	同	內外綿	金州
銘柄	番手	製造社名	所在地
雙龍	粗布二十四	鐘淵紗廠	青島
雙飛龍	同	大日本紡績	大阪
貓年	同	豐田紗廠	上海
豐年	同	大康紗廠	青島
五福集祥	同	同	同
群犬	同	服部商店	名古屋
驢馬	同	日本綿花	上海
四ツA	細布四十四	東京紡績	大阪
地球馬	同	東京紡績	大阪
軍人	同	東洋紡績	大阪
白羊美人	細布四十四	泉州織物	大阪
金山寺	晒金巾五十四	又	同
郭子儀	同	東洋棉花	同
二孺	同	富士瓦斯紡績	東京
眼鏡	晒金巾三十四	竹村商店	大阪
童笛	同	山本商店	同
公會堂	同	富永商店	大阪
平和塔	同	丸永商店	同

三、綿布 (金建)

銘柄	種類、匹數	製造社名	所在地
龍C	粗布二十四	東洋紡績	大阪
九龍	同	鐘淵紡績	東京
水月	同	內外綿	大阪
單九頭	同	上海紡績	上海
三元寶	同	同	同
三馬頭	同	同	同
彩球	同	內外綿	大阪
獅子爐	同	大日本紡績	大阪
羽艇	同	江商會社	大阪
駝鳥	細布四十四	和田紡績	大阪
月鯉	同	和歌山紡績	和歌山
人魚	同	近江帆布	近江
雙鳴	同	豐田紡績	名古屋
旭	同	吉見紡績	大阪
玉獅子	同	服部商店	同
象兎	同	同	同
財神	同	東洋棉花	上海
銘柄	種類、匹數	製造社名	所在地
雙龍	粗布二十四	鐘淵紗廠	青島
雙飛龍	同	大日本紡績	大阪
貓年	同	豐田紗廠	上海
豐年	同	大康紗廠	青島
五福集祥	同	同	同
群犬	同	服部商店	名古屋
驢馬	同	日本綿花	上海
四ツA	細布四十四	東京紡績	大阪
地球馬	同	東京紡績	大阪
軍人	同	東洋紡績	大阪
白羊美人	細布四十四	泉州織物	大阪
金山寺	晒金巾五十四	又	同
郭子儀	同	東洋棉花	同
二孺	同	富士瓦斯紡績	東京
眼鏡	晒金巾三十四	竹村商店	大阪
童笛	同	山本商店	同
公會堂	同	富永商店	大阪
平和塔	同	丸永商店	同



彩球	細布四十四	内外	綿	上海
三和	同	日本	綿花	大阪
三財	同	同	同	同
双飛龍	同	鐘淵	紗廠	青島
陽鶴	同	同興	紗廠	上海
三舟	同	服部	商店	名古屋
得寶圖	同	日本	綿花	大阪
紫巾山	同	江商	會社	同
双童	同	服部	商店	同
二嬌	同	富士	瓦斯紡	東京
顔	同	東洋	紡績	大阪
竹虎	同	鐘淵	紡績	東京
松鼠	同	上海	紡績	上海
藍大蝶	同	日本	綿花	大阪
双童	同	服部	商店	大阪
三星	同	福島	紡績	同
太鼓	同	服部	商店	同
菊月星	同	天滿	紡績	同
和合童子	同	山本	商店	神戶
陽鶴	同	同興	紗廠	上海

金鼎	晒金巾三十四	東洋	棉花	大阪
二嬌觀書	同	富士	瓦斯紡	同
廣陵花瑞	同	日本	綿花	同
貓帽	同	大日本	紡績	同
三牌樓	同	東洋	棉花	同
群犬	同	服部	商店	同
双飛龍	同	鐘淵	紗廠	青島
六象	同	日本	綿花	大阪
六象A	同	同	同	同
彩球	同	内外	綿	上海
双鳴	同	豐田	紡績	大阪
雙鳥	同	東洋	紡績	東京
鳳凰	同	富士	瓦斯紡	同
龍鳳	同	東洋	紡績	大阪
雙猿	同	服部	商店	同
獅子爐	同	大日本	紡績	大阪
三輪A	同	服部	商店	同
三童子	同	同	同	同
金字	同	深田	商店	名古屋
福海	同	具塚	紡績	大阪

白羊美人	大尺布六十四	泉州	織物	大阪
象冠	同	信達	合名	泉州
双雁	同	佐藤	商店	久留米
信字	同	角田	洋行	大連
改良龍字	同	同	同	同
人抱魚	同	中泉	織物	大阪
双吉	同	丸永	商店	同
元寶山	同	中泉	織物	同
千山	同	同	同	同
鼎象	同	服部	商店	大阪
龍戲	同	八田	織物	同
新富貴	同	日本	綿花	同
文玉	同	田治	米織物	同

三牌樓	五枚朱子幸四	東洋	棉花	大阪
双童鹿	同	山口	商店	同
芭蕉會	同	同	同	同
觀鷺	同	丸永	商店	同
金山寺	同	又	一	同
千倍利	同	日本	綿花	同
紫巾山	同	江商	會社	同
大觀園	同	日本	綿花	同
張桂英	同	江商	會社	同
三牌樓	同	東洋	棉花	同
郭互	同	服部	商店	名古屋
印度美人	同	江商	會社	大阪

銘柄	番手	製造	社名	所在地
水月	右十六手	内外	綿	上海
日光	同	上海	紡績	同
仙桃	同	裕豐	紗廠	同
金貨	同	大康	紗廠	青島

銘柄	番手	製造	社名	所在地
寶光	二十手	鐘淵	紗廠	上海
豐年	同	豐田	紡績	同
銀月	同	内外	綿	青島
宮女	同	大康	紗廠	青島



藍鳳 十六手 日華紡績 上海  
 藍鳳 二十手 日華紡績 上海

五、綿 布 (鈔票建)

銘柄	種類、匹數	製造社名	所在地
銘柄	粗布二十四	上海紡績	上海
單九頭	同	同	同
三元寶	同	同	同
三馬頭	同	同	同
驢馬	同	日本棉花	同
雙飛龍	同	鐘淵紡績	青島
五福集祥	同	大康紗廠	同
豐年	同	豐田紡織廠	上海

但し鈔票建綿糸布は現在出來不申

六、麥 粉 (金建)

銘柄	製造社名	所在地
銘柄	日本製粉株式會社	同
竹天	日本製粉株式會社	同
辨天	日本製粉株式會社	同
綠ダイヤ	日本製粉株式會社	同

童魚 十手 大康紗廠 青島

銘柄	種類、匹數	製造社名	所在地
銘柄	細綾四十四	上海紡績	上海
松鼠	細綾三十四	同興紗廠	同
陽鶴	同	鐘淵紗廠	青島
雙飛龍	同	同	同
雙飛龍	綾木綿二十四	同	同
彩球	同	同	同
財神	綾木綿二十四	同	同
陽鶴	同	東洋棉花	上海

銘柄	製造社名
銘柄	三井物産株式會社
雙龍	日清製粉株式會社
旭	日清製粉株式會社
月	日清製粉株式會社

銘柄	製造社名	所在地
鶴	日清製粉株式會社	同
雙蝠	日清製粉株式會社	同
綠月琴	日本製粉株式會社	同
百合	日本製粉株式會社	同
金魚	日清製粉株式會社	同

銘柄	製造社名	所在地
銘柄	製造社名	上海
綠兵船	福新麵粉廠	同
喜鵲	長豐麵粉廠	同
紅藍自轉車	阜豐麵粉股份有限公司	同

銘柄	製造社名	所在地
銘柄	製造社名	滿洲
綠龍馬	益發合	同
綠天官	天興福	同
雙仙	雙和棧	同
紅龍馬	益發合	同
藍獅球	雙合盛	同

銘柄	製造社名
銘柄	製造社名
銘柄	製造社名
銘柄	製造社名

銘柄	製造社名
銘柄	製造社名
綠馬	義昌泰
綠三羊	裕昌源
紅龍	滿洲製粉株式會社
紅三羊	裕昌源
綠飛行艇	安裕源

銘柄	製造社名
銘柄	製造社名
銘柄	製造社名
銘柄	製造社名



第五章 取引所に於ける賣買取引

一一三

紅三井	三井物産株式會社扱	藍霧	Portland Flour mills Co.
紅三菱	Fisher Flouring mills Co.	ハーカーボーイ	三井物産株式會社扱
寶船	三井物産株式會社扱	紫三菱	Northern Flour mills Co.
紅綠三菱	Astoria Flouring mills	紅日當天	Connell milling Co.
紅財神	Wilcox Hayer Co.	綠財神	Wilcox Hayer Co.
加奈陀産			
銘柄	製造社名	銘柄	製造社名
綠三井	三井物産株式會社扱	月星	Maple Leaf Milling Co.
藍双喜	福昌公司扱	王冠	三井物産株式會社扱
小三菱	Robin Hood mills Co.	綠双喜	福昌公司扱
黄牛	Connell Milling Co.	小鹿	Calgary Milling Co.

前記銘柄以外新ニ延取引ニ上場セントストキハ該物件ノ生産額、販賣ノ狀況並製造會社名ヲ記載シタル申請書ニ見本ヲ添ヘ組合委員長ヲ經テ取引所ニ提出シ其承認ヲ受クルモノトス  
長ヲ經テ取引所ニ提出シ其承認ヲ受クルモノトス  
取引所及組合委員會ハ上場銘柄中取引上危險ヲ來ス虞アリト認ムルモノ其他必要ト認ムルモノアルトキハ該銘柄ノ取引ヲ中止又ハ廢止スルコトアルヘシ

第二項 安東取引所

安東取引所に於ける取引物件は有價證券、錢鈔、商品にして其の賣買及呼値の單位は左の如くである。

物件	賣買單位	呼値の單位
株式	十株	一株
公債社債	額面一千圓	額面百圓 又は最小額面
鎮平銀	一千兩	千兩
銀票	一千元	一元
金票	一千圓	一圓
粟	一車	一百斤(麻袋込)
豆粕	一千枚	一千枚
大豆	一百石	一百石
柞蠶繭	一籠	一千粒
柞蠶糸	一捆	一百斤

右の中現在取引を行ひつゝあるものは株式、鎮平銀及び粟のみであつて、株式は現物、定期兩市場に於て賣買され現物取引は相對賣買に依つて左の銘柄に就き行つてゐる。

當所株、安東商事金融、京城株式市場、滿取丙新、大株、滿取株、安東晝夜無盡、滿洲鑛山業、安東蠶業、同新、開取信、大連五品

定期取引は十日及び二十五日を受渡日とする一箇月二期建にして、競賣買折衷方法により左記の銘柄に就き取引を行つてゐる。

第五章 取引所に於ける賣買取引

一一三



當所株、安東商事金融、京取、滿洲鑛山藥、滿取、協成銀行、安東實銀、滿鮮杭木會社、尙株式及社債の定期取引には銘柄毎に關東長官の認可を得て開始するのであるが其の物件たる會社の株券は左の要件を具備してゐなければならぬ。

- 一、同一銘柄に付資本總額五十萬圓以上にして拂込資本十二萬五千圓以上なる事。
- 二、會社設立後一計算期以上を経過したる事。

但し同所に於て特に差支へなしと認めたる會社に付ては此の限りでない。次に鎮平銀は十三日、二十八日を受渡日とする一箇月二期建の定期取引のみであつて、其の方法は歩み商内に依る競賣買の方法に依つてゐる。

更に粟は鮮内の需要激増に鑑み本年六月一日より新に上場したものであつて、現物及び定期兩市場に賣買が行はれてゐる。現物は銘柄又は見本による相對賣買にして、定期は標準物に依り各場を二節に分ち折衷方法による競賣買を行つてゐる。粟上場に對する最難關は現在の如き多種多様の粟を如何に格付するかにあつたのであるが、昨年來全滿米穀同業組合長萩原氏の研究に依つて略成案を得、安東檢量局なる檢査機關を設置し商業會議所に附屬せしめ、専ら粟其他の穀類檢査に従事する事となつたのである。

### 第三項 滿洲取引所

滿洲取引所に於ける取引物件及び賣買單位及び呼値の單位は各次の如くである。

物 件	賣 買 單 位	呼 値 の 單 位
株 式	十株	一 株
債 券	額面一千圓	額面百圓又は最小額面
米 (精白米)	十石	一石
(粳)	千斤	百斤
綿 糸	一捆	一 捆
綿 布	一捆	一 匹
小 麥 粉	一車	一 袋
麻 袋	千枚	一 枚
毛 皮	千枚	一 枚

而して右の中現在取引の行はれてゐるものは株式及び米にして其の他は未だ開始せられてゐない。株式現物賣買は銘柄に依る相對賣買(寄付と大引は競賣買に依つてゐる)によつて爲されるのであるが、當所に於ても滿洲取引所信託會社を清算機關として代引代渡を爲さしめ日歩及差金の授受に依つてその決済を繰延べてゐる。先物は折衷方法に依る競賣買に依つて行はれてゐる。尙兩市場に於ける重なる上場銘柄は左の如くである。

現 物——當所株、奉天取信、五品株、鐵嶺證券、大連豆信、大連錢鈔、東株、大株新、先 物——當所株、五品、京取、奉天取信、開原取信、製麻、北滿電氣、東拓、同新、滿鐵、同新、鐘紡新、大株新次に米穀の賣買方法は競賣買、相對賣買、羅羅賣買の三種とし現在歩み商内による競賣買方法を採用してゐる。



第五節 證據金及び手数料

第一款 證據金

第一項 賣買取據金

取引所又は信託會社が先物賣買の違約より生ずる賠償金の抵當として取引人より徴收する所の賣買取據金の種類は  
かなり多様に涉つてゐる。本證據金、追證據金、増證據金の三者は各取引所共通に徴收する所であつて、其の外預納  
證據金、割増證據金、特別證據金等がある。満洲に於ける各取引所及附屬信託會社の賣買取據金を其の營業細則に依  
つて見れば左表の如くである。

取引所名	本證據金	追證據金	増證據金	特別證據金	割増證據金	預納證據金
大連(重要物産)	賣買單位毎に其の單位の價額の百分ノ三〇以内	本證の半額差損に達する毎に損額より	相場支の激變又は受渡の支障の百分ノ五〇以内	相場に著しき變動を生じるときは多買を有し多損を有する時又は相場より五〇以内の差損を有する時		賣買が危険又は多買の建玉を有するを思ふ時本證と同額
大連(錢鈔)	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右

奉天	同 右	同 右	同 右	錢鈔本證の半額と同額		
開原	小洋一千元(??)以内	同 右	同 右	同 右		
四平街	小洋錢建は同一千圓以内	同 右	同 右	同 右		
公主嶺	單位價額の百分ノ三〇以内	同 右	同 右	同 右		大連に同じ
長春	同 右	同 右	同 右	同 右	糧豆本證と同額	
大連五品	定率は取引所隨時之を定む	同 右	本證の三倍以内			各銘柄毎に各玉の定率を以て納め時を以て定む
安東	同 右	同 右	定率は取引所隨時之を定む			
滿洲	單位價額の百分ノ三〇以内	同 右	賣買數量に對し公定相場百分ノ五〇以内			

本證據金は賣買數量の單位毎に、豫め定めたる率に依り新規賣買建に對し賣買双方より計算差金と同時に差入れし  
むるものであつて、其の範圍は開原、四平街は小洋錢一千元以内(但し四平街の金建は金圓百圓以内)大連五品、安



東は各範圍を定めずして取引所隨時之を決定する旨規定してゐるのを除けば其の單位の價格の百分の三十以内であつて、其範圍内に於て各取引所又は信託に於て定むるのであるが、本證據金の額は賣買取引上に重大なる關係を有しそ  
れに依つて或る程度の取引制限等も行ひ得るのであるから、従つて相場の変動に依つて隨時變更さる可きものである  
が、各取引所現行の本證據金は賣買單位毎に左の如くである。(但し株式は一株)

大連取引所	大豆、高粱、包米	鈔票	八〇圓
	豆 粕	同	六〇
	鈔 票	金	二〇〇
奉天取引所	金票帳入値段	奉天票	二、〇〇〇元
	同	同	二、五〇〇元
	同	同	三、〇〇〇元迄
	同	同	三、五〇〇元迄
	以上五〇〇元を單位として五〇〇元増		
開原取引所	大豆、高粱	奉 票	八〇〇元
	金票、鈔票	同	四八〇元
	尙近來相場變動甚だしきを以つて常備的に増證を取つてゐる。其の額は 大豆六、四〇〇元、高粱一、四〇〇元なり。		
四平街取引所	大豆、高粱	奉 票	四〇〇元
公主嶺取引所	大豆、高粱	奉 票	四〇〇元

長春取引所	金票、鈔票	奉 票	二二〇〇元
	大豆、小麥	鈔 票	七〇圓
	高粱	同	五〇圓
	鈔票(官帖建)	官 帖	一〇、〇〇〇吊
		(金又は銀七〇圓)	

大連五品取引所(賣買、委託共同額也)

當所一四圓、南倉一四圓、滿興一三圓、東省一二圓、不動産一二圓、商信一四圓、豆信一七圓、新豆一四圓、錢 鈔一四圓、滿鐵一六圓、滿鐵新一四圓、滿鐵二新一四圓、滿製麻一二圓、大連機械一三圓、安取一二圓、滿取一 二圓、大連製氷一六圓、同新一三圓	金	二二〇〇圓(委三〇〇圓)	
安東取引所	粟	先物金	六〇圓(委 九〇圓)
	鎮半銀	當限金	八〇圓(同一二〇圓)
		(先物が當限になる時二〇圓徴收)	

株式(括弧内は委託證據金なり)

當所一二圓(四) 商事金融一二圓(三) 協成一二圓(三) 實銀一二圓(三) 安東實業一三圓(五) 坑木一二圓(三)

鑛山藥一二圓(三) 京取一四圓(八) 滿取一二圓(三)

滿洲取引所 米穀、精白米 當限金 一五圓(委證二〇圓)

第五章 取引所に於ける賣買取引



中限金	一二圓(同 一五圓)
先限金	一二圓(同 一五圓)
金	一〇圓(同 一二圓)
金	四圓(同 五圓)
米	
米	
粃	

株式(括弧内は委託證據金)

當所—一圓(一、五〇) 開取引新—三圓(四) 東省—二圓(三) 五品—三圓(四) 滿鐵—七圓(一〇) 同新—三圓(四) 鐘新—六圓(八) 安取—二圓(三) 東拓—六圓(八) 同新—二圓(三) 大株新—五圓(六) 製麻—一、五〇(二)

尙兩建に對しては民營取引所に於ては之を免除してゐるが、關東廳取引所に於ては兩建玉の双方より徵收するものと全然免除するものと公主嶺の如く片方のみより徵收するものとがある。又奉天取引所に於ては、同一取引人の賣買にして同種異期限に賣買反對の建玉ある場合には、其對等數量又は少き一方の建玉に對しては本證を免除してゐる。追證據金は各所共本證據金の半額にして、賣買當日の帳入値段と其以後の帳入値段とを對比し、其の差損額が本證據金の半額に達する毎に損方から計算差金と同時に(但し一時に二回分以上の徵收を要する時、後場の帳入値段が元建帳入値段に比し本證據金の金額以上の差を生じたる時は即時徵收)之を差入れしむるものである。若し或る期限の賣買が出来ない爲對比すべき帳入値段無き時は同種取引の當該期限に最も近い期限の帳入値段に準じて之を定むる事を得、若し近き期限二箇ある時は先限に依つてゐる。(大連五品及安東に於ては此の場合別に標準値段を定める事になつてゐる)

尙奉天取引所に於ては所謂値洗ひの計算法に依つて、前日の帳入値段を毎日當日の帳入値段に引直し其の間に差金の授受を行つてゐるから追證據金を差入れしむる必要がない。

增證據金は、相場に著しい變動、若しくは受渡に支障ありと認むる場合に於て、現に取組中の賣買又は新規賣買數量に對して其の單位の百分の五十以内(大連五品は本證の三倍以内、安東にては其の定率を隨時取引所に於て定む)に於て定めたる金額を賣買双方又は其の一方から賣買數量に應じて差入れしむるのである。

豫納證據金は、賣買を爲すを危険なりと認めたる時又は既に多數の建玉を有する者が更に賣買を爲すを危険なりと認めたる時、取引人の全部又は一部から本證據金に該當する金額を豫め徵收するのである。右は奉天、開原、四平街長春取引所に於ては特別證據金と呼んでゐるが其の性質は、大連取引所等の所謂豫納證據金と全く同一である。但し奉天及び長春に於ける錢鈔に就いては別である。而して右の豫納證據金は之を差入れたる以後の新規賣買の本證據金に充當されてゐる。尙大連五品及安東取引所には別に豫納證據金として規定してはないがそれと同性質の證據金を取る旨の規定がある。(大連五品營業細別第三十五條、安東同第七十五條)

大連取引所錢鈔部の特別證據金は、相場に著しき變動を生じ、若は其の虞ある時、現に多額の賣買を有し且つ損害の著しき者と認めたる取引人に對し賣買價格百分の五十以内に於て、單位毎に隨時其の額を定めて差入れしむるのであつて、前述せる如く開原、四平街其他に於ける特別證據金とは其の性質を異にしてゐる。

割增證據金は大連五品の規定する所であつて、各銘柄毎に各限を通算して賣買玉を相殺したる建玉數が豫め取引所の定めたる數量に超過したる時、其の超過部分に對し隨時率を定めて之を徵收するのであるが、其の場合に於ても取引所其の必要なしと認めたる時は徵收しない事もある。又建玉が更に巨額に達したる場合に於て必要ありと認むる時は賣買玉を相殺せず其の双方又は一方に對し割增證據金を徵收する事もある。



尙奉天及び長春取引所に於ける錢鈔先物取引に在りては取引人が其の取引制限額を超過して取引を爲さむとする時は本證據金の外別に其の本證據金の半額に該當する金額を差入れしめる旨、特別證據金の項に規定してゐるが、其の性質は寧ろ前記増割證據金に該當するものである。(奉天に於ける制限額は殘玉三十萬圓、それを超過する時賣買單位に就き奉天票五十元である。長春に於ては一級取引人六十萬圓、二級取引人四十萬圓、三級取引人三十萬圓)證據金の種類以上の如くであるが此等の證據金は追證を除く外は必ずしも現金を以つて納入する必要なきは勿論であつて、取引所又は各信託に於て代用價額を定め、其の認めたる證券又は他貨幣に依つて納入を許してゐる。奉天その他奉天票を以つて證據金を定めたる取引所に於ても、現時の如き奉天相場の變動甚だしき時は取引人に於て之が手持を喜ばず金票又は銀票に交換して諸證據金は其等代用貨幣に依つて納入してゐる。尙例へ現金で差入れたる諸證據金と雖も之には利息は附せない。尙提供賣建の場合には當初より證據金を徴收せないのは各取引所同様である。

次に各種證據金を取引人に返還する場合は左の如くである。

1. 受渡完了の時
  2. 轉賣又は買戻の清算完了の時
  3. 追證據金は徴收當時の損失額が消滅したる時
  4. 増證據金、豫納證據金又は特別證據金、割増證據金は之を差入れたる事由が消滅したと認めたる時。但し長春錢鈔取引に於ける特別證據金(割増證據金)は本人の請求あるまでは保留し得る。
- 尙大連五品取引所に於ける商品の延取引に對しても商品現物取引組合の規約に依り 一、豫納證據金 一、追證據金 一、増證據金の三種の證據金を徴收してゐる。同規約第三章賣買證據金の項を示せば左の如くである。

第八條 延取引ノ賣買證據金ハ左ノ通トス

- 一、豫納證據金
- 一、追證據金
- 一、増證據金

第九條 豫納證據金

- 一、麻 袋

取引人ハ各限月ヲ通ジテ賣買殘高差引尻五拾萬枚以下ハ徴收セズ  
 五拾萬貳千枚以上壹百萬枚以下ハ壹枚ニ付金貳錢ヲ徴收ス  
 壹百萬貳千枚以上ハ壹枚ニ付金參錢ヲ徴收ス  
 商品現物取引組合員ハ各限月ヲ通ジテ賣買殘高差引尻拾萬枚以下ハ徴收セズ  
 拾萬貳千枚以上參拾萬枚以下ハ壹枚ニ付金貳錢ヲ徴收ス  
 參拾萬貳千枚以上ハ一枚ニ付金參錢ヲ徴收ス

- 二、綿糸布

商品現物取引組合員ハ各限月ヲ通ジテ賣買殘高差引尻五百俵以下ハ徴收セズ  
 五百一俵以上ハ一俵ニ付金拾圓ヲ徴收ス(但シ現物ハ此限ニアラス)

- 三、麻袋綿糸布兩部ヲ共ニ賣買爲ス者

商品現物取引組合員ニシテ麻袋綿糸布兩部ノ取引ヲナスモノハ其各限月ヲ通ジテ賣買殘高差引尻麻袋五萬枚綿糸



布貳百五拾俵以下ハ徵收セズ之ヲ超過スル殘高即チ麻袋五萬貳千枚以上貳拾五萬枚以下ハ一枚ニ付金貳錢貳拾五萬貳千枚以上金參錢綿糸布一俵ニ付金拾圓ヲ徵收ス  
但シ從來一方ノミヲ取引セル者ガ新ニ綿糸布又ハ麻袋取引ヲ爲ス時ハ組合委員會ノ承認ヲ受クルモノトス（麥粉ノ豫納證據金ニ關シテハ組合委員會ニ於テ之ヲ定ム）

第十條 追證據金

追證據金徵收ニ當リ之レガ標準値段ハ取引所之ヲ發表ス

- 一、取引人ノ各銘柄トモ總殘高ヲ當日ノ標準値段ニ依ツテ假損益金ヲ算出シ損金アル時其損金ガ金貳萬圓ヲ超過スル場合ハ其超過損全部ヲ徵收ス（麥粉ハ損金壹萬圓ヲ超過シタル時）
- 二、商品現物取引組合員ノ各銘柄トモ殘高ヲ當日ノ標準値段ニ依ツテ假損益金ヲ算出シ損金アル時其損金ガ金參千圓ヲ超過スル場合ハ其超過損全部ヲ徵收ス

第十一條 增證據金

相場ニ甚ダシキ變動ヲ生ジタル時若クハ組合委員會ニ於テ相場ニ甚ダシキ變動ヲ生スベキ處アリ又ハ受渡ニ危險アリト認メタル場合ハ賣買者双方又ハ其一方ヨリ徵收ス  
前項ノ事由アルトキハ一定ノ增證據金ヲ納入スルニアラサレバ賣買ヲ爲サシメザルコトヲ得  
增證據金ノ納入時限及定率ハ組合委員會ニ於テ之ヲ定ム

第十二條 賣買取證據金ニ關スル附帶事項

- 一、追證據金ヲ徵收セラレタル玉ガ損失ノ儘處分セラレタル場合ハ該追證據金ハ其ノ儘保留ス

二、追證據金徵收ニ際シ麻袋及綿糸布ガ賣斷ギノ爲メ現物ヲ大連商品信託株式會社ニ擔保トシテ提供シ先物ニ賣乘替ヲセルモノニ對シテハ取引所及大連商品信託株式會社ニ一書ヲ差入擔保物ハ完全ニ該受渡日ニ提供スベキ旨ヲ以テシタル場合ハ該追證據金ノ徵收ヲ免除ス

三、賣買取證據金ハ賣買上場物件及左記有價證券ヲ以テ代用ニ供スルコトヲ得代用價格ハ時價ノ八掛トス

株式會社大連株式商品取引所株	鐘淵紡績株式會社株
大連株式信託株式會社株	東洋紡績株式會社株
大連商品信託株式會社株	大日本紡績株式會社株
大連取引所信託株式會社株	福島紡績株式會社株
大連取引所錢鈔信託株式會社株	富士紡績株式會社株
正隆銀行株	内外線株式會社株
滿洲銀行株	滿洲製麻株式會社株
朝鮮銀行株	大阪株式取引所株
正金銀行株	東京株式取引所株
正金銀行大連支店發行定期預金證書	日本郵船株式會社株
朝鮮銀行大連支店發行及通知預金證書	大阪商船株式會社株
大連正隆銀行發行同	國庫債券
大連滿洲銀行發行同	勸業債券

第五章 取引所に於ける賣買取引



大連製氷株式會社新株 南滿洲鐵道株式會社株

前項ノ有價證券ハ所持人ニ於テ何時ニテモ自由ニ處分スルコトヲ得ベキ手續ヲ完了シタルモノニアラザレバ代用ニ供スルコトヲ得ス

有價證券ノ種類及代用價格割合ヲ變更スル必要アル時ハ組合委員會ニ於テ之ヲ定ム

四、賣買取據金ハ徵收スル事由ナキニ至リタル時ニ之ヲ返戻ス

五、現金ヲ以テ納入シタル賣買取據金ハ銀行當座預金利子ヲ附ス

### 第二項 委託證據金

委託證據金の性質は委託者と取引人との間に於ける委託契約の履行に關する一種の擔保であると見る事が出来る。於是取引人組合では一定の率を定めるのであるが、各取引人は委託者の信用如何に依り如何様とも手心の加へられるものである。一般に各民營取引所に於ては規定に従つて徵收し、關東廳取引所に於ては日本人の取引人は本證と同額の程度に於て取り、支那人取引人は各自立替が多い様である。公主嶺の如く慣習に依つて、一流の取引人は全部立替へ、中は八十パーセント位を取り、小は本證と同額を徵收してやつてゐる所もあり、一概に言ふ事は出来ない。各民營取引所の委託證據金は賣買本證據金の項に於て述べた如くである。

### 第二款 手数料

各取引所及信託會社は、賣買取引の擔保及び清算に對する報酬として賣買手数料を申受くるのであるが、其の率は

關東廳取引所に在りては關東長官の認可を經、其の他民營取引所に在りては理事會の評決を以つて之を定め、更に關東長官の認可を要するのである。(但し滿洲取引所は此の限りでない) 而して右手手数料は新規賣買の場合も、轉賣買戻の場合も同額であつて、其の納入方法は新規賣買の本證據金と同時に轉賣買戻の場合は差損益金の受拂と同時に爲すのである。

委託手数料は所謂取引人の口錢であつて、委託行爲に對する報酬である。而して其の率は各取引人組合に於て之を定め關東廳取引所に在りては所長の認可を得るを要し、其の他民營取引所に於ては當該取引所の許可を受けるのである。各取引所に於ける現行手数料の率は賣買單位に就き左の如くである。

取引所名	物	件	賣買手数料	委託手数料
大連	大豆、高粱、包米	銀	一、三五圓	一車十五圓が規定なるも、實際に於ては日本人取引人は八圓乃至八圓五錢、支那人は六圓乃至六圓五錢を取つてゐる様である。
	豆粕	同	一、〇〇圓	
	豆油(清算)	同	一、三五圓	
尙大豆、高粱、豆粕に付いては、取引人組合に納入すべき「特別手数料」として金五十錢を雙方より納めてゐる。	金票	金	〇、六二五圓	一萬圓に付き先物十五圓、現物十圓
	金票	金	〇、一〇圓	
	奉天	金票	〇、一〇圓	

以前は一定の換算率に依り奉票を以つて納入してゐたが六月一日より金票を以つてする事となる



第五章 取引所に於ける賣買取引

開原 大豆、高粱

金 一、〇〇圓

賣買に付總代金の一步

奉票代納を許し、代用  
均相場に依る、即ち年  
四回決める

金 〇、二五圓

奉票代納に付いては重  
要物産に同じ

金 一、〇〇圓

賣買に付大豆、高粱金  
八圓、粟金五圓  
總代金の一步

金 〇、二〇圓

賣買に付き總代金の一步

大豆、高粱、粟

金 一、〇〇圓

金票

金 〇、二〇圓

大豆、高粱

金 一、〇〇圓

各錢鈔

金 〇、二〇圓

(大豆は外に特別手数料金三十五錢)

大連五品

商部

●綿

米 布 綿絲一捆、綿布一俵に付

定期

賣買手数料

委託手数料

徵收標準

二百五十圓未満

九十五錢

三百圓同

三十五錢

一圓十錢

三百五十圓同

四十五錢

一圓二十五錢

四百圓同

五十五錢

一圓七十五錢

四百五十圓同

六十五錢

一圓八十五錢

五百圓同

七十五錢

二圓

五百五十圓同

八十五錢

二圓五錢

六百圓同

九十五錢

三圓

以上五十圓を増す毎に

現物

五錢

十錢

三百圓未満

延

十錢

一圓

四百圓同

二十錢

十錢

一圓

五百圓同

三十錢

十錢

一圓

六百圓同

四十錢

十錢

一圓

以上百圓を増す毎に

延

二十錢

一圓

三百圓未満

三十錢

十錢

一圓

四百圓同

四十錢

十錢

一圓

五百圓同

五十錢

十錢

一圓

六百圓同

六十錢

十錢

一圓

以上百圓を増す毎に

定期

二十錢

一圓

●麻

第五章 取引所に於ける賣買取引



第五章 取引所に於ける賣買取引

徵收標準	賣買手數料	委託手數料
三十錢 <small>一枚未滿</small>	三錢	二十錢 <small>百枚付</small>
四十錢同	四錢	二十一錢
五十錢同	五錢	二十二錢
六十錢同	六錢	二十五錢
七十錢同	七錢	二十八錢
八十錢同	八錢	三十一錢
九十錢同	九錢	三十四錢
以上十錢を増す毎に	一錢	三十三錢

現物及延

徵收標準なし	賣買手數料	委託手數料
壹百枚に付	二錢二厘	二十錢

●麥粉

現物及延

徵收標準なし	賣買手數料	委託手數料
壹百袋に付	二十錢	二圓

●株

定期

株式部  
(二株に付)

徵收標準	賣買手數料	委託手數料
十圓未滿	四錢	十五錢
二十五圓同	七錢	二十五錢
五十圓同	十錢	三十五錢
七十五圓同	十三錢五厘	四十五錢
百圓同	十六錢五厘	五十五錢
百五十圓同	十九錢五厘	六十五錢
二百圓同	二十四錢	八十五錢
二百五十圓同	二十八錢五厘	九十五錢
三百圓同	三十三錢	一圓十錢
以上五十圓を増す毎に	五錢	十五錢

現物及延

十圓未滿	一錢	七錢
二十五圓同	一錢五厘	十二錢
五十圓同	二錢五厘	十六錢
七十五圓同	三錢五厘	二十錢
百圓同	四錢五厘	二十五錢
百五十圓同	六錢	三十錢
二百圓同	八錢	三十五錢
二百五十圓同	十一錢	四十錢

第五章 取引所に於ける賣買取引



第五章 取引所に於ける賣買取引

三 百 圓未滿  
以上五十圓を増す毎に

十四 錢

四十五 錢

●國債、地方債、社債

種別	定期	買手手数料	委託手数料
國債地方債證券	五	五	二十
外國地方債證券	五	五	三十
社債	五	五	二十
現物及延			
國債地方債證券	二	二	十
外國地方債證券	二	二	十五
社債	二	二	十

國債地方債證券  
外國地方債證券  
社債

株式に準ず

株式に準ず

(備考) ○定期取引は此手数料を以て轉賣買戻をも含めども現物及延取引は賣買一方の料金とす

○賣買單位

- 株式 十株
- 綿絲 五捆
- 麻袋 五捆
- 麥粉 百袋
- 綿布一俵は粗布二十四細綾三十四細布四十四大尺布六十四
- 綿絲一捆は四十五、蕤包は二十五入二箇
- 麻袋一捆は四百枚

安 東 粟

金 三・〇〇圓

定期は十二圓以上十八圓以内  
現物は十二圓以上十八圓以内  
旅費は十二圓以上十八圓以内  
現物及延取引は賣買一方の料金とす

株式(定期)

金 〇・二五圓

金 一・〇〇圓

十 圓未滿	四 錢	十 錢
二十五 圓同	五 錢	十五 錢
五十 圓同	七 錢	二十 錢
七十 圓同	十 錢	三十 錢
百 圓同	十二 錢	三十五 錢
百二十五 圓同	十五 錢	四十 錢
百五十 圓同	二十 錢	四十五 錢
二百 圓同	二十五 錢	六十 錢
以上五十圓を増す毎に五錢と十五錢を増す。		

(現物)

十 圓未滿	二 錢	十 錢
二十五 圓同	三 錢	十三・五 錢

第五章 取引所に於ける賣買取引



第五章 取引所に於ける賣買取引

五十圓同	四錢	一三四
百圓同	六錢	二十八錢
百五十圓同	八錢	三十六錢
二百圓同	十錢	四十五錢

以上五十圓を増す毎に二錢と九錢を増す。

尙國債地方債は額面百圓に付き賣買二錢、委託十錢  
社債、外國債、地方債は株式現物に準ず。

滿洲

米穀(精白米三十圓より三十一圓に至る相場の時)

普通玉	金四十錢	一・五五圓
現落玉	金三十三錢	一・二五圓

但し帳入値段一圓を騰落する毎に各五厘を増減す。

株式(定期)

十圓未滿	六錢	二十錢
二十五圓同	十錢	三十錢
五十圓同	十四錢	四十錢
七十五圓同	十八錢	五十錢

(現物)

百圓同	二十二錢	六十錢
百五十圓同	二十七錢	七十五錢
二百圓同	三十二錢	九十錢
二百五十圓同	三十七錢	一圓五錢
三百圓同	四十二錢	一圓二十錢

以上五十圓を増す毎に五錢と十五錢を増す。  
國債々券は額面百圓に付き五錢と二十錢

第五章 取引所に於ける賣買取引

十圓未滿	二錢	十錢
二十圓同	三錢	十四錢
三十圓同	四錢	十七錢
五十圓同	五錢	二十五錢
七十五圓同	六錢	三十五錢
百圓同	七錢	三十五錢
百五十圓同	十錢	四十五錢
二百圓同	十三錢	四十五錢
二百五十圓同	十六錢	一三五



三 百 未 滿

十 九 錢

以上五十圓を増す毎に三錢と五錢を増す。  
國債券は額面百圓に付き各二錢と十錢

### 第六節 賣買取引の建値

茲に言ふ賣買取引の建値とは、取引の基準を爲す可き貨幣を指稱する。抑も統一せる幣制を有する地域に於ては、賣買取引に如何なる建値を用ふるかと言ふが如き問題は起り得ないのであるが、滿洲に於けるが如く金票、鈔票、(圓銀又は銀票)、洋錢、奉票、官帖等諸々の貨幣が入り亂れて流通する所に在つては其の何れを建値とすべきかと言ふ問題が起つて來るのは蓋し當然な事であらう。先づ現在各取引所に行はれつゝある建値を見れば左表の如くである。

取引所名	規 程	上	實 際	上
大 連	金建、但し當分の中金及圓銀兩建、大正十年四月告示第三十三號により金建となり、後十二年一月一日より施行		重要物産—圓銀建のみ 錢—鈔票對金票	
奉 天	重要物産—金又は奉票 錢—鈔、圓銀又は奉票		奉 天 票	
開 原	重要物産—商議委員會の意見を徴し所長之を定む 錢—鈔、金、銀、尙は奉票圓銀は金票		奉 天 票	

四 平 街	重要物産—金又は奉票 錢—鈔、圓銀及び奉票	粟—金 其他—奉天票
公 主 嶺	同 右	奉 天 票
長 春	重要物産—商議委員會の意見を徴し所長之を定む 錢—鈔、金、銀、尙は官帖、金、銀、尙は奉票	圓 銀 (設立當初官帖建大正十年現在の圓銀に改む)
大 連 五 品	銀金圓 (支那産絹糸布に限る)	金 圓
安 東	有價證券、粟、圓平銀は金圓 大豆、豆油、柞蠶糸は圓平銀 柞蠶繭、金票は小洋錢	同 上
滿 洲	金 圓	金 圓

註 圓銀、銀票、鈔票等は事實上皆正金銀行銀兌換券を指す。

而して右表に依つて其の一端を覗ひ得るが如く、大連取引所に於ける重要物産の建値に就いては今日に至る迄幾多の波瀾曲折を経、一時は大連の否全滿洲の經濟界に一大センセーションを捲き起したものである。其の概略及び建値問題の沿革を左に少しく記述する事とする。

大連取引所の濫觴は埠頭倉庫内の特産物取引に在つたのであるが、當時銀票(圓銀)を建値として何等差支へなく賣買取引を行つてゐた。其後明治四十四年六月に至り都督府は組合側の切願により「大連重要物産取引市場規則」を發布して同市場を保護するに至つたのであるが、右規則中には何等建値に關する規程なく只第八條に本令又は本令に基きて發する規程に別段の定めなき事は凡て從來の商慣習に依る旨を定め、依然として銀票の建値は用ひられたのであ



る。大正二年二月の勅令第六號が發布せらるゝに至り、同勅令により關東都督府は「大連重要物産取引所規則」を制定したが、其の建値に金銀何れを用ふ可きかは當局は固より當業者間の問題となり種々研究が重ねられたのであるが、結局我本位貨を使用するが最善の方法だと考へ、依つて金を建値とする事に主義決定し、同年七月三十日關東都督府告示第九十九號により「大連主要物産取引所に於て賣買取引に用ふる建値は金建とす、但し本年九月三十日迄は従前の圓銀建と爲す事を得」る旨發布し、同九月一日取引所は開市せられたのであるが、金建制である爲華商其の慣習になれず取引高も微々として振はなかつた。斯くては取引所設立の趣旨にも反すると言ふ所から都督府は九月二十八日に至り告示第二百二十二號を以つて「去る七月告示第九十九號但書を契約履行の期間大正三年六月三十日迄のものは従前の圓銀建と爲す事を得」と改め約一箇年を延期したのである。然るに其の當初に於ては取引も相當振つたのであるが銀建期間漸く終了せんとするや又も取引は絶無の状態となつたので、大連取引所信託會社は滿洲重要物産同業組合の賛同を得て、金建實施延期に關する請願書を都督府に提出した。當局に於ても前述の如き實際の状況を見てゐるので其の請願を諒とし、同五月十七日告示第五十一號を以つて「告示第九十九號の但書を更に當分の内従前の圓銀建と爲す事を得」と無期限延期に改め以つて建値變更の時機を他日に求めんとしたのである。

其後しばらく右の状態が続いたのであるが、翌四年五月大連取引所長より重要物産同業組合長に對し建値問題に關して質問があつたが、組合長よりは金建はまだ時期尙早なる旨答へ、次で十二月都督府民政長官より、大連商業會議所、重要物産同業組合、油坊聯合會に對し大正五年十月を履行期とする取引より金建と爲すの利害に付き諮問があつたに對し各れも開原、長春（開原は奉票、長春は當時官帖建）をも金建に變更しなければ効果なき事を力説し、重要物産組合の如きは更に滿洲に於ける正金銀行銀票の流通を停止し、金券のみとしなければ決して其の効果は擧らないと

主張し、各れも暗に金建實施反對の意嚮を表示した。

其の後大正六年關西商業會議所聯合經濟調査會に於ても、又同年東京に於て開催せられたる全國商業會議所定期聯合會に於ても大連取引所の建値問題は重要な議題となり、更に同十二月末朝鮮銀行が關東州に金券發行權を得同時に都督府が銀受入を廢止する事になり、延いては取引所の金建は實施せらるゝのではないかと言ふ風説が一般に起つたが、商業會議所は率先して反對意見を表明し置く必要ありと認め、理由を具して現状維持の必要を開陳し、都督府よりも直ちに實行するものではない旨の通牒に接した。

降つて大正八年十月大連に於て開かれた滿洲特産物商聯合大會に於て

一、取引所の建値に付き大會の意見決定の件（長春）

一、滿洲特産物は金建取引を本意となす件（遼陽、安東）

一、大連取引所の建値を金建となす事を希望する件（ハルビン、范家屯）

の議案が提出せられたが、右に對する會議の大勢は日本人中唯三名の金建主張者があつたのみで華商側の猛然たる反對に逢ひ、結局大會に於て決定すべき事項でないと言ふ事に決定し何等該問題に觸れなかつた。

其の後暫しの間建値問題は、只當局の間に取扱はれてゐた外何等問題とならなかつたのであるが、大正十年四月十五日に至り當時の大連取引所長事務取扱たりし田中千吉氏は、取引所の樓上に重要物産部、錢鈔部の各取引人、兩信託會社代表者及び其他關係者を招集し、大連取引所の建値は大正十年十月十四日以後受渡の取引より金建を斷行する旨宣言した。右は誠に青天の霹靂とも云ふ可く、各取引人は固より信託其他關係者も驚愕置く所を知らず殊に支那人取引人は寧ろ憤怒の餘り席を立たんとした位であつた。



翌十六日關東廳々報は果して左の如き告示を發表した。

關東廳告示第三十三號

大連取引所ニ於テ賣買取引ニ用フル建値ハ大正十年十月十四日以後受渡ノ取引ヨリ金建トス

大正十年四月十六日

關東長官 山縣伊三郎

於是乎特産、錢鈔市場の立會中止は固より、株式商品市場に於ても豆信、錢信株の大暴落により市場の立會は停止し爲に各銀行は其の貸出しを手控ゆるに至り俄然大連の財界は甚だしき混亂に陥つたのである。一方金建反對の聲は翕然として起り、商業會議所、油坊聯合會、重要物産組合、各信託會社の代表は隨時各所に會合して其の對策を凝議し又幾度か代表を派して關東長官を訪ひ銀建存続に關し懇願し、大連取引所取引人組合外四團體の名を以つて左の如き陳情書を提出した。

陳情書

今般告示第三十三號を以つて大連取引所に於ける重要物産取引の建値は十月十四日以後受渡の取引より金建と爲すべき旨御公示相成候處右告示御發令の前日田中取引所長事務取扱より大連取引所附屬兩信託會社重役兩取引人組合の正副組合長並に華商取引人代表者を取引所に御招集の上該告示の内容御内示に相成尙貴廳に於ては慎重なる調査考究の上金建斷行に決定せるものなれば之を變更するが如き事は爲さずと御附言有之候此突如としての御發表は特産並に錢鈔取引界に採りては實に青天の霹靂に有之爲に華商取引人は相場の高低測るべからざるものありとして取引市場に出入するもの殆んど無之従つて邦商取引人も亦取引を爲す事を得ず自然兩市場共全く休止の状態となり其結果滿洲輸出貿易の大宗たる大豆、豆粕、豆油及高粱等の先物取引は勿論現物取引に至る迄悉く杜絶し其公道相場

も定めらるゝ由なきを以て斯界は全く暗黒に陥り滿鐵沿線に於ける特産物取引も俄に激減し内地に於ては豆粕相場標準を捕捉する事能はざるに至れり加之大連株式市場も亦大連取引所兩信託會社の株式價格の暴落に因り是亦混亂状態に陥り一時は全く立會を停止するの慘狀を呈せり如斯三取引所の停止と混亂に因る惡影響は延いて金融業者銀行業者貿易業者より船舶業者に波及し經濟界の各方面は今將に不安と恐慌に襲はれ前途眞に憂慮に堪へざるもの有之候惟ふに滿洲今日の發展は他に種々原因ありと雖も大豆、豆粕、豆油の輸出貿易に負ふ所最も大なり而かも此特産物取引の隆盛は一に日支當業者が相提携して銀建に依り圓滿に取引せしに外ならざる次第なるに今回突然金建に變更相成候は華商に採りて實に經濟的致命傷にして其苦痛容易ならざるもの有之且又邦商としても之れが爲に蒙る不便不利特に甚しく唯徒らに華商の反感を招き日支親善の實を破壊し特産物取引は日々萎靡衰退し又今日の盛況を觀る能はざるに至るべく候庶幾は特産錢鈔取引業者の苦境を洞察せられ滿洲經濟界救済の爲一日も早く告示第三十三號御撤廢相成銀建復舊の儀御沙汰被成下度左記理由書相添此段奉懇願候

大正十年四月二十六日

大連取引所重要物産取引人組合

組合長 濱田正稻

大連取引所錢鈔取引人組合

組合長 雉本爲四郎

大連取引所信託株式會社

社長 相生由太郎



大連取引所錢鈔信託株式會社

專務取締役

黑崎眞也

大連油坊聯合會

會長

古澤丈作

關東長官 山縣伊三郎殿

理 由 (説明文略)

- 第一 大連取引所に於ける建値の沿革
  - 第二 外國殖民地の事例に徴するも金建は不可なり
  - 第三 金建は特産物相場の高低を擴大せしめ市場を全く投機化せしむる處あり
  - 第四 金建は實需取引を場外に驅逐する處あり
  - 第五 金建は華商に甚大なる打撃を與ふるものなり
  - 第六 銀建は邦人輸出商に採りても安全にして且有利なり
  - 第七 金建實行は我國策上不利なる結果を生ずる處あり
- 要之今日の金建強制は大局より見て終に對滿政策上不利なる結果を招くものと認めざるを得ず (以上)
- 之より先華商側に於ても大連公議會長郭學純の名を以つて二十一日附左の如き理由書を附して縷々銀建存続を歎願してゐる (理由説明文略)
- 一、銀建の習慣及從來の效能
  - 二、金建に改めし爲現在既に影響を蒙る者
  - 三、金建を用ふる將來の損失
  - 四、金建を實行するは客を招くに障害あり
- 更に日商の蒙むる不利益として左の四項目を擧げてゐる。
- 一、日支共存の大義に反す
  - 二、支商破産せば日商も獨り存し難し
  - 三、日本對外貿易上の影響
  - 四、滿蒙開發を閉塞し優越の地位を阻害す (以上)

此間銀建存続主義者の各團體は銀建存続期成同盟會なるもの組織し關東廳への運動は固より委員又は電報を發して日本朝野へも猛烈なる運動を試みた。然し乍ら他の一面には金建を主張するものもあり、朝鮮銀行がその筆頭なるは勿論であるが、向井龍造氏等に依る金建擁護會なるもの組織され盛んに銀建存続論者の主張を反駁したものである。

而して金建論者の主張する所は

- 一、關東州は日本の行政權の行はるゝ地域なれば、日本の金貨を以つて幣制を統一するも敢て不自然でない。否寧ろ州内に銀を以てする建値は日本の經濟的勢力の及ばざるを裏書するものである。
- 二、滿洲に於ける當時の通貨の流通高は金券を第一とし總額三千五百十萬二千圓に對し、銀券は一百六十六萬五千圓大洋票一千二百八十九萬元、小洋票一千三百七萬元吉林黑龍兩官帖十五億五百九十萬帖 (大連商議調査) を示し、殊に大連は南滿洲に於ける金建取引の中心市場にして金券流通高最も多く、各種商取引の決済用として日支間に通



用しつゝあれば大連取引所の建値は金建とするを適當とする。

三、大連に於ける輸入は主として金貨本位にして、輸出は特産其他銀貨本位なるを以つて貿易業者の苦痛一通りならず、況や銀價の變動甚だしく、商取引の危険を誘致し易く、之に反して金建取引は危険乃至不便無く殊に日本商の利便此上も無し、取引所の建値は當然金を以つてすべきである。

と言ふ三點に歸する事を得べく、之に對して銀建存続論者の主張は

一、關東州は日本の行政權の行はるゝ地域ではあるが、其住民は傳統的支那の風俗習慣に依つて生活し商取引を爲しつゝあるから、其風習に最も適合する銀建にて商取引を爲すが至當である。

二、關東州若しくは滿鐵附屬地の取引所に金建を採用する事が、日本の經濟的勢力の延長擴充であると考は誤であつて、若し金建を實行すれば支那の取引商人は其不利不便を避くる爲、關東州外及附屬地外の所謂交易所に於て取引を爲すに至り、其結果州内及附屬地の取引所は有名無實となり、日本の經濟的勢力は其の根柢を覆さるゝに至る。

三、東三省は山來排日的行動の殆んど絶無なる地であつたが、日本の金貨を以て取引の建値とする時は或は日貨排斥の舉に出づるやも計り難く、此舉に出でざるも日支經濟提携の上に大なる支障を來す事明かである。

四、支那各港及各市場の取引が銀建なるに、關東州若しくは滿鐵附屬地の取引を金建とする場合には之等各市場との取引上に大なる支障を來し、従つて支那の沿岸貿易商取引の減少を來し、延いては大連及滿洲經濟上の不振を來すと言ふにあり、尙此外にも滿鐵の運輸政策上一大支障を來し貨物は東行して浦鹽に其の繁榮を奪はるゝ等、纒々數萬言を費して金建に反對した。

斯くて滿洲に於ける新聞雜誌は殆んど其の全面を建値問題に費し、朝野の議論は喧々囂々として適歸する所を知らざるものゝ如くであつた。

如斯形勢ではあるが關東廳は依然として金建を固持し、唯いつれかの方面に不便不利あれば其の點には能ふ限り助力せんものと言ひ、新聞(東京日々)の報ずる所によれば關東廳は金建實施後左の救濟策を行ふ方針であつたものゝ様である。

一、金建を實行すれば上海との爲替取組に不便滯滞を來すとの事ならば、之が爲には大連に右上海との爲替取組を主として行ふ爲替銀行の設立を懇願す。

二、金建實施後は貿易商人の負擔すべき爲替料が増加するならば、之が爲には銀行をして爲替料を全廢若しくは輕減す

三、大連には現在五十有餘の錢莊があり、之等錢莊の打撃が少からずと爲せば之が爲には錢莊銀行の設立を懇願す。

右三件に就いては關東廳は勿論朝鮮銀行も能ふ限り盡力す。

四、油坊又は取引人の資力薄弱にしてこの際困難する者ある時は之に對して資金の融通を行ふ事。

五、錢鈔取引所及錢鈔信託會社に對しては在來の取引以外に支那の通貨及び之を代表する小切手類をも取引所に上場する事を得せしめ其他一般に營業上の拘束不便を除去する事。

尙實際上に於ても特産物取引の金建施行と共に錢鈔取引の先物期限を延長し、以つて特産物取引の契約期間と同様ならしめんとし、六月十四日廳令第五十三號を以つて錢鈔先物の期限を三箇月より四箇月に延長したのである。

然し乍ら金建取引たる新市十月十五日限の立會開始日である六月十五日になつたけれど、支那人側の團結鞏固なる爲、遂に一名の取引人も入場せずして終つた。其の後に於ても色々な機關に依つて種々善後策が講ぜられたれ共、



何等新らしき結果を齎らさずして荏苒日を送るに過ぎなかつた。

其の間支那官憲の策動するあり、又かゝる中にも同問題が滿洲經濟界を不況ならしむるを見て、日本人側取引人は假令支那人側取引人の一部が依然反對して取引せずとも、九月十五日の受渡を了し十六日から金建を以て取引を開始する事に決したのであるが、俄然九月六日に至り前場開始せられ久しく沈静した大連取引所重要物産市場の場内は活況を呈し、半年近く取引皆無であつた市場の先物の立會を見るに至つた。一方錢鈔市場は支那人取引人及び周圍の狀況に依り六日には開始されなかつたが、信託及取引人側種々協議の結果十二月より遂に立會開始せられ、九月二十七日限先物取引を行ふに至つたのである。

右立會の開始に付いて矢野取引所長は其の原因として

- 一、内地に於ける經濟界恢復の曙光が現はれ米價は多少上向の傾向を辿り、従つて滿洲特産物の需要を喚起したる事
  - 二、滿洲一帯は天候順調にして、農作物は豊作を豫想せられ先安が見越されてゐる結果、取引人の商取引は容易く機運に向きたる事
  - 三、新穀出廻りの季節切迫したる事
  - 四、一般商人は金建取引を希望した結果、豆信株百四十圓臺を動かさざる事
- 等を擧げてゐるけれ共、消極的原因として華商及銀建派の泣寝入りがあり、又裏面に於て官憲の壓迫のあつた事は事實の様である。

斯の如くにしてさしも暮々たりし建値問題も一先は收まつたのであるが、其の後に於ても各取引人及び當業者は切に銀建復歸を希望し、機會ある毎に其の請願を續行した。即ち同年十二月一日大連特産物輸出商組合は三井、三菱支

店次長以下十三名の名を以つて關東長官を初め日本當局に向つて金銀兩建採用を請願し、同月十五日には支那側特産取引人組合は前請願とは別に七十二名の連署を以て金銀兩建併用歎願書を民政署へ提出した。越えて十一年六月高橋内閣の總辭職によつて、加藤友三郎内閣成立するや又もや三井、三菱、鈴木、日清製油を初めとして特産商二十七名は八月一日附を以つて金建採用以後に於ける不便不利を七項に恒つて詳述し、以て銀建に復歸せられん事を内閣要路及山縣長官に向つて陳情した。其の後銀建併用の建議は大連市會の問題となつた事もあるが、同年九月山縣長官其の職を辭し新たに伊集院長官の就任を見るや、當業者はこゝに一縷の光明を認め寄々協議を進めてゐたが、十一月十八日に至り大連取引所重要物産取引人組合、滿洲重要物産同業組合、大連特産物輸出商組合、大連油坊聯合會の四組合の名を以つて七項目に恒つて金建不可の理由を説明し、縷々當業者の苦衷を述べて陳情したのである。新長官も就任以來金建の是非に就いては鋭意研究調査し其の結果兩建の得策なるを認め、大正十二年九月十三日關東廳告示第一四四號を以つて

大正十年關東廳告示第三十三號中左ノ通り改正シ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス。

「但シ當分ノ内金及圓銀建ト爲スコトヲ得」ヲ加フ

と發令し茲に二年越紛糾を重ねたる建値問題も漸く落着を見以つて今日に至つてゐる。當時滿洲の財界は引續き不況なるに搗て、關東地方の大震災に依り只管人心が沈退してゐた折柄、同發令が恰も旱天に慈雨を見るが如く商取引も頗る活況を加へたのは言ふ迄もない事である。

次に開原、四平街、公主嶺の如き奉天票を以て建値とする沿線取引所の建値問題も、奉天戰以後奉天票の動搖が非常に甚だしくなつた頃から盛んに唱へらるゝ様になつたのである。改革論者の言ふ所は奉天票の如く騰落常なく而か



も印刷機と紙を備ふる事に依つて無限に製造し得る不換紙幣を以つて、當該經濟圏内に於て基準となる可き公定相場を作製する所の取引所而かも關東廳直轄にかゝる官營取引所に於て取引の建値として採用する事は不見識も甚だしく徒らに投機を誘發するものであると言ふにあり、之に對して反對論者は 一、建値變更は取引高を減少せしめる事、二、奉天票は生産通貨であり相場通貨である事 三、奉天票は取引に妙味がある事等を擧げて現狀維持を主張してゐる。思ふに奉票の整理は一朝一夕にして完成すべくも非ず、而かも今日の如く其の動搖甚だしければ取引にも支障を來す所多く當業者が負擔する危険も亦大である。何等かの機會に於て金又は圓銀と變更する事が妥當であらう。最近（三年五月十五日）四平街取引所は新に粟を上場し、其の建値としては從來の型を破り金を用ひて賣買取引を行つてゐるが今日迄何等障害を來たさず寧ろ好成績を擧げつゝあるは本問題に關し識者の一考を要する所であらう。

## 第七節 賣買取引の整理及決濟

### 第一款 計算整理

各取引所及信託は立會當日の前場及び其の前日の後場（但し滿洲取引所に在りては當日の前後場）を一計算區域とし、後場又は前場に賣買なき時は其の賣買のあつた一場を以つて計算區域とし、當該計算區域内に於ける各約定値段を帳入値段なる一定値段に引直し、其の差額を受授して計算整理の簡便を計つてゐるのは内地各取引所と同様である。而して右帳入値段の作製方法は當日前場の最高、最低及び引値段を平均するのである。但し大連取引所錢鈔部に於ては當日前場の引値段を標準とし其の寄附値段を參酌して之を定め、大連五品及安東取引所に於ては當日前場の平均値

段を以つて帖入値段としてゐる。

右は新規賣買に就いてであるが、轉賣買戻の場合に於ては其元賣買當日の帖入値段（奉天に於ては値洗の計算法に依り前日の帖入値段も當日の帖入値段に引直すから前日の帖入値段）に轉賣又は買戻當日の帖入値段を對比して損益を計算し取引所又は信託に於て其の差損益金を受授するのである。轉賣買戻値段と其の當日の帳入値段との差損益金は勿論前述の方法に依つて受授される。此等差金の差入又は支拂の日は多くは次の計算區域の午前と定められてゐる。即ち當日前場のものは翌日の午前、後場のものは翌々日の午前中に受拂を爲さなければならぬ。

次に轉賣買戻をなしたる時の整理方法であるが、開原及び滿洲取引所が指定落に依り整理を行つてゐる外其他の取引所に於ては小口落を採用してゐる。尙大連五品に在りては小口落中原賣買成立の古いものから相殺して行く方法即ち順落を採用してゐる。従つて之等の取引所に於ては立會終了後一時間以内に同種、同限月の賣買對等數量に就き兩建の申請をなした場合には之を許すが、申請の無い場合は當然轉賣買戻をなしたるものとして整理し、之に反し開原及び滿洲取引所に於ては立會終了後一時間以内に轉賣又は買戻したる事を届出でない限り、新規賣買建と見做して整理するのである。各取引所又は信託は前述の小口落又は指定落を行ふ前に、即日仕切即ち同一取引人が同一計算區域内に於て、同種、同限月の賣建と買建とを爲したる場合、其の對當數量は即日之を相殺して了ふのは勿論である。尙各取引所共バイカイは之を許してゐる。

### 第二款 決濟

取引所に於ける賣買取引の結末は其の契約を履行するか若しくは差金の受授によるかの二つである。前者は受渡で



あり、後者は轉賣買戻である。尙其の變則的なものとして解合又は肩代り等となつて現はるゝのであるが極めて稀であり、轉賣買戻に就いても詳述の要はないと思はれるから此處には決済の方法として受渡に就いてのみ述べる事とする。受渡は要するに取引市場に於て取組みたる賣買取引の履行にして、賣方は其の約定したる物件を提供し買方は之に對して其の代金を交付するのであるから普通の商取引と變りはないのであるが、只取引所又は擔保會社たる信託會社を経て之を爲さなければならぬのである。而して受渡を爲す値段は一々各約定値段を以つてすれば非常に其の手續煩雜なるを以て、各取引所及信託共左の如き方法を以て受渡標準値段を作製し、各約定値段との差額は受渡日の午前中に之を受授してゐる。

大連取引所	重要物産	受渡期日前五日間の帳入値段の平均
	錢 鈔	三日間 同
奉天取引所	錢 鈔	三日間 同
開原取引所	重要物産	五日間 同
	錢 鈔	五日間 同
四平街及公主嶺取引所	重要物産	五日間 同
	錢 鈔	受渡期日前日の帳入値段
長春取引所	重要物産	受渡期日前五日間の帳入値段の平均
	錢 鈔	五日間 同
大連株式商品取引所		受渡期日前日の帳入値段

安東取引所	錢 鈔	受渡期日前三日間の帳入値段の平均
	粟	受渡期日前最近の帳入値段五箇の平均
滿洲取引所	米	受渡期日前五日間の帳入値段の平均

一、有價證券の受渡

有價證券の受渡は商品に比すれば非常に簡單にして、各取引所を受渡場所とし約定日の午後二時迄に賣方は現品（記名有價證券に在りては記名換委任狀添付）を買方は現物取引に在りては約定値段に依る代金を、定期取引に在りては受渡標準値段に依る代金を取引所に提供し以つて受渡を完了するのである。此の場合受渡標準値段と元建帳入値段との差額は證據金返戻と同時に納入又は拂渡を爲すのである。

右は正式受渡であるが、尙受渡期日に於て取引所の承認を受けて假受渡（所謂合意受渡）を爲す事が出来る。然し乍ら此の場合には其の銘柄物件の受渡一切が結了しなければ確定のものとして認められない。若し假受渡に關し同銘柄物件の賣買者中に違約者を生じたる時は、賣方たると買方たるとを問はず違約者を生じたる一方に就いては其假受渡を確定と認め、被違約に屬する一方に就いては違約處分を爲すのである。

次に受渡に當り其證券の分割を要する時は、取引所に於て分割の爲其證券を買方取引人若は其の指定せる買主の名義に書換の手續を取るのであるが、此の場合分割に關する諸費は取引所に於て支辨し記名書換手数料は買方取引人に於て負擔しなければならぬ。又委任狀の分割を必要とする時には取引所は賣方取引人に對し分割の手續を爲さしめるのであるが、若し該委任狀の記名者が遠隔の地に住るとか又は旅行等により速に爲し難き時は、取引所に於て分割の爲其證券を買方取引人若は其指定せる買主の名義に書換を爲すが此の場合の記名換手数料は買方取引人の負擔で



ある。以上の各場合に於ては取引所は買方取引人に對し一時物件の預證を交付して受渡を結了せしめる。

尙記名有價證券に委任狀を添付して受渡を爲したる場合に於ては、其權利を買主に移轉せしめる迄の手續は賣方取引人が責任を負はなければならない。而して右の責任は記名書換停止中の期間を加算せずして受渡後一箇月を経過すれば解除せられる。然し乍ら若し受渡に供せられたる證券に付き取引所が偽造若しくは變造其の他の瑕疵ありと認めたる場合に於ては、右期間を経過したる後と雖も賣方に對して受渡證券の差換を命じ得る事は勿論である。

## 二、錢鈔の受渡

錢鈔現物の受渡は賣買のあつた即日之を行ふのが原則であつて午後二時半以後の賣買に就いては翌日の受渡となつてゐる。現物取引の賣買當事者は其の旨を取引所に届出であるから、信託に於ては之を帳簿に寫し取つて置き、賣方に於て當該物件を提供し來つた時に小切手を振出して立替支拂ひ、買方に於て代金を提供して來た時に其の物件を交付して此處に受渡を完了するのである。先物取引に於ては受渡期日前日の前場にて締切り、受渡標準値段に依つて總代金を計算し期日正午迄に夫々代金及物件を提供せしめて受渡を結了するのであるが、金錢の受渡は信託に於て爲さず正隆銀行其他に代行せしめてゐる。而して右正式受渡の他に受渡期日の前日迄に賣買双方連署を以て届出づれば合意受渡も爲す事が出来るのであるが、若し同種類同期限の受渡中違約者があつた場合には其の合意受渡は無効である。尙受渡標準値段と賣買當日の帳入値段との差額は期日正午迄に受授するのである。

## 三、重要物産の受渡

現物取引の受渡に就いては第四節第一款に於て大略述べたから此處には先物に就いて述べる事とする。先づ受渡の場所であるが物件が物件である丈に信託會社に於て行ふと言ふ譯には行かない。只大連取引所に於ける大豆、豆粕に

就いては滿鐵混合保管品を受渡物件にしてゐるから、證券の受渡に依つて直ちに受渡が出来るのであるが、高粱、包米等は大連市内に現存し、滿鐵其他信託會社が承認したる倉庫業者の保管に係り且つ火災保險に附したるもの限り受渡物件とし、尙若し滿鐵の保管に係る野積品にして商法第四一一條又は其の他の事由に依り一般に火災保險を解除され又は同一事情の下に火災保險を附する事を得ざる場合に於ては、百斤に付金四錢の値引を以て無保險物を受渡に供する事を得るから（尙野積品に對しては所有者に於て任意に火災保險を附したる場合と雖も無保險物と見做して受渡を爲す）各夫等の指定倉庫を受渡場所とするのであるが、現在に於ては滿鐵の埠頭構内を受渡場所としてゐる。豆油は油坊院内に於て受渡が爲される。其他沿線各取引所に在つては、滿鐵驛構内及び滿鐵附屬地内の糧棧及油坊を受渡場所としてゐるが驛構内を原則としてゐるから糧棧又は油坊に於て受渡を爲す場合に於ては驛迄の運搬賃は賣方の負擔としてゐる。以上の各場合同一箇所に於ける在荷の數量は賣買單位以上なる事を要する。

次に受渡決済方法の大略を述べれば、受渡期日正午迄に賣方からは信託會社の承認した倉庫業者の倉庫證券、又は物件の種類、數量、保管場所、貯藏番號、所有者の氏名及び現に擔保權の目的物にあらざる事を明記し且信託會社の承認したる二名以上の保證人の保證したる在荷證書にして自己の處分し得べきものを信託會社に提供し、買方からは受渡標準値段に依り計算したる總代金を信託會社に提供するのである。而して買方が二名以上あつた場合には、信託會社は受渡期日に抽籤を以て各自の受取るべき物件及び賣方を定め、買方が此の抽籤に應じない場合には信託會社が代つて之を爲す。若し買方同志が合意して其の受渡物件を交換しようと思へば賣買双方より信託に届出でて之を爲す事が出来るのである。以上の如く抽籤に依り賣買相手方が決定すれば、信託會社は買方には其の受取る可き物件に對する倉庫證券又は在荷證書を交付し、賣方には其賣買數量に對する全部又は一部の見積代金を交付するのである。現在公



主領に於けるが如く前検査に合格したる受渡物件を有する賣方には賣買總代金を交付するものもあるが後述するが如く提供物件が不合格になつた場合又は數量不足の場合に備へる爲多くは見積代金を交付するに止めてゐる様である。若し賣方が提供したる受渡物件が不合格及び數量過不足である場合には如何にするかと言ふと、大連、四平街、公主嶺取引所に於ては提供物件が不合格となつた場合には、信託會社に於て通知を發した翌日から三日以内に取換へしめ、該差換品が再び不合格となつた場合には更に其通知を發した翌日から二日以内に差換を爲さしむるのである。而して此の第二回の差換後猶不合格品があり、其割合が其賣方受渡數量の百分の三十又は其以内なる時は、其部分に對しては受渡標準値段を以て計算した代金の百分の七に相當する金額を賣方から差出さしめ之を買方に交付するのであるが、此の場合賣方が見積代金を遅滞なく返還せず又は損害補填金を差出さない時は、信託會社は其受渡物件を入札に附して賣却し賣方の負擔に歸すべき金額に充當するのである。一方買方に於ては差換を要すべき場合其差換通知の翌日から二日以内に差換を要すべき倉庫證券又は在荷證券を信託會社に提出せねばならぬのであるが、若し故意に之を提出しない時は其部分を合格品と見做し最低の格付に依り受渡を爲さしめるのである。次に過不足の場合であるが、過不足數量が賣方の同種類受渡總數量の百分の三又は其以内なる時には其過不足數量に對しては受渡標準値段を以て決濟し、若し百分の三を超過した時には信託會社に於て其過剩部分を指定して賣方に返還し、其不足部分に就ては通知を發した翌日から二日以内に賣方に補填せしむるのであるが、此等の場合賣買双方に合意があれば適宜の方法を以つて結了せしめても差支へない。

開原及長春取引所に於ては、賣方の提供した物件に不足又は不合格品のあつた時は、信託會社が之を決定した日の翌日から起算して五日以内に之が填補をしなければならぬ。若し賣方が其填補をしない時には初めから違約と見做される。但し其全數量に付三分以内の過不足又は不合格品のあつた場合には、賣買當事者双方の合意に依り其部分の割合に應じて標準値段を以て之を計算し受渡を結了せしめても差支へない。

更に受渡懸案中に於ける該物件の減失又毀損を如何に取扱ふかと言ふに、滿鐵混合保管品以外の受渡物件に就ては賣方が證券を提供したる後、物件の検査及計量を終らない以前に其物件が減失又は毀損した爲に不合格となつた時は其の減失又は毀損は賣方の負擔とし、混合保管品に就ては、其證券を提供したる後、信託會社の定むる所に依り抽籤を終らない以前に生じた減失又は毀損は賣方の負擔とするのであるが、此等の孰れの場合に於ても、其減失又は毀損が賣方の責に歸すべからざる事由に依り生じた時は、賣方は受渡物件の検査及計量を終りたる旨の通知を受け、又は抽籤の終つた翌日までに其減失又は毀損物件の賣買單位毎に之が履行を拒む事が出来る。信託會社は右の場合賣方の責に歸すべからざる事を認めた時には、賣方の爲す履行拒絶を認容し其旨を賣買双方に通知し、買方からは當該倉庫證券又は在荷證券を、賣方からは見積代金を返還せしめるのであるが、受渡の履行を拒み得る部分は各賣買單位とし右は受渡標準値段を以て決濟するのである。大連取引所信託會社に於ては此の履行拒絶の場合と雖も若し買方が最低格付を以て該物件の引渡を要求したる場合には賣方は之が要求に應じなければならぬ旨規定してゐる。

大連取引所に於ける豆油の取引は相對賣買にして信託は清算を爲すのみにて其の擔保に任じないから受渡手續も從つて異にしてゐる。即ち先づ賣買契約成立した時に賣方は賣買單位毎に荷渡通知書を發行し其の相當欄内に賣買の要項を記入して信託に提出し、信託會社は之を帳簿に記入し且つ該通知書に檢印を爲したる後買方に交付しておくのであるが、受渡期日に至り荷渡通知書所持人たる荷受人は、當日の正午迄に該通知書を信託會社に提出し帳簿上の整理を受けたる後更に返付して貰ふのである。而して受渡期日前五日間の公定相場を平均したる受渡標準値段に依つて算



出したる受渡代金を引換に荷渡人から物件の引渡を受けるのであるが、(標準値段と各自の賣買値段との差金は受渡期日の午前中に信託會社に於て之が受拂を爲す)物件の受渡に就いては荷渡人は受渡期日から起算して七日以内に荷渡に必要な準備を爲したる後受渡物件の所在場所を指定して之を荷受人に通知し、荷受人は右の通知を受けたる翌日から起算して七日以内に受渡物件の引取を爲すべきであつて、荷受人が該物件の引渡を受けたる時は、荷渡通知書に其旨を記載して之を荷渡人に交付する。荷渡人は右の通知書を荷受人から受取つた時は之を信託會社に提出して、詰通知書表示の物件の受渡を完了した旨入帳を受けた後之を返還して貰ふのである。於是受渡は結了するのであるが若しも右の期間を経過するも猶受渡を完了しない時には賣買關係者から之を信託會社に届出づるのであるが、既述の如く信託會社は清算のみを取扱ひ擔保の責に任じないのであるから、右の旨を取引人組合に通知し適當の處分を待つのである。尙又受渡標準値段と各自の賣買値段との差金の差入を怠つた時には、信託會社は其の直接相手方との間に爲したる賣買に對する差金を支拂はない事にしてゐる。

以上は主として關東廳取引所に於ける重要物産の受渡に就いて述べたのであるが、安東取引所に於ける粟及び滿洲取引所に於ける米穀に就いては稍其の趣を異にするが故に左に其の受渡規程を摘録して参考に資する。

### 安東取引所粟受渡規程

#### 第一章 粟定期取引ノ受渡

##### 第一節 通 則

第一條 受渡ハ合格粟ノ受渡、未検査粟ノ受渡ノ二種トシ期日以前ニ於テ執行スルモノヲ早受渡ト稱ス

第二條 受渡地區ハ通常ノ場合安東一圓トシ受渡ノ場所ハ左ノ通トス

- 一 滿鐵安東驛及沙河鎮驛構内
  - 二 安東舊市街、新市街、六道溝及沙河鎮所在ノ倉庫
  - 三 前號ノ區域内ニ於ケル糧棧精穀工場並ニ穀物商店ノ倉庫若クハ構内
  - 四 滿鐵埠頭(南濱)税關埠頭(上濱)及本所ノ承認スル假置場
- 非常ノ場合本所ハ臨時受渡ノ地區及場所ヲ指定スルコトアルヘシ

第三條 受渡場所ノ基點ハ滿鐵安東驛構内トス

滿鐵埠頭(南濱)及其ノ附近ニアル滿鐵倉庫ハ之ヲ安東驛構内ト看做ス

受渡場所ニシテ基點以外ノ地ニ在ル場合賣方ノ負擔スヘキ運賃ハ本所別ニ之ヲ定ム

第四條 受渡期日ハ毎期月末日(十二月二十五日)トス但シ當日休業日ナルトキハ順次之ヲ繰上ク

第五條 受渡期日午前十一時迄ニ賣方ハ受渡物件ヲ代表スル證券ニシテ自己ノ處分シ得ベキモノヲ受渡粟明細書ト共

ニ、買方ハ受渡標準値段ニ依ル受渡代金ヲ本所ニ提供スヘシ

受渡物件ヲ代表スル證券ニシテ受渡ニ提供シ得ベキモノハ左ノ各種トシ之ヲ受渡證券ト稱ス

一 受渡期日ニ於テ荷受ケン得ヘキ鐵道貨物證券

二 本所ノ豫メ指定シタル又ハ本所ノ承認スル倉庫ノ倉荷證券

三 本所ノ豫メ指定シタル又ハ本所ノ承認スル糧棧、精穀工場若ハ穀物商店ノ預リ證書

受渡粟ハ火災保險ヲ附シタルモノナルコトヲ要ス



受渡證券及受渡粟明細書ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス但シ記載條件ヲ完備セサルモノト雖本所カ支障ナシト認ムルトキハ之ヲ受理シ日時ヲ指定シテ完備セシム

- 一 品名、荷印、袋數（合格粟ハ等級斤量ノ區別毎ニ各共ノ袋數）、保管ノ場所
- 二 亂袋、濡レ若ハ品傷ミアルトキハ其ノ袋數

受渡證券ハ受渡期日前六十日以内ニ發行シタルモノナルコトヲ要ス

本所ハ受渡證券ヲ受理スルニ先タテ現品ノ調査ヲ爲スコトアルヘシ

受渡標準値段ハ受渡期日前最近ノ帳入値段五箇ヲ平均シテ定ム但シ錢位未滿ハ四捨五入ス

受渡スヘキ建玉ノ帳入値段ト受渡標準値段トノ差額ハ營業細則第八十九條第二項ニ依リ受拂ヲ爲ス

第六條 受渡當事者カ受渡證券若ハ受渡代金ヲ受渡ノ時限迄ニ本所ニ提供セサルトキハ其ノ當事者ニ對シテ營業細則

第八章ノ規定ヲ適用ス

賣方ノ本所ニ提供シタル物件カ本規程ニ依リ受渡ヲ履行スル能ハサルモノナルトキハ其ノ部分ニ限り受渡ノ時限迄

ニ之ヲ本所ニ提供セザリシモノト看做ス

前項ノ場合共ノ物件カ買方ノ特定シタルモノナルトキハ其ノ買方ヲ被違約者トス

第七條 標準粟ハ毎年新穀期ニ於テ安東商業會議所々屬安東檢糧局（以下單ニ檢糧局ト稱ス）ニ依囑シテ該年度滿洲

產精白粟ヨリ之ヲ撰定セシメ本所之ヲ決定ス

本所ニ於テ必要ト認ムルトキハ隨時前項ノ手續ヲ經テ標準粟ヲ變更ス

新ニ撰定若ハ變更シタル標準粟ハ新ニ開始スル期月ノ賣買取引ヨリ之ヲ適用ス

受渡ニ供用シ得ヘキ滿洲粟ハ檢糧局検査合格品タルコトヲ要ス

第八條 格付表ハ毎年檢糧局ノ検査標準決定後檢糧局ノ意見ヲ徵シ本所之ヲ定ム之ヲ變更スルトキ亦同シ

格付表ヲ制定若ハ變更シタルトキハ之ヲ用ユヘキ期月ノ賣買取引開市前ニ市場ニ揭示ス

第九條 受渡粟一車ノ標準總斤量ハ風袋共四萬九千五百斤トス但シ現品ノ授受ニ付テハ麻袋ノ鐵筋青筋ノ區別ニ依リ

標準總斤量ヲ左ノ如ク定ム

鐵筋麻袋詰一車ノ袋數三百三十袋

一袋ノ標準斤量風袋共一百五十斤

此總斤量四萬九千五百斤

青筋麻袋詰一車ノ袋數二百八十五袋

一袋ノ標準斤量風袋共一百七十五斤

此總斤量四萬九千八百七十五斤

麻袋ハ新品ヲ用ヒ口縫完全ナルヲ要ス

第十條 受渡粟ハ一車ヲ一單位トシ受渡證券ハ一單位毎ニ一通ヲ原則トス但シ百袋以上ノ證券數通ヲ以テ一單位ニ充

ツルコトヲ得

受渡粟ハ一單位一堆積ヲ原則トス異種取合ノ場合ハ種別毎ニ堆積スルコトヲ要ス

第十一條 標準總斤量ニ超過セル受渡證券ヲ提供シタルトキハ其ノ超過部分ヲ賣方ニ返付スルコトアルヘシ返付スヘ

キ部分ハ本所之ヲ指定ス



第十二條 受渡證券面ニ記載シタル總斤量カ一車ノ標準總斤量ニ對シ百分ノ三以上ノ不足アルヲ許サス其ノ未滿ノ不足ニ對シテハ本所ハ日時ヲ指定シ之ヲ補充セシム

第十三條 營業細則第八十八條ノ二ノ抽籤ニ付テハ兩建玉ヲ除外ス但シ其建玉ニ付營業細則第八十條ニ依リ約定物件ノ提供ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニアラス

抽籤後受渡當事者ハ本所ノ承認ヲ經テ合意受渡ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ハ本規程ノ手續ニ依ラス當事者ノ申出ニ基キ受渡證券及受渡代金ノ交付竝ニ清算ヲ爲シ受渡ヲ結了ス

第十四條 本所ノ賣買取引ニ關聯シテ本所カ爲スヘキ受渡物件ノ検査竝ニ取引人ノ請求ニ依ル検査ハ之ヲ檢糧局ニ委託ス

取引人竝ニ賣買委託者ハ檢糧局ノ諸規程及同局ノ告示ニシテ市場内ニ揭示シタルモノハ之ヲ否認スルコトヲ得ス  
検査ニ依リテ損害ヲ生スルコトアルモ本所竝ニ檢糧局ハ其ノ責ニ任セス

第十五條 賣方ハ受渡粟ノ前検査ヲ請求スルコトヲ得

賣方カ當限ノ賣建玉ヲ指定シ其ノ物件ヲ代表スル證券ヲ本所ニ提供シテ受渡粟ノ前検査ヲ請求シタルトキハ本所ハ其ノ證券ノ受領證ヲ交付ス

本所ハ受渡粟ノ品質ニ變化ヲ生スヘキ虞アリト認メタルトキハ前検査ノ請求ヲ受理スヘキ期間ヲ制限シ又ハ之ヲ受理セサルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ第二項ニ依ラサル前検査合格粟ヲ受渡ニ提供スルモノアルトキハ之ヲ「未検査粟ノ受渡」ニ供用セシムルコトアルヘシ

第十六條 検査ノ料金ハ本所別ニ之ヲ定ム

第十七條 受渡粟ノ検査、格付、調査、認定其ノ他受渡ニ關スル本所ノ決定ニ對シテハ賣買双方トモ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第十八條 賣方カ受渡證券ヲ本所ニ提供シタル後買方ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ其ノ物件カ滅失又ハ毀損シタルトキハ左ノ各號ニ依リ損害ノ歸屬ヲ決定ス

一 賣方カ前検査合格物件ノ受渡證券ヲ提供シタル後營業細則第八十八條ノ二ノ抽籤ヲ終ル迄ノ間ニ於ケル損害ハ賣方ニ歸屬ス

二 賣方カ検査未済物件ノ受渡證券ヲ提供シタル後其ノ物件ノ検査ヲ終ル迄ノ間ニ於ケル損害ハ賣方ニ歸屬ス其ノ物件カ受渡不合格ト決定シタルトキハ其ノ後ノ損害ニ付亦同シ

三 検査未済物件ノ受渡證券ヲ買方ニ交付シタル後検査終了迄ノ間ニ賣方ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ生シタル損害ハ買方ニ歸屬ス

前項第一號第二號ノ場合本所ハ賣方ヲシテ其ノ物件ノ單位又ハ一部ノ代品ヲ提供セシム此ノ場合ハ第二十九條ヲ準用ス

第十九條 前條ノ事實カ賣方ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニヨリテ生シタルトキハ賣方ハ本所ノ承認ヲ經テ其ノ單位ノ受渡履行ヲ拒ムコトヲ得

營業細則第八十八條ノ二ノ抽籤終了前ニ於テ前項賣方ノ申出ヲ承認シタルトキハ其ノ賣玉ヲ受渡買方ノ全員ノ總買玉ニ按分シテ割當テ受渡標準値段ヲ以テ決済スルモノトス賣玉ノ割當ハ單位ニ止メ端數ヲ四捨五入ス過不足ヲ生シタルトキハ抽籤ヲ以テ決定ス



營業細則第八十八條ノ二ノ抽籤終了後第一項賣方ノ申出ヲ承認シタルトキハ其ノ相手タル買方トノ間ニ前項ニ依リ決済スルモノトス

前條第一項第三號ノ場合受渡代金ハ賣方ニ交付シ毀損シタル物件及保險金等受渡物件ニ代ルヘキモノハ買方ノ所得トス

前三項ノ場合受渡代金ノ百分ノ七ニ相當スル金額ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス但シ買方カ保險金等受渡物件ニ代ルヘキモノヲ受領スヘキ場合ニ於テハ之ト毀損シタル物件ノ評價トノ合計カ受渡代金ノ百分ノ九十三ヲ超過スルトキハ其ノ超過スル金額ヲ之ヨリ控除ス

第二節 合格粟ノ受渡

第二十條 受渡期日以前ニ檢糧局ノ検査ニ合格シタル受渡粟ハ本節ニ依リ受渡ヲ行フ但第十五條第三項ニ依リ本所カ未検査粟ノ受渡ニ供用スヘキモノト認定シタルモノハ此ノ限ニアラス

第二十一條 本節ニ依リ受渡ハ受渡粟ノ検査ヲ行ハス受渡證券及受渡粟明細書ト檢糧局検査報告トヲ照合シ其ノ検査等級ニ基キ格付ヲ定メ検査斤量ヲ以テ受渡斤量ト定ム

前項ノ決定ヲ終リタル後買方ニ對シテハ受渡證券及受渡粟明細書ヲ、賣方ニ對シテハ受渡代金ヲ交付ス又同時ニ賣買双方ニ對シテ過不足數量代金、格差金其ノ他受渡ニ關スル規程ニ依リ授受スヘキ金額ヲ清算シ剩餘金ハ之ヲ交付シ不足金ハ之ヲ差入シメテ受渡ヲ結了ス但シ受渡履行拒絶ノ部分ニ付テハ第十九條ノ手續ニ依リ別ニ之ヲ清算ス賣方又ハ買方ニ於テ前項ニ依リ本所ヨリ交付スル受渡代金又ハ受渡證券ノ受取ヲ拒ムトキハ其ノ拒ミタル時ヲ以テ之ヲ受取リタルモノト看做シ拒絶者ノ危險及計算ニ於テ本所之ヲ保管ス

第二十二條 買方ハ現品ノ對査ヲ爲ス爲本所ノ承認ヲ經テ前條受渡手續ヲ受渡期日ノ翌日(當日休業日ナルトキハ順次繰下ク)午前十時迄延期スルコトヲ得又延期シタル期間内ニ於テ更ニ現品ノ再検査ヲ請求スルコトヲ得再検査ノ請求ハ其ノ請求期間經過後、受渡證券交付後又ハ本所其ノ必要ナント認メタルトキハ之ヲ受理セス此ノ場合買方ハ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

本所カ再検査ヲ受理シタルトキハ其ノ物件ノ受渡手續ハ第三節ニ依ル

第二十三條 受渡物件ノ保管料並ニ保險料ハ受渡證券交付ノ當日迄ハ賣方ノ負擔トシ其ノ翌日ヨリ買方ノ負擔トス

第三節 未検査粟ノ受渡

第二十四條 受渡期日以前ニ檢糧局ノ検査ヲ受ケサル受渡粟ハ本節ニ依リ受渡ヲ行フ

第二十五條 受渡粟ハ第十四條ニ依リ検査ヲ行ヒ合格品ナルトキハ第二十一條ニ依リ受渡ヲ結了ス

検査結了前ト雖賣買双方ノ請求ニシテ相當ノ事由アリト認メタルトキハ本所ハ受渡證券並ニ見積代金ノ假渡ヲ爲スコトアルヘシ

前項並ニ未検査粟ノ早受渡ノ場合其ノ物件カ受渡不合格トナリタルトキハ本所ハ其ノ物件ノ格付ヲ最低格付、受渡斤量ヲ標準總斤量(風袋共四萬九千五百斤)トシテ第二十一條ニ依リ受渡ヲ結了ス但シ受渡當事者カ合意ヲ以テ任意清算スルコトヲ妨ケス

第二十六條 濡レ、品傷ミ、亂袋、一單位三十袋以内ノ不合格品、同シク包裝不合格ノ部分ハ第二十九條ヲ適用ス

第二十七條 受渡粟明細書ニ記載シタル場所カ實際ト相違スル場合ト雖本所カ相當ノ場所ト認ムルトキハ現狀ノ儘受渡ニ供用ス



積置場所カ不適當ナル場合ト雖本所カ相當ノ物件ト認ムルトキハ検査ノ當日ヲ除キ二日以内ニ適當ノ場所ニ變更セシメ若クハ適當ノ荷繰ヲ爲サシメタル上受渡ニ供用ス

第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル受渡粟ハ其ノ單位ヲ受渡不合格トス

- 一 格付範圍外ト決シタルモノ
- 二 包装不合格ナルモノ
- 三 標準總斤量ノ百分ノ五以上ノ不足アルモノ
- 四 濡レ、品傷ミ、亂袋、一單位三十袋以内ノ不合格品、同シク包装不合格ノ部分ノ差換ヲ命シタルモノ之ヲ履行セサルモノ
- 五 等級産年度ノ混積ノ仕譯又ハ差換、荷繰ヲ履行セサルモノ
- 六 檢糶局検査細則其ノ他ノ諸規程ニ依リ檢糶局カ検査ヲ拒絶若ハ停止シタルモノ
- 七 受渡粟明細書カ事實ト相違スル場合賣方ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ルト認メタルモノ

第二十九條 受渡物件カ受渡不合格トナリタルトキハ本所ニ於テ其ノ通知ヲ發シタル翌日ヨリ三日以内ニ差換ヲ爲サシム

差換品カ不合格ト爲リタルトキハ更ニ其ノ通知ヲ發シタル翌日ヨリ二日以内ニ差換ヲ爲サシム  
第二回ノ差換後尙不合格品アリテ其ノ割合カ其ノ賣方ノ本節ニ依ル受渡總數量ノ百分ノ三十又ハ其以内ナルトキハ其ノ不足ノ部分ハ受渡標準値段ヲ以テ決済スルモノトス且此場合不足部分ノ受渡代金ノ百分ノ七ニ相當スル金額ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス

第十九條第一項ニ依リ賣方カ受渡ノ履行ヲ拒絶シタル部分ハ前項ノ合格不合格ノ割合ヲ定ムル場合合格品ト看做ス  
差換若ハ補充其ノ他賣方ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ受渡終了ノ遲滞ヲ來シタルトキハ賣方ヨリ遲滞金ヲ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス  
遲滞金ノ額ハ一單位毎ニ受渡代金(格差金ヲ加減ス)ノ千分ノ五ニ遲滞日數ヲ乘シタル金額トス

第三十條 受渡物件ノ過不足數量カ一單位標準總斤量ノ百分ノ三以内ノ場合ハ其ノ過不足ノ部分ハ受渡標準値段ニ格差金ヲ加減シタル値段ヲ以テ決済スルモノトス但シ此ノ場合買方ハ一單位毎ニ標準總斤量以上ノ超過部分ニ付受取ヲ拒絶スルコトヲ得超過數量カ百分ノ三ヲ超過シタルトキハ本所其ノ超過部分ヲ指定シテ賣方ニ返付ス前項買方ノ拒絶シタル部分ニ付亦同シ

受渡當事者ハ本所ノ承認ヲ得テ超過若ハ不足部分ニ付返付又ハ填補ヲ爲サス合意受渡ヲスルコトヲ得此場合ハ第三十條ヲ準用ス

第一項ノ不足數量カ一單位ノ標準總斤量ノ百分ノ五未滿ナルトキハ其ノ不足ノ部分ハ受渡標準値段ニ格差金ヲ加減シタル値段ヲ以テ決済スルモノトス且此場合其ノ不足部分ノ受渡代金ノ百分ノ五ヲ賣方ヨリ差出シメ之ヲ買方ニ交付ス

第三十一條 受渡當事者ハ本所ノ承認ヲ經テ受渡不合格ノ粟ニ付合意受渡ヲ爲スコトヲ得此場合ハ第十三條ヲ準用ス

第三十二條 受渡物件ノ保管料並ニ保険料ハ検査終了ノ日迄ハ賣方ノ負擔トシ其ノ翌日ヨリ買方ノ負擔トス

第三十三條 第二十七條ノ荷繰第二十九條ノ差換ノ期間ハ休業日ヲ算入セス

第四節 早 受 一 渡



第三十四條 當限ノ賣方買方ハ其ノ合意ニ依リ本所ノ承認ヲ經テ受渡期日前早受渡ヲ爲スコトヲ得

檢糶局検査合格粟ヲ有スル賣方ハ早受渡ノ相手方ヲ求ムル爲檢糶局検査見本ヲ市場内ニ陳列スルコトヲ得

第三十五條 早受渡ノ賣方ハ受渡證券及受渡粟明細書ヲ、買方ハ受渡代金トシテ最近ノ帳入値段ニ依ル金額ヲ本所ニ

提供スルモノトス此ノ場合合格粟ニ付テハ第二節、未検査粟ニ付テハ第三節ノ規程ヲ準用シ隨時之カ受渡ヲ行フ

早受渡ノ受渡代金ト其ノ元建帳入値段ニ依ル約定代金トノ差額ハ本所ノ指定スル日時迄ニ本所ニ於テ受拂スルモノ

トス

第二章 粟現物取引ノ受渡

第三十六條 受渡ヲ爲スヘキ日カ休業日ニ當ルトキハ順次之ヲ繰下ク

第三十七條 受渡ノ場所ハ受渡當事者ノ合意ニ依リ本所ノ承認ヲ經テ其ノ賣方又ハ買方ノ店舗、倉庫其ノ他ノ場所ヲ

以テ之ニ當ツルコトヲ得

第三十八條 受渡期日ノ午後二時迄ニ賣方ハ受渡證券ヲ本所ヲ經テ其ノ買方ニ交付シ買方ハ受渡代金ヲ本所ヲ經テ其

ノ賣方ニ交付スルモノトス

前項ノ場合賣方カ第五條第二項第三號ノ預リ證書ヲ買方ニ交付シタルトキハ其ノ賣渡代金ハ買方ヨリ現品ノ受領ヲ

完了シタル旨ノ届出アリタル後之ヲ賣方ニ交付ス但シ受渡ヲ爲シタル日ヨリ起算シ七日以内(第七日目カ休業日ニ

當ルトキハ順次之ヲ繰下ク)ニ現品受領完了ノ届出ナキトキハ之ヲ完了シタルモノト看做ス

第三十九條 賣方カ現品ヲ代表スル證券ヲ買方ニ交付シタル後其ノ目的物件カ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ損害ハ

買方ニ歸屬ス但シ其ノ滅失又ハ毀損ノ事由カ賣方ノ責ニ歸スヘキ場合ハ此ノ限ニアラス

第四十條 粟ノ定期取引受渡ニ關スル規程ハ其ノ抵觸セサルモノニ限り之ヲ粟ノ現物取引ノ受渡ニ準用ス 以上

滿洲取引所に於ける米穀受渡規程

第三十八條 受渡ニ供スル物件ハ火災保險ヲ附シタルモノニ限ル但シ南滿洲鐵道株式會社ノ保管ニ係ル野積品ハ商法

第四百十一條又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ一般ニ火災保險ヲ解除サレ又ハ同一事情ノ下ニ火災保險ヲ附スルコトヲ得サ

ル場合ニ於テハ合意ニ依リ相當ノ値引ヲ以テ無保險物ヲ受渡ニ供スルコトヲ得

第三十九條 受渡場所左ノ如シ

一 米穀買入ノ物件ハ南滿洲鐵道株式會社奉天驛倉庫又ハ本所ノ指定シタル場所

二 前號ノ他開原鐵嶺撫順ニ於ケル本所ノ指定セル倉庫

第四十條 受渡物件ニ用ユル衡器又ハ量器ハ本所之ヲ選定ス

第四十一條 受渡物件ハ一箇所毎ニ其ノ在荷高カ賣買數量ノ一單位以上ニシテ一單位ハ同一銘柄同一年度タルコトヲ

要ス

第四十二條 受渡ハ受渡期日ノ正午迄ニ賣方ヨリハ本所指定倉庫ノ倉庫證券若クハ本所ノ承認シタル二名以上ノ保證

アル在荷證書ニ其ノ物件カ他ノ擔保ノ目的物ニアラサルコト並ニ物件ノ種類數量保管ノ場所所有者ノ氏名ヲ記載シ

之ヲ本所ニ提供セシメ買方ヨリハ受渡前五日間ノ公定相場ヲ平均シタル標準値段ニ依リ計算シタル總代金ヲ本所ニ

提供セシムルモノトス但シ買方ノ提供シタル現金證據金ハ之ヲ總代金ニ充當スルコトヲ得

前項ノ標準値段ト賣買當日ノ公定相場トノ差金ハ前項ニ定メタル日時迄ニ之ヲ差入レシメ又ハ支拂フモノトス



受渡ニ付買方二名以上アルトキハ受渡定刻ニ至リ抽籤ヲ以テ各自ノ受取ルヘキ物件及買方ヲ定ム但シ違約者アリタルトキト雖モ受渡物件ノ提供アリタルモノトシテ其ノ當事者及數量ヲ定ム

前項ノ抽籤ニ應セサルトキハ本所代リテ其ノ抽籤ヲナス

買方ハ抽籤後ト雖モ本所ノ承認ヲ經テ他ノ買方ト合意ノ上受渡物件ノ交換ヲ爲スコトヲ得

前三項ノ手續ヲ了シタルトキハ買方ニハ其ノ受取ルヘキ物件ニ對スル倉庫證券又ハ在荷證書ヲ交付シ賣方ニハ其ノ

賣渡數量ニ對スル全部又ハ一部ノ見積代金ヲ交附ス

見積代金ノ割合ハ本所之ヲ定ム

第四十三條 前條ノ手續ヲ了リタル日ノ翌日ヨリ検査員及賣買者双方立會ノ上其ノ品位ヲ検査シ辨廻シテ定メ受渡ヲ

終了ス但シ雨雪其ノ他ノ故障ニ依リ差支アルトキハ順延ス

渡方受方双方承諾ノ上受渡手續ノ全部又ハ一部ヲ省略シテ受渡ヲナサムトスルトキハ双方連署シテ其ノ旨ヲ本所ニ

届出ツヘシ本所其ノ届出ニ不都合ナシト認メタルトキハ直チニ之カ受渡決算ヲナス此ノ場合ニアリテハ検査料ノ半

額ヲ渡方ニ負擔セシム

第四十四條 賣方ノ差入レタル一口ノ受渡備米ニ對シ買方二名以上ニ亙ルトキハ其ノ積入ニ付區分ヲナシ抽籤ヲ以テ

買方ニ對スル渡米ヲ定ム此ノ場合ニハ倉庫證券ノ分割其ノ他ニ要スル費用ハ賣方ノ負擔トス

第四十五條 本所ノ爲シタル検査計量ノ決定ニ就テハ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第四十六條 第四十三條ノ検査計量ヲ了シタルトキハ賣買證據金過不足數量ノ代金格差金其ノ他受渡ニ關スル規定ニ

依リ交附スヘキ金額ヲ差引計算シ剩餘アレハ交附シ不足アレハ之ヲ差入レシム

第四十七條 受渡米ニシテ不合格トナリタルトキハ二日以内ニ差換又ハ仕譯ヲ爲サシム此ノ差換又ハ仕譯ハ通シテ二

回ヲ限リトス

不合格ト認メラレ差換又ハ仕譯ヲ命セラルルコト二回ニ及フモノハ受渡値段ノ五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ賣方ヨ

リ差出サシメ之ヲ買方ニ交附ス

差換又ハ仕譯カ受渡數量ノ百分ノ十未満ノ不足制限内ニ通算シ得ヘキトキハ受渡値段ヲ以テ計算シ其ノ受渡ヲ結了

セシム但シ此ノ場合ニ於テハ其部分ノ數量ニ對シ受渡値段ノ半額ニ相當スル金額ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ

交附ス

不合格トナリタル受渡米ニ就キ差換又ハ仕譯ヲナササルトキハ始メヨリ受渡ノ履行ヲナササルモノト看做ス

第四十八條 受渡ハ總數量百分ノ十以上ノ不足アルヲ許サス百分ノ十未満ハ受渡値段ヲ以テ計算シ其儘受渡ヲ結了セ

シム但シ不足ノ部分ニ付受渡値段ノ五十分ノ一ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交附ス

總數量百分ノ二未満ノ過剩ハ受渡値段ヲ以テ計算シ其儘受渡ヲ結了セシム總數量百分ノ二以上ノ過剩アリタルトキ

ハ過剩ノ分全部ヲ賣方ニ返附ス其ノ返附スヘキ部分ハ本所ノ指定ニ依ル

第四十九條 受渡執行中天然其他不可抗力ニ依リ損傷滅失又ハ受渡不能トナリタル場合ニ於ケル損害ノ負擔左ノ如シ

一 辨廻シ終了前ニ係ルモノハ賣方ノ負擔トス

二 辨廻シ終了後ニ係ルモノハ買方ノ負擔トス

但シ辨廻シ終了後ト雖モ不合格米ニ係ルモノハ賣方ノ負擔トス

前項ノ場合完全ナル部分ニ就テハ受渡ヲナスモノトシ故障ニ因ル不足ノ部分ニ對シテハ賣方ハ其ノ受渡ヲ拒ミ又ハ



之ヲ補充シテ受渡ヲナスコトヲ得之ニ對シテハ買方ハ異議ヲ唱フルコトヲ得ス但シ補充ヲナサムトスルトキハ直チニ其ノ旨本所ニ届出ツヘシ

第五十條 受渡米ニ就テハ枴廻シ終了迄ノ保管審査倉出シ枴造リ等ノ費用ハ賣方ノ負擔トシ枴廻シ終了後ノ諸費用ハ買方ノ負擔トス

第五十一條 受渡備米ニシテ左ニ該當スルモノハ其ノ一單位ヲ不合格トス

- 一 備米ニシテ一單位ニ年度違ヲ混入セルモノ
  - 一 備米ニシテ一單位中ニ銘柄違ヒヲ混入セルモノ
  - 一 亂俵又ハ濡澤手其ノ他ノ損傷米ヲ混入セルモノ
  - 一 備米ニシテ一單位ノ平均格付カ水稻精白米ニアリテハ格下金三圓陸稻精米ニアリテハ格下金二圓ヲ超スモノ
- 但シ洋建ノ賣買ニ係ルモノハ格下額ヲ受渡當日ノ金對洋ノ公定相場ヲ以テ換算シ金勘定ニ依ルモノトシ金對洋ノ公定相場ハ奉天取引所相場引値トシ引値ナキトキハ順次繰上ケ若シ同所ノ公定相場設定ナキトキハ當所ニ於テ之ヲ定ム

第五十二條 受渡米ノ包装制限左ノ如シ

- 一 備米ノハ新収ヲ用ヒ三斗詰メトシ掛繩ハ四分繩ヲ用ヒ横ニケ所縦ニケ所ヲ正則トス
  - 一 備米ノ麻袋ハ鐵筋新麻袋ヲ用ヒ六斗二升入トシ折込ミ口縫ヒ耳ナシトシ縫糸ハ新麻糸五本捻リ二本掛ニシテ縫目ハ一寸縫ヒ二十目以上トス
- 前號ノ掛繩一ヶ所ニテモ少ナキモノ又ハ古麻袋異種麻袋（一空迄トシ二空以上ハ許サス）及色付破損其他粗雜ナ

ルモノハ改装料ヲ賣方ニ於テ負擔スヘシ其ノ金額ハ立會人之ヲ指定ス

第五十三條 受渡容量査定ハ左ノ割合ニ依リ抽籤ヲ以テ廻俵ヲ選定ス

- 一、五十呎以内 七呎
- 一、百呎以内 十呎
- 一、二百呎以内 十五呎
- 一、三百五十呎以内 二十呎
- 一、五百呎以内 二十五呎

以上五十呎ヲ増ス毎ニ二呎ヲ増ス但シ受渡双方ニ於テ合意ノ上廻俵ノ數ヲ減シ受渡ヲ迅速ナラシムルトキハ此ノ限ニアラス

前項ニ依リ選定シタモノヲ秤量シ其ノ平均重量ヲ査定シタル後左ノ方法ニ依リテ容量査定ヲナシ其ノ平均容量ヲ總呎數ニ乘シ總石數ヲ算定ス

枴廻ハ檜臺一斗枴ニシテ斛枴前引ノ用法ニ依リ小枴ハ一升、五合及五勺枴ヲ用ヒ片手前引ノ方法ヲ以テ勺位迄公平ニ枴量シ其ノ平均容量ヲ總呎數ニ乘シ勺位ヲ四捨五入シテ合位ニ止メ總石締ヲナス秤量及枴ハ本所備付ノモノニシテ日本枴及日本秤トス但シ秤量ノ際選出廻俵中ニ平均重量ノ十分ノ九ニ充タサルモノアルトキ又ハ改装料ヲ要スヘキモノアルトキハ此ヲ除斥シ更ニ代用廻俵ヲ選出ス

枴廻シ前ノ團扇使用ハ一回限トシ斗量ノ終リニ於テ散布シタル殘米ヲ集メ再煽ス

第五十四條 受渡米ニ限リ期間前審査ヲ受クルコトヲ得

第五章 取引所に於ける賣買取引



前審査ノ際ハ賣買者双方又ハ仲買人組合立會ノ上ニ執行シ其終了品ニ對シテハ積入ノ區劃ニ細張り封印シ又ハ倉庫ノ扉ニ封印ヲナス封印ハ組合並ニ賣買者双方ニ於テ之ヲナシ且ツ倉庫證券ニ其ノ旨記入スヘシ  
前項ノ前審査ヲナシタルモノハ第四十二條ノ規定ニ依ラスシテ受渡ヲナシ得ルモノトス但シ前審査ノ有効期限ハ左ノ期限内トス

自五月 至九月 十五日間

自十月 至四月 一ヶ月間

若シ此ノ期間内ニ變質其ノ他異狀ヲ生シタル疑アリト認メタルトキハ再審査ヲナスコトアルヘシ

第五十五條 受渡ノ爲メニスル審査手数料トシテ左ノ金額ヲ受渡双方ヨリ徴收ス前審査ノ際モ本條ニ準ス

審査手数料八十石ニ對シ金五十錢トス但シ奉天以北ノ地ニ於テ受渡米ヲ備ヘントスルトキハ其ノ運賃諸掛費並ニ受渡ニ要スル費用ノ實費ヲ渡方ヨリ徴收ス

第五十六條 本章ニ規定ナキモノハ從來ノ慣習ニ依ル

以 上

次に受後標準品及び検査格付に就いて述べれば、受後標準品は大連に於ける大豆、豆粕及び長春の大豆を除けば、公主嶺、四平街、開原等毎年一回其の地方に出廻る普通品より標準品を選定する所謂「隨年大路」の制である。然し乍ら右標準品は一定不變のものではなく、必要に應じては隨時變更し得るものである。以下各取引所に就いて受渡標準品及び検査格付を述べれば、大連取引所に於ける大豆の標準品は滿鐵混合保管一等品と定め、同特等品は格上同一等級品は格下とし其の間現在に於ては鈔票七錢の格差を設けてゐる。豆粕は混合保管品を受渡物件に供してゐるが等級

はない。豆粕は相對賣買であるから勿論當事者雙方の定むる處に従ひ、高粱及包米は大連に出廻る普通品を標準品と定め、合格品を上下各四階級宛に分ち現在其格差を高粱に在りては鈔票五錢、包米は八錢と定めてゐる。而して受後する場合には受後物件の品質を検査し格上又は格下何等品に當るかを決定し格差金の受授を爲さしむるのは言ふまでもない。

開原に於ては其年開原に出廻る普通品より標準品を定めるのであつて、大豆に在つては屯積大豆より一種類の合格品を定むるのみであるが、高粱に在つては黒穀兒最上品及び紅穀兒普通品を標準品と定め尙上下に二階級宛の格上格下を作り格差を奉票三十仙と定めてゐる。

四平街取引所に在りても、大豆高粱共其年普通品を標準品とし之に對し格上一、格下一を定め、其の格差金は大豆に在りては奉票十五仙、高粱に在りては奉票十仙である。尙最近初められた粟に就いても其の種類五十幾種にも上る多様な中から一定の標準品を抽出するのは極めて困難な事で、従つて當局の最も苦心した點であるが結局合格品を一等、二等、三等に三大別し更に一等を三階級に、二等を五階級に、三等を七階級に即ち都合十五階級に分つたのである。而して受渡標準品は各等の中級品を以てし（即ち一等は二級品、二等は三級品、三等は四級品）各級間の格差は金三錢としたのであるが一二等は各別箇に賣買さる可きであつて他等品を以て受渡に代用する事を禁じてゐる。

公主嶺に於ても年々出廻る大豆八十種、高粱六十種の中より一二三等の三階級に分ち二等品を標準品として格上格下は代用に供する事を得、其の格差は大豆奉票二十五仙、高粱同十五仙と定められてゐる。長春に於ては大豆混合保管一等相當品を標準品とし夫れに上下各一階級宛の格差品を認めてゐる。

安東取引所に於ても粟の受渡標準品及び格付には少なからず惱まされたのであるが結局左の七階級及び各級間の格



差金を決定したのであるが、本所に於ては各等皆格差金の受授に依つて受渡に代用し得る點に於て四平街取引所に於ける粟の格付と異なる。

特等	金十錢格上	一等青印	標準品
一等赤印	金十錢格下	二等青印	金二十錢格下
二等赤印	金三十錢格下	三等青印	金五十錢格下
三等赤印	金七十錢格下		

以上標準品は各取引所に於て之を保管し何時にても取引人其他の閲覧に供し、信託會社等にも分配して保管せしめてゐる。尙以上述べた各取引所の取引物件に對する格差金は呼値の單位に就いてである。

次に受渡物件の検査は一般に乾燥の程度、色澤の良否、粒形の整不整、虫蝕の有無、夾雜物の多少、調整の如何等を考慮して其優劣を判別するのであるが大體に於て

- 一、標準品と品質同等と認むるもの及其品質に優劣あるも標準品に對して格差を附するを要せずと認むるもの
  - 二、標準品より品質優良なるも格差表の範圍内若くは其以上にありと認むるもの
  - 三、標準品より品質劣等なるも格付表の範圍内にありと認むるもの
- を合格品とし其の他を不合格としてゐる。而して検査の方法は、大連に於ける大豆、豆粕は混合保管品であるから問題は無いが、高粱及び包米等は現在滿鐵埠頭事務所に委託して賣方に検査料を負擔せしめて一車(三五〇袋)の中から一割内外を抽出し前項の標準に照し検査せしめてゐる。尙大連に於ける大豆は證券記載の斤量から麻袋斤量として各袋に就き二斤を控除したるものを正味斤量として受渡し、豆粕に就いては其の渡方は渡高の一割に限り混合保管検査

に依る斤量不足品(千枚に付三百斤以内)を其入庫後三十日以内に於て受渡に提供し得る事してゐる。而して其提供品は千枚を單位とし端數は之を切り捨てるのであるが、六千枚から九千枚までの賣方は特に千枚を提供し得る。但し此等の不足品を提供する場合には、標準物に對して一枚に就き鈔票三錢の格下としてゐる。

沿線各取引所に於ては所長が取引人中より其の總人數の半數以内に於て監査員なるものを選任し、該監査員は糧棧又は油坊の院内に囤積になつてゐるものを適宜抽出して前掲の標準に照して検査するのである。

安東取引所に於ける粟の検査は、商業會議所に附屬せる安東検査局に之を爲さしめてゐる。而して同局の検査は一俵裝検査 二、品質、乾燥検査 三、細密検査 四、夾雜物検査 五、重量検査の五項目に分ち、各項目による検査成績を標準に照して採點し、其平均點數によつて

九十五點以上—特等	自九十四點至八十五點—一等
自八十四點至七十五點—二等	自七十四點至六十點—三等

とし特等の外各等を二分して上位のものを青印とし下位のものを赤印として前掲の七つの格付表に當てはめ、六十點以下は勿論不合格品とするのである。尙同局の検査料は一袋に就き金三錢である。

#### 四、麻袋其他商品の受渡

大連株式商品取引所に於ける商品の取引は既述せる如く延取引にのみよつて賣買され、従つて其の受後は取引所と直接關係なく、商品信託會社を清算機關として組合規約に依り受渡を行つてゐる。今受渡に關する組合規約を擧ぐれば左の如くである。

#### 一、麻袋、綿絲布



第十三條 受渡期日ハ約定期日ノ午後二時限リトス

前項受渡期日カ休業日ナル時ハ延取引ニ在リテハ之ヲ前日ニ繰上ケ現物取引ニ在リテハ翌日ニ繰延ブルモノトス

第十四條 受渡期日前ト雖モ取引所ノ承認ヲ得タル場合ハ賣買者双方ノ合意ニ依リ受渡ヲ爲スコトヲ得

第十五條 同一組合員カ同一約定期ノ同一銘物ニ付キ賣方買方雙方ノ資格ヲ有スル場合ニ於テハ其對當數量ハ受渡ニ付キ提供シタルモノト看做ス

第十六條 受渡期日ニ於ケル證券ノ提供並ニ現金ノ納入ハ正午限リトス

第十七條 受渡ニ提供スヘキ證券ハ左記ノ通りトス

一、麻 袋

大連埠頭南滿洲鐵道株式會社倉庫發行倉荷證券ニシテ一證券面記載數量ハ二十五樞以下トス

前項麻袋倉荷證券ニハ受渡月日及賣渡人ノ記名捺印ヲ要ス

二、綿糸布

大連埠頭南滿洲鐵道株式會社倉庫及大連市内ニ於ケル大連起業倉庫、福昌公司倉庫部、大連倉庫、南滿洲倉庫建  
物株式會社ノ發行倉荷證券トシ各證券一通ノ記載數量ハ綿糸小俵五十樞綿布二十五俵以下トス

但シ現物取引ニ在リテハ買方ノ承認ヲ得タル時ハ前記倉庫發行ノ荷渡指圖書ヲ以テスルモ又其他ノ場所ニ變更スルコトヲモ得

第十八條 提供倉荷證券附帶倉敷料又其他諸掛金ハ取引所ヨリ交付スル計算書ニ記載ノ上該金額ヲ添ヘ證券ト共ニ提供ナスベシ

第十九條 綿糸布取引ニ於テ該受渡物件カ其製造工場ノ罷工、閉鎖、其他重大事件ニ依リ製造中止トナリ其タメ受渡不能ニ歸シタル際ハ賣買當事者合意解決ス可ク若シ相互協議不調ノ場合ハ組合委員會ノ定ムル時價ニ依リテ解決ヲナス

但シ組合委員會ハ事件勃發當時ノ時價ヲ主トシテ解合値段ヲ定ム

第二十條 受渡物件ニ關スル故障アリタル場合ハ賣買者雙方ニ於テ協定シ協定調ハザル時ハ組合委員會ノ裁定ニ依ル

第二十一條 延取引受渡物件ニ付賣方ノ責任ハ受渡日ヨリ起算シ二十日ヲ經過シタル時ハ之ヲ免除ス麻袋及綿糸布ノ奥地ヘ積出ノ分ハ大連埠頭構内ヲ離レタル以後ノ損害ニ對シテハ賣方ハ其責ニ任セス

但シ大連埠頭構内積出以前ニ生シタル瑕瑾貨物ナルコト明瞭ナル場合ニ限り滿鐵又ハ其ニ代フル當事者ノ損害證明書アル分ニ對シテハ賣方ハ其責ニ任スルモ其ニテ解決セサル場合ハ本組合委員會ニ於テ仲裁ノ勞ヲ取ルモノトス

第二十二條 受渡物件ニシテ全部鐵帶ナキモノハ不合格品トス

二、麥 粉

第二十條 受渡期日ハ約定期日ノ午後二時限リトス

前項約定期日カ休業日ナルトキハ延取引ニアリテハ之ヲ前日ニ繰上ケ現物取引ニアリテハ翌日ニ繰延フルモノトス

第二十一條 受渡期日前ト雖モ取引所ノ承認ヲ得タル場合ハ賣買者雙方ノ合意ニ依リ受渡ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 受渡場所ハ大連埠頭南滿洲鐵道株式會社倉庫トス

但シ買方ノ承認ヲ得タルトキ現物取引ニアリテハ其他ノ場所ニ變更スルコトヲ得

第二十三條 受渡ハ約定期日ノ正午マテニ賣方ハ前條ニ定メタル倉庫ノ發行セル倉庫證券ヲ買方ハ受渡代金ヲ提供シ



テ之ヲ爲ス

但シ現物取引ニアリテハ買方ノ承認ヲ得タルトキハ前條ニ定メタル倉庫ノ發行セル荷渡指圖書ヲ提供シテ之ヲ爲スコトヲ得

前條ニ規定セル賣方ノ提供スヘキ倉荷證券ハ入港陸揚又ハ到着後四箇月ヲ超エサルモノトス

第二十四條 受渡物件ハスヘテ正袋トス

但シ止ムヲ得サルトキハ賣買者双方ニ於テ協定シ協定調ハサルトキハ組合委員會ノ裁定ニ依ル

第二十五條 買方ハ倉荷證券ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ二箇月以内ニ庫出ヲ完了スルコトヲ要ス

看買料ハ賣方ノ負擔トシ庫出料ハ買方ノ負擔トス

第二十六條 受渡物件ニ付賣方ノ責任ハ庫出ト同時ニ之ヲ免除ス

但シ受渡物件中品質ノ相違セルモノアルトキハ庫出後三日間奥地發送ノ分ハ二十日間ヲ限度トシテ賣方ハ其責ニ任スルモノトス此場合ニ於テ買方ハ組合委員會ノ承認スヘキ證明書ヲ提供スルコトヲ要ス

第二十七條 取引人カ同一約定期日ノ同一銘柄ニ付賣方買方双方ノ資格ヲ有スル場合ハ其對當數量ハ受渡ニ付提供シタルモノト看做ス

第二十八條 受渡トシテ賣方カ倉荷證券ヲ買方ニ交付シタル日マテノ倉敷料ハ之ヲ賣方ノ負擔トス

## 第八節 違約處分及び賠償

取引人が取引所に於て爲せる賣買取引に對して爲す違約に二つの種類がある。一は受渡違約であり他は中間違約で

ある。受渡違約として處分さるゝものは普通受渡に就き其全部又は一部を履行せざるものであつて即ち受渡期日に到り賣買當事者たる取引人が買方なる時は其の引取るべき目的物の代金を、賣方なる時は其の提供すべき目的物を完全に取引所又は信託に差出さるるを言ふ。中間違約とは賣買契約成立の時から受渡期日に至るまでの中間に生ずる違約を指すのであつて受渡違約に含まざる總ての違約を言ふのである。

借之等違約物件に對する處分方法には、受渡玉決済法と建玉決済法の二つの種類がある。受渡玉決済法は違約物件の處分が受渡履行の上に係れる場合の處理方法を言ふのであつて主として受渡違約に依る處分方法を言ひ其の計算方法には 一、引受履行法 二、評價決済法 三、立替履行法 四、契約解除法の四方法がある。引受履行法と言ふのは其の違約玉を遲滞なく入札賣買又は糶糶賣買其他の方法に依り處分し、取引人中より違約物件の引受履行者を定め受渡を爲さしむるものであつて、評價決済法とは一定の評価委員を選び、標準値段を作製して該値段にて相互轉賣買戻したものと見做し契約を解除するのである。此の場合被違約者に對する差額賠償が供なふは後述する如くである。立替履行法は取引所が違約者に代つて立替へ自ら支出履行する方法で、賠償責任より見て最も完全なる方法であるが賣方違約の場合には實行困難である。契約解除法は受渡標準値段にて賣買の履行を爲すべき契約を根本的に解除するものを言ふのであつて被違約者の損失に對し賠償が供ふのは言ふまでもない。

建玉決済法は賣買契約の建玉にして、其の履行期即ち受渡期日に差しかゝらずして中間にあるものを處理決済する方法であつて、主として中間違約に依る處分方法を言ひ其の計算法には 一、轉賣買法 二、引受法 三、評價決済法の三がある。轉賣買法は他の取引人を選定又は指定して轉賣買戻を爲さしむる方法であつて、引受法とは入札賣買其他の方法により引受人を定め、取引所の指定したる値にて帳入届を差出さしむる方法と言ひ、評價決済法とは評



價委員を選定して其の違約數量を相手方の總數量に割當て、其の割當てを受けたるものは評價委員の定めたる標準價段にて帳入届を出す方法である。

借以上如何なる決済法に依るものと雖も違約を生じたる時は、取引所又は信託は之が賠償を行ふのであるが其の方法には 一、完全賠償法 二、差額賠償法 三、定率賠償法の三がある。完全賠償法は違約に供ふ相手方の損害を全部賠償する方法で違約が無かつたと同一の效果を得せしめる賠償法である。然し乍ら此の方法には其の實行上困難なる場合多く、殊に株式取引所よりも商品取引所に甚だしい。差額賠償法は評價決済法を用ひたる場合に對する賠償法で、評價委員が作製した標準價段と受渡標準價段との差額を賠償する方法である。定率賠償法は違約生じたる場合契約を解消し、一定の率を定め置き之に該當する金額を賠償する方法で、最も簡單ではあるが亦最も不完全なる賠償法である。

以上は違約處分及賠償に就いて一般的に述べたのであるが、以下各取引所及信託の實際に就いて述べる事とする。既に擔保制度の項に於て述べたるが如く、各取引所及信託の賠償責任は競賣買の方法に依る先物定期取引に限られてゐるから、勿論現物及び延取引に對する賠償の責任は無い譯であるが關東廳取引所に於ては各取引所規程中に其他に於ては營業細則中に現物及延違約の取扱方法が規定してあるから、其れに就いて述べる。

先づ關東廳取引所及び滿洲取引所に於ては、現物賣方違約の場合は受渡を爲さざる數量の賣買價額の百分の五に相當する金額、並びに賣買價格を受渡期間満了の日の次の立會日に於ける現物取引の同種同等の物件の公定相場に對比し、其の公定相場が賣買價額より高き時は其の差額を受渡を爲さざる數量に乗じたる金額、買方違約の場合は其の反對即ち百分の五に相當する金額と價額が低落した丈の差額を、違約者より被違約者に對して交付するのである。

大連株式商品取引所に於ては、原則として引受法に依り其の引受價段と違約當日の受渡標準價段若は各約定價段とを對比して損益を計算し、若し引受法を適用する事が出来ないか又は適用する事が公益上不適當と認められた場合は評價決済法に依り五名の評價委員を選定して決済價段を定めしめ、違約當日の受渡標準價段若は約定價段に對比して損益金を計算し、其の不足金に就いて取引所は違約取引人の定期取引の違約に關し生じたる剩餘金を限度として違約者に代つて被違約者に辨済してゐる。身元保證金中定期取引計算剩餘金に就いても前同様である。安東取引所に於ても此點は略同じく、孰れにしても現物及延取引に對しては賠償の責に任ぜず同一取引人の定期取引計算尻に剩餘金ある場合に限り、其の限度に於て辨済を爲すに止まる。

次に先物(定期)取引の違約處分及賠償に就いて述べる。先づ信託會社及び取引所が違約處分に附すべき場合は左の如くである。

- 一、賣買證據金の差入れを怠りたる時
- 二、身元保證金を代用證書又は代用證券にて差入れたる場合に信託會社又は取引所の都合に依り現金に引換ふ可き時  
此の現金を差入れざるか、又は代用價額を變更したる爲該保證金に不足を生じた時に指定期間内に代用し得べき證書又は證券の差入れを怠りたる時
- 三、清算差金、差損金又は手数料の差入れを怠りたる時
- 四、受渡期日に於て受渡物件、證券又は代金を差入れざる時
- 五、不合格品の差換及受渡物件の不足數量の填補を爲さざるか又は差換二回に及ぶも猶不合格品の割合が其の受渡數量の百分の三十を超過する時



## 六、其他受渡に關する規定に違反したる時

而して以上の各場合に於て如何なる處分及び賠償を爲すかを見るに、第一號より第三號即ち所謂中間違約の場合には、關東廳取引所及滿洲取引所に於ては信託又は取引所は他の取引人を指定して本人の名義を以つて其賣買物件の轉賣又は買戻を爲さしめる轉賣買法に依り、又は引受法により該物件を入札に附して引受人を定めて計算するのであるが、其の場合には賣方違約の時は其の入札値段の最低のものから、買方違約の場合には其入札値段の最高のものから順次其引受高を定むるのである。若し以上の二方法に依る能はざる時は評價決濟法に依り其違約數量を相手方の總數量に按分して之を割當て（大連取引所に於ては最終帳入の分から順次之を割當て、ある）最近四日間の（滿取では最近五日間）帳入値段を平均した値段を以て轉買又は買戻したものと見做して其損益を計算するのであるが、此の場合には平均帳入値段と被違約者の賣買當日帳入値段と比較し、被違約者に差損金あるも徴收せず差益金ある時は之を交付するのである。即ち差額賠償の方法を採用してゐると言ふ事が出来る。尙大連錢鈔信託に於ては原則として轉賣買法に依り、それに依る能はざる時は最近五日間の帳入値段の平均を以つて評價決濟法を採用してゐる。

大連五品及び安東取引所に於ては、轉賣買法に依るか若しくは引受法に依つて計算し、違約者の差損金は勿論取引所が支拂ふのであるが、轉賣買戻を爲さしむる爲に取引所が選定したる取引人に對しては違約者の計算を以て委託手数料より賣買手数料を控除したる殘額の半額を支拂つてゐる。

次に第四號乃至第六號の場合即ち受渡違約の場合であるが、關東廳取引所及び滿洲取引所に在りては契約解除法を採用して決濟し、受渡總代金の百分の五に相當する金額を賠償金として被違約者に交付し、尙受渡標準値段と賣買當日の帳入値段とを對比し、被違約者に差損金ある時は之を返付し、差益金ある場合には之が返還を爲すを要しない。

即ち定率賠償法と差額賠償法とを併用してゐるに反し、大連五品及安東取引所に在りては、賣方違約の場合に於ては評價決濟法に依り五名の評價委員を選定し、標準價額を評定せしめて之を被違約者の建玉の帳入値段と比較し賣方に代つて被違約者の差益金を賠償するのであるから、賣方違約の場合には差額賠償法を採つてゐるのであるが、但し差額賠償に依らず賣渡物件の引渡を爲す事を得と規定して若し出來得れば完全賠償をも爲す旨を明にしてゐる。買方違約の場合には取引所は立替履行法に依り被違約者の賣渡物件を引受け、買方に代りて代金を賠償する即ち完全賠償法を採用してゐるのである。

尙違約者の負擔に歸すべき金額は

- 一、違約者の差損金
  - 二、被違約者の差損金
  - 三、取引所又は信託會社が被違約者に交付せる差益金
  - 四、違約賠償金
  - 五、取引所又は信託が支拂つた金額にして違約の爲取立不能に陥つた金額
  - 六、其他取引所又は信託が違約に依り負擔した一切の支出及費用
- であつて、之等の金額は之を違約者の身元保證金、賣買證據金及違約者が取引所又は信託に對して有する總ての債權から取立てるのであつて、猶不足ある時は之を追徴し、剩餘金ある時は之を返還するのである。



## 第六章 結 言

以上に於て在滿九日本取引所の大體を説き了つたのであるが、吾人は茲に注目すべき二つの問題を見逃してはならない。其の一は大連取引所延いては關東廳取引所全體の民營問題であり、他は建値問題である。前者は唱へらるゝ事既に久しく現在に於ても全く消滅したりとは言へない。思ふに取引所の組織は夫が最も完全に其の機能を發揮し得るが如きものが理想である事言ふまでもない。而して其の理想の形態如何に就いては學者間種々議論のある所ではあるが、株式組織よりも會員組織、會員よりも公共團體の經營を可とするは一般に唱へらるゝ所の通説であり、又各國立法の趨勢を見るも明なる所である。而して此等の説が取つて以つて直ちに滿洲の現狀に適應するや否やは敢て速斷を許さないのであるが、傳へらるが如き天下りの政策、即ち何等其の利弊を研むる所なく、民營に移す事によつて何程の不勞所得を利し得るかと言ふ事をのみ目的とする民營運動ならば斷じて排されなければならない。吾人は第二の懸案事項たる建値問題と共に識者の眞面目なる研究を切願して本編を閉づる事にする。

## 附 錄 其 一

## 關東州取引所法規

○重要物産取引市場ニ關スル件(大正二年二月十四日勅令第六號)

改正 大四年第五四號

朕關東州及南滿洲鐵道附屬地内ニ設立スル重要物産取引市場ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
關東州及南滿洲鐵道附屬地内ニ設立スル重要物産取引市場ニ於ケル取引ノ方法及擔保ニ關シテハ「關東都督」ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○關東廳取引所規則(大正八年二月廿六日府令第五號)

改正 大八年第三七號、大八年第四八號、大八年第六四號

關東廳取引所規則左ノ通定ム

關東廳取引所規則

第一條 關東州及南滿洲鐵道附屬地内必要ト認マル地ニ取引所ヲ設置ス

附 錄 其 一